74—338

THE
THEORY
OF
BANKING

銀

銀行論

東京高等商業學校教授 佐野善作著

東京 同文館
寶文館 有斐閣
成美堂

十

銀行論目次

Bibliography……(1)—(10)
緒　言……一頁
第一章　總論……三頁
第一節　銀行の定義——二種の定義。——批評——一、銀行は單に金錢のみを取引する者に非す——二、銀行は金錢貸借の周旋を以て業と爲す者に非す——三、銀行の業務は購買力の賣買なり。
第二節　銀行の效用——第一、資本の用を大ならしめ生產を幫助すること——第二、貨幣の用を省略すること——第三、資本の移轉を促かし生產をして最も利益ある方向を採らしむること——第四、空商投機の弊を防き資本の放下をして安全且つ確實ならしむること——第五、物價の激變を防き細民を擠ふこと——第六、商工業者の勞費を省くこと——第七、商業社會の美風を養成すること。——コムトの說。——銀行の弊竇。
第三節　銀行業務の一班——第一、銀行基金——資本金——預金。——第二、銀

目次

行基金の運用——割引——貸附——公債證書地金銀等の賣買。——第三、兌換券の發行。——第四、銀行附隨の業務——爲換——取立——保護預。

第二章　資本金……三一頁

第一節　資本金の性質。

第二節　資本金と預金及び貸出との割合——一、資本金と預金との割合——二、資本金と貸出との割合。

第三章　預金……三九頁

預金の發展。

第一節　預金の種類——定期預金——當座預金。

第二節　預金の本能——直接預金と振替預金——預金は一種の「カレンシー」なり。——預金の濫發。——預金膨張の制限。——預金義務の消滅——第一、預金は之に對して振出されたる小切手を支拂ふにより消滅す——第二、預金は之を以て銀行に對する負債の償却に充るに由り消滅す。

第三節　預金效用——第一、貨金圍の節約——第二、金融の疏通——第三、通貨を して社會の需要に適應せしむること——第四、商工業者の勞費を省くこと。

第四節　預金振替及び手形交換——預金振替(ジロフエルケール)——手形交換。

第五節　支拂準備金——支拂準備金と日常出納用現金との差——準備金の割合——準備金と有價證券——準備金の增減——法定準備金。

第六節　準備聚合法及び準備分離法——聚合法の利益——缺點。——分離法の利益——缺點。

第七節　銀行の相互救濟——紐育及びボストンの例——歐洲に於ける例。

第八節　預金支拂保險組合。……八七頁

第四章　手形割引……

第一節　割引の便益——第一、生産上に及ぼす利益——第二、交易上に及ぼす利益——第三、分配上に及ぼす利益——第四、消費上に及ぼす利益。——銀行に取りて割引の利益——第一、割引より生する債權は固定せず——第二、割引より生する債權は短期なり——第三、利率等くんは割引の方貸附よりも利益大なり——第四、割引は公債の買入よりも確實なり。

第二節　手形割引に要する注意——手形の性質——眞手形と空手形。——手

形の期限――短期手形の長期手形に優る點――長期手形の短期手形に優る點。
――手形關係人。
第三節　割引歩合――中央銀行割引政策――中央銀行公定歩合と市場歩合。
――正貨準備の保持と割引歩合。
第四節　責任割引代理店及「ビル・ブローカー」――責任割引代理店(バンキエーセスコムテール)――「ビル・ブローカー」。
第五章　貸附……一二一頁
銀行放資上貸附の位置。
第一節　貸附の利益――第一、貸附は有爲の士に資本を供給し産業に從事せしむ――第二、貸附は利益ある産業を幇助す――第三、貸附は割引と相須て社會の資本を最も確實なる途に移轉せしめ生産をして最も多利なる方向を採らしむ――第四、貸附は一般社會の福利を增進す。――貸附及び割引の繁寡。――貸附の銀行に與る利益――第一、貸附は利益ある放資の途を供す――第二、貸附は新富源の發達を促がし結局銀行の業務を隆盛ならしむ――第三、貸附は割引の如く種々の注意を要せず――第四、貸附の利子は割引歩合よりも高率なるを常とす。
第二節　擔保貸附――第一、株券――第二、社債券――第三、公債證書――第四、貨物代表證券――第五、不動産。――擔保割引。
第三節　保證貸附――效績――保證貸附(キャッシクレヂット)と手形割引――箇人の見地よりすれば前者は後者に優れり――銀行の側より二者の比較――割引の保證貸附に勝る點――保證貸附の割引に勝る點。
第四節　當座貸越。
第五節　信用貸附。
第六節　「コールローン」。
第六章　公債證書株券社債券等の賣買……一四七頁
第一節　公債證書の賣買。
第二節　社債券株券の賣買。
第三節　地金銀の賣買。
第四節　現買先賣。
第七章　兌換銀行券の發行……一五七頁

第一節　兌換銀行券の性質——第一、預金と兌換銀行券——第二、正貨及不換紙幣と兌換銀行券——第三、兌換銀行券と其他の信用證券

第二節　兌換銀行券の效用——第一、貴金屬の節約——第二、金融の疏通——第三、通貨なして社會の必要に適應せしむること

第三節　政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券——第一、政府發行の兌換券は自然伸縮力を缺けり——第二、政府は兌換券發行機關たるに適せず——第三、政府は利子歩合を上下して正貨準備を伸縮すること能はず——第四、政府發行制にありては政府の財政不如意なる時自ら正貨準備の薄弱を來すへし。——國有銀行の不可。

第四節　大銀行單獨發行制と多數銀行發行制——大銀行單獨發行制を可なりとする者の論旨——批評。

第五節　兌換銀行券發行に對する保證物件——公債證書社債券の類と商業手形——正貨準備——正貨準備最小額を規定するの必要及び其理由。

第六節　兌換銀行券償却合同資金の制——紐育の實驗——加那陀の現制。

第七節　「カレンシー」主義「バンキング」主義——兩主義の大要——「カレンシー」主義の誤謬——「バンキング」主義の誤謬。

第八節　諸國兌換銀行券制度——第一、定額以上總額準備制——英蘭銀行の制——第二、比例準備發行制——白耳義國立銀行の制——ネセルランド銀行の制——米國々立銀行の舊制。——第三、最多額制限發行制——佛蘭西銀行の制。——第四、屈伸制限發行制——獨逸帝國銀行の制——墺地利匈牙利銀行の制——日本銀行の制——獨逸制と我邦制との比較。

第八章　銀行附隨の業務……二三三頁

第一節　爲換——內國爲換——外國爲換。

第一項　外國爲換の理論——爲換の起る原因——直接手形——間接手形——需要供給——信用の厚薄——短期手形及長期手形——爲換相場變動の原因——自然療法——根本療法——期限の長短——貨幣制度——爲換矯正策實際の取引を表せさる手形——對症療法。

第二項　外國爲換の實務——第一、爲換相場——相場の建方——相場の種類——手形の區別——第二、送金爲換——並爲換——電信爲換——第三、逆爲換——第四、輸入荷爲換——第五、輸出荷爲換——第六、爲換賣買損益——商人の側の損益——銀行の側の損益。

目次

第二節　保護預——倫敦銀行の起因——保護預の利益——英國に於ける現狀——米國に於ける現狀——佛國に於ける現狀。
第三節　代金取立及證券委託賣買——第一、代金取立——第二、證券委託賣買。
第九章　銀行と銀行類似業……二八一頁
銀行類似業の種類及び業務——第一、不動産抵當貸附業——沿革——債券——貸附法——擔保——割增金及奬勵金。——第二、興業會社業——勸産銀行の業務——同運轉資金——債券——日本興業銀行と勸産銀行との差異。——第三、信用組合——沿革——仕組——シュルツエ式とライフアイゼン式。——第四、貯蓄機關——沿革——貯蓄銀行と普通銀行との差異。
銀行と銀行類似業との關係——第一、不動産抵當貸附業と普通銀行。——第二、興業會社と普通銀行。——第三、信用組合と普通銀行。——第四、貯蓄機關と普通銀行
第十章　特立銀行制度と支店制度……三〇三頁
特立銀行制度の缺點支店制度の利益——特立銀行制度の利益支店制度の缺點——斷案——諸國に於ける傾向。
第十一章　銀行と恐慌……三一九頁
銀行は恐慌の製造所に非す——恐慌の前後に於ける銀行業務の上に出現する現象——第一、手形交換高——第二、預金及兌換券流通高と準備金——第三、利子歩合——第四、貸出と準備金。——銀行の採る可き方針の大要。

BIBLIOGRAPHY

著書類

A History of Banking in All the Leading Nations, 4 vols. New York, 1896.

Alison, A., England in 1815 and 1845; or a Sufficient and a Contracted Currency. 1845.

Alison, Sir A., The Currency Laws and their Effect on the Profits of Trade and Wages of Labour. Glasgow, 1859.

Attfield, English and Foreign Banks. London, 1893.

天野爲之 銀行論

Bagehot, Lombard Street. 1873.

Bailey, The Clearing House System. New York, 1890.

Barnett, State Banking in the United States since the Passage of the National Bank Act. Baltimore, 1902.

Barret, Modern Banking Methods. New York, 1902.

Bastable, The Theory of International Trade, 2d. ed. London, 1899.

Baxter, The Panic of 1866, with its Lessons on the Currency Act. 1866.

Becher, Der Kredit und Seine Organisation. Wien, 1868.

Bell, Philosophy of Joint Stock Banking. London, 1840.

Bolles, The Financial History of the United States. N. Y., 1884–86.

——, Practical Banking. N. Y., 1884.

——, Bank Officers, their Authority and Liability. N. Y., 1890.

Bondi, Die Berufspflichen des Bankiers auf Grund der neuesten Gesetzgebung. 1897.

Bonnet, Le Crédit et les Banques d' Émission. Paris, 1875.

Breckenridge, The Canadian Banking System, 1817–1890. N. Y., 1894.

Burton, Financial Crises and Depressions. N. Y.. 1902.

Cannon, Clearing Houses, Their History, Methods and Administration. N. Y., 1900.
Cauwes, Cour d' Économie Politique. 1 ed. 1884.
Carey, Credit System in France, Great Britain and the United States. London, 1838.
Carroll, Principles and Practice of Finance. N. Y., 1897.
Clare, The A B C of the Foreign Exchanges. London, 1895.
——, A Money Market Primer. London, 1896.
Clews, Twenty-eight Years in Wall Street. N. Y., 1888.
Cobb, Threadneedle Street. London, 1891.
Conant, A History of Modern Banks of Issue, 2d ed. N. Y., 1896.
Coquelin, Le Crédit et les Banques, 2me ed. Paris, 1859.
Courcelle-Seneuil, Les Opérations de Banque, 8 ed. Paris, 1899.
Courtois, fils, Histoire des Banques en France. Paris, 1881.
Cristof. Das Bankwesen. Klagenfurt, 1900.
Crump, The English Manual of Banking. London, 1879.
——, The Key to the London Money Market. 1872.
Cunningham, The Growth of English Industry and Commerce, 2 vols. Cambridge, 1892.
Davis, Currency and Banking in the Province of the Massachusetts Bay. Part II. N. Y., 1901.
Dilton, The History and Development of Banking in Ireland, from the Earliest Times to the Present Day. Dublin, 1889.
Discussion sur les banques d' émission à l' Academie des Science morales et politiques. Paris 1864.
Duchateil, Neuveau Traité d' Économie Politique et Monétaire Paris.
Dunbar, Chapters on the Theory and History of Banking. N. Y., 1896.
Easton, Banks and Banking. London, 1896.
——, The Work of a Bank, 2 ed. 1900.
Eberstadt, Der deutsche Kapitalmarkt. Leipzig, 1901.

Felch, Early Banks and Banking in Michigan. Sen. Ex. Doc. 38, 52 Congress, ed. Session.
Francis, A History of the Bank of England. 3rd ed. London, 1858.
Francois, Clearing Houses et Chambres de Compensation.
Fullarton, On the Regulations of Currencies. 1844.
Geyer, Banken und Krisen. Leipzig, 1865.
Gibbons, The Banks of New York, their Dealers, the Clearing House, and the Panic of 1857. N. Y., 1864.
Gide, Principes d' Economie Politique. Paris, 1894.
Giffen, Essays in Finance. London, 1886
Gilbart, A Practical Treatise on Banking, 2 vols, 6 ed., 1856.
——, Principles and Practice of Banking. London, 1871.
——, History, Principles and Practice of Banking, revised by A. S. Michie, 2 vols, 1893.
Goschen, The Theory of the Foreign Exchanges. London, 1895.
Hamilton, Alex., Works of. 9 vols. N. Y., 1885.
Hamilton, J. H., Savings and Savings Institutions. N. Y., 1902.
Hankey, The Principles of Banking, its Utility and Economy, etc. London, 1887.
Hardcastle, Banks and Bankers. London, 1842.
Helfferich, Geschichte der deutschen Bankreform. Leipzig, 1898.
——, Zur Erneuerung des deutschen Bankgesetzes. Leipzig, 1899.
Hildebrand, Das Checksystem und das Clearinghouse in London. Jena, 1864.
Horn, La liberté des banques. Paris, 1866.
Huskisson, A Select Collection of Tracts on Paper Currency. 1857.
——, The Question Concerning the Depreciation of Our Currency Stated and Examined. London, 1819.
Hutchison, Practice of Banking. 4 vols. London, 1890-1891.
Howarth, Our Clearing System and Clearing Houses. London, 1897.
Hübner, Die Banken. Leipzig, 1854.
Hyndman, Commercial Crises of the 19th Century. London, 1902.

Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, 5th ed. 1881.
——, Investigations in Currency and Finance. London, 1884.
Johnson, Currency Principles versus Banking Principles. 1856.
Jones, Economic Crises. New York, 1900.
Juglar, Des Crises Commerciales et de Leur Retour Periodique en France, en Angleterre et aux États-Unis. Paris, 1889.
——, A Brief History of Panics in the United States. Translated by De Courcy W. Thom. New York, 1897.
Kaemmerer, Reichsbank und Geldumlauf. 2 Aufl. Berlin, 1898.
Kanitz, Die Bedeutung des Giroverkehrs. Wien, 1894.
——, Die Technik des Giroverkehrs. Wien, 1896.
Kautsch: Handbuch des Bank-und Börsenwesens, 2 Aufl. Berlin. 1901.
Kerr, Scottish Banking during the Period of published Accounts. London, 1898.
Kinley, The History, Organization and Influence of the Independent Treasury of the United States. N. Y., 1893.
Knies, Geld und Kredit. 2 Bde. Berlin 1873–76.
Knox, The National Banking System. N. Y., 1878.
——, United States Notes. N. Y., 1884.
——, A History of Banking in the United States. N. Y., 1900.
Landmann, Zur Abänderung des deutschen Bankgesetzes. Kiel, 1899.
Laughlin, Credit. Chicago, 1902.
Laveleye, Élements d' Économie Politique. Paris, 1892.
Law, Money and Trade Considered with a Proposal for Suppyling the Nation with Money. Edinburgh, 1705.
Lawson, A History of Banking. London, 1850.
Lecoffre, Banques Anglaises et Usages de Banques en Angleterre. 1895.
Leroy-Beaulieu, Traité de la Science des Finances, 5 ed., 2 vols. 1892.

——, Traité Theorique et Pratique d' Economie Politique. 2 ed. 1896.
Levi, The History of British Commerce and of the Economic Progress of the British Nation, 1763–1878. London, 1880.
Lois et Statuts qui Régissent la Banques de France. Paris, 1887.
Lotz, Technik des Emissionsgeschäfts. Leipzig, 1890.
Macleod, The Elements of Banking. London, 1891.
——, The Theory and Practice of Banking. 2 vols. London, 1892.
——, The Theory of Credit. 2 vols. London, 1891–94.
McCulloch, A Treatise on the Principles, Practice and History of Commerce. 1830.
——, A Dictionary, Practical, Theoretical, and Historical, of Commere and Commercial Navigation. 1832.
Michaelis, Volkswirtschaftliche Schriften.
Mill, J. S., Principles of Political Economy.
Model, Die grossen Berliner Effektenbanken, Jena, 1896.
Moxon, English Practical Banking. 10th ed. Manchester and London, 1899.
Muhleman, Monetary System of the World: a Study of Present Curreney Systems and Statistical Information. N. Y., 1895.
水島鐵也 銀行及外國爲替.
Neumann-Hofer, Depositengeschäfte und Depositenbanken. Leipzig, 1894.
Neymarck, Du Reneuvellement du Privilège de la Banque de France. Paris, 1855.
Nicholson, N. A., The Science of Exchanges, 4th ed. London, 1873.
Nicholson, J. S., A Treatise on Money and Essays on Monetary Problems. 4th edition. London, 1900.
——, Bankers' Money. London, 1902.
Noel, Les Banques d' Émissions en Europe. Paris, 1888.
Norton, Statistical Studies in the New York Money-Market. N. Y., 1902.

Obst, Lehrbuch des Geld-, Bank-und Börsenwesens. Stuttgart, 1900.
——, Theorie und Praxis des Checkverkehrs. Stuttgart, 1899.
——, Der Depositen- und Kontokorrentverkehr. Stuttgart, 1898.
Overstone, Tracts und other Publications on Metallic and Paper Currency. London, 1858.
岡崎遠光　銀行政策.
Palgrave, Notes on Banking. London, 1873.
——, Bank Rate in England, France und Germany.
Patten. The Methods and Machinery of Practical Banking. N. Y., 1896.
Perrot, Der Bank-, Börsen- und Aktienschwindel. Rostock, 1873.
Philippovich, Grundriss der politischen Oekonomie. 4te Aufl, 1901.
Phillips, A History of Banks, Bankers and Banking in Northumberland, Durham, and North Yorkshire. 1894.
——, The Token Money of the Bank of England, 1797–1816.
Poor, Money and Its Laws: Embracing a History of Monetary Theories and a History of the Currencies of the United States. N. Y., 1877.
Pratt, Digest of the Natinal Banking Law. Washington.
Price, B., Priciples of Currency. London, 1869.
——, Currency and Banking. London, 1876.
——, Chapters on Practical Political Economy—Appendix II: On the Reserve of the Bank of England–1878.
Questions on Banking Practice, 5th ed. London, 1876.
Rae, G., The Country Banker. N. Y., 1896.
Rauchberg, Der Clearing und Giroverkehr. Wien, 1886.
Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, 1898. Chicago, 1898.
Report, with Minutes of Evidence and Accounts, from the Select Committee appointed to inquire into the Cause of the High Price of Gold Bullion, 1810.
日本銀行　　營業報告

大藏省理財局　銀行營業報告
——　金融事項參考書
——　財務參考書
Ricardo, Works—edited by McCulloch.
Rogers, The First Nine Years of the Bank of England. Oxford, 1887.
Root, Canadian Bank Note Currency.
Roscher, System der Volkswirtschaft. 2 Aufl. Stuttgart, 1881.
Sattler, Die Effektenbanken. Leipzig, 1890.
Sound Currency–published by the Sound Currency Committee of the Reform Club. N. Y., 1895.
Say, Léon, Économie Sociale. Paris, 1891.
Sayous, Les Banques de Dépôt. Paris, 1901.
Schäffle, Das gesellschaftliche System der menschlichen Wirtschaft, 2 Bde. Tübingen, 1873,
Scharling, Bankpolitik. Jena, 1900.
Schnapper, Zur Entwicklung des englischen Depositenbankwesens. Zürich, 1900.
Schönberg, Handbuch der politischen Oekonomie. Bd. I. 4 Aufl. Tübingen, 1896.
Schraut, Die Organisation des Kredits. Leipzig, 1883.
Sealy, A Treatise on Coins, Currency and Banking. 1858.
Seyd, Bullion and Foreign Exchanges, Theoretically and Practically Considered. London, 1868.
——, The London Banking and Bankers' Clearing House System, 3rd ed. 1872.
——, The Bank of England Note Issue, and its Error. 1874.
Shaw, The History of Currency, 1252 to 1894. N. Y., 1895.
Siemens, Die Lage des Checkwesens in Deutschland. Berlin, 1883.
Smith, Adam, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations.
Smith, The Law of Banker and Customer. London, 1892.

Soetbeer, Deutsche Bankverfassung. Erlangen, 1894.
Somers, Scotch Banks and System of Issue. 1873.
Statistique Internatoinale des Banques d' Émission. Rome.
Stern, Die Arbitrage. Leipzig 1901.
Stevens, Albert Gallatin. Boston, 1894.
Sumner, A History of American Currency. N. Y., 1884.
——, Andrew Jackson. Boston, 1882.
——, The Financier and the Finances of the American Revolution. 2 vols. N. Y., 1891.
Telshow. Der Geschäftsverkehr mit der Reichsbank. 6 Aufl. Leipzig, 1893.
Thornton, Henry. Enquiry into the Nature and Effect of the Paper Credit of Great Britain. 1802.
Thornton, Fd., Observations on the Report of the Committee of the House of Commons, Appointed to Inquire into the High Price of Gold Bullion, etc. 1811.
Tooko, An Inquiry into the Currency Principles; the Connection of the Currency with Prices, and the Expediency of a Separation of Issue from Banking. London, 1844.
Tooke and Newmarch, A History of Prices. 5 vols., 1793–1856.
Torrens, Peel Act of 1844, Explained and Defended. 1858.
田尻稻次郎 銀行論. 財政と金融
Vignes, Manuel des opérations de banque et de placement. Paris, 1899.
Wagner, Beiträge zur Lehre von den Banken. Leipzig, 1857.
——, Die Geld und Kredit-Theorie der Peel'schen Bankakte. Wien, 1862.
——, System der Zettelbankpolitik. 2 Aufl. Freiburg, 1873.
Walker, F. A., Money. N. Y., 1891.
——, Money, Trade and Industry. 1880.
Walker, J. H., A Few Facts and Suggestions on Money, Trade, and Banking. Boston. 1882.
Wachtel, Bank-und Börsenverkehr. Wien, 1899.

Warren, Banks and their Customers. 1899.
——, Your Banker's Position at a Glance. 1901.
Weber, Depositenbanken und Spekulationsbanken. Leipzig, 1902.
Wells, Recent Economic Changes. N. Y., 1891.
White, Money and Banking. N. Y., 1895.
Whitney, The Suffolk Bank. Cambridge, Mass, 1878,
Wilson, Capital, Currency and Banking. London, 1847,
Wirth, Handbuch des Bankwesens. Köln, 1870.
Wolowski, La question des banques. Paris, 1864.
——, La Banque d' Angleterre et les Banques d' Écosse. Paris, 1867.
山崎覺次郎 銀行論(經濟叢書中)

辭書

Block, Dictionnaire Général de la Politique.
Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 1898–
Elster, Wörterbuch der Volkswirtschaft. 1898.
Encyclopaedia Britannica, 10th edition, 1903.
Guyot et Raffalovich, Dictionnaire du Commerce, de l' Industrie et de la Banque. 1900–
Macleod, Dictionary of Political Economy, Vol. I. 1863.
Méliot, Explanatory Dictionary. 1896.
Palgrave, Dictionary of Political Economy. 1893.
Léon Say, Nouveau Dictionnaire d' Economie Politique. Paris, 1891.
Dictionnaire Universel Theorique et Pratique du Commerce et de la Navigation. Paris 1875.

雜誌類

Annals of American Academy of Political and Social Science. Philadephia.
The Bankers' Magazine. Rhodes Journal of Banking. New York.
The Bankers', Insurance managers' and Agents' Magazine. London.
Conrad, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. Jena.
Deutscher Oekonomist. Berlin.
The Economic Journal. London.
The Economist. London.
L' Économist Européen. Paris.
L' Économist Francaise. Paris.
The Economic Review. Rivingtons.
Journal of the Institute of Bankers. London.
Journal des Économistes. Paris.
Journal of Political Economy. Chicago.
Journal of the Royal Strtistical Society. London.
Political Science Quarterly. New York.
Quarterly Journal of Economics. Boston.
Révue d' Économie Politique. Paris.
Révue des Banques. Paris.
The Statist. London.
Schmoller, Jahrbuch für Ges., Verw. und Volkswirtschaft. Berlin.
The Yale Review, Newhaven.
Böhm-Bawerk, Zeitschrift für Volkswirtschaft. Wien.
Schäffle, Zeitschrift für die gesammte staatswissenschaft.
東京經濟雜誌
東洋經濟新報
經濟叢書
經濟世界
內外論叢
銀行通信錄
大阪銀行通信錄

銀行論

東京高等商業學校教授 佐野善作著

緒言

銀行は一の重要なる經濟機關なり世の信用取引にして之を待たずして行はれ得べきもの蓋し甚稀なり去れは經濟の學を講する者は須らく之に就て精細明竅なる討究を遂けさる可からさるや論を俟たす

銀行に關する著書論文決して尠しとせす然れとも其一般に渉れるものは上梓以來既に幾多の年月を經其所載事項中陳腐に屬するものあると同時に輓近重要の事項にして或は輕視せら

れ、或は全く記載せられさるもの鮮なからす其新刊に係るものにありては多くは斷片的にして一も銀行に關する諸般の事項を網羅するものなきか如し是れ學者をして講究上多大の不便を感せしむる所以にして學界の爲め頗る遺憾とする所なりとす

本書著述の目的は敢て嶄新奇拔なる學說を吹毀せんとするものにあらす又特に從來行はるゝ諸說に就き論難駁擊を加へんとするものにもあらす只銀行に關する諸般の事項を蒐集整理し從來討究の足らさる所は之を補ひ陳腐に屬する部分は之を削除し新に起りたるものは之を加へ即ち銀行論の改造構成を爲して以て現今我經濟學界の以て遺憾とする所を完ふせんと期するものに他ならさるなり

本書揭くる所の事項の大部分は明治三十四年一月以降著者か東京高等商業學校及ひ專修學校に於て講述せしもの及ひ三十五年三月以來雜誌經濟世界に連載せしものを修正したるものなりと雖も亦新たに改竄增補せし部分尠からす而して經濟世界に現はれし部分に對しては素より其發行者との契約に基き之を轉載したり

本書著述に就き引用したる著書論文等は各節若くは各項毎に一々之を揭けたり是れ本書記載事項の出所を明かにすると同時に一層深く研究を遂けんと欲する者の便に資せんか爲め著者の特に留意したる所なり而して多くの引用書中玆に特

筆せさるを得さるもの二あり故ダムバー博士の著述せる銀行の理論及歴史及ひ田尻博士の著述に係る銀行論即是なり此二書は著者に與るに幾多の好材料を以てせしと同時に本書の範圍講述の順序等に關し直接間接に著者を稗益せし所寔に尠からす一言特に兩博士の學恩に酬るさるを得さる也

明治三十六年七月

著者識

銀行論

第一章　總論

第一節　銀行の定義

世に定義を下すこと甚だ困難なる事物數多あり銀行亦其一なり英國の銀行學者エッチ、エス、フォックスウエル氏嘗て同國銀行協會の集會に演説せし時會員の一人問ふに銀行の定義を以てせり然るに氏は對るに即答する能はざる旨を以てせり亦以て其困難なるを察知すべし

抑銀行の定義は經濟學中難問の一にして頗る討究を要するこゝに屬す前英國銀行協會々長リチャード、ヒー、ヤーチン氏は嘗て此點に就て左の言を爲せり

"We see that in America, as well as in this country they are rather troubled with the definition of 'what is a banker?' It seems it is a question we have been unable to decide here, and it has perplexed our council a good deal. We have taken the best advice we can get upon it, but we have not yet come to any conclusion on the point; though it sounds absurd enough when we see the way in which bankers have been mentioned in Acts of Parliament, the Bill of Exchange Act, and other Acts. Of course the ramification of business are so great that it is extremely difficult to define what a banker is"—Journal of the Institute of Bankers, Vol. V, p. 506.

蓋し銀行も亦多くの他の經濟機關と同じく創設以來其業務に幾多の變遷を經て終に今日に至りしものにして中世紀其始めて起りし時代に於ては銀行業と云へば貨幣兩換(一)を意味せしものゝ如くなりしが纔で猶太人「ロムバード」人によりて經

營せられたるものは貸金業[2]を營み英國に於ては金銀商は十七世紀の中頃より金錢の貸借[3]を爲し纔で金錢貸借の外送金爲換の業をも營むに至り其後紙幣發行は銀行の本業なるが如く信せられ十九世紀の初迄は世人は銀行と謂へば紙幣の發行所と理解せしと云ふ[4]

(1) Montesquieu, cited in London Bankers' Magazine, Jan. 1900, p. 4.
(2) Robertson, History of Charles V.
(3) Anderson, History of Commerce, Vol. II, p. 192.
(4) Bagehot, Lombard Street, pp 62-3, 96.

然而して現今銀行なる文辭は頗る廣く應用せらるゝに至り兩換貸附預金割引爲換紙幣發行等を爲すものは云ふも更なり債券を發行して得たる資金を以て地所建物等を抵當とし貸付を爲す者會社設立の幇助公債社債の引受募集有價證券の賣買及び其質貸等を以て營業と爲す者細民より貯金を預け之を不動產公債證書等に放下する者細民の組合を組織し資本の融通を計る者等皆齊しく銀行と稱せらるゝなり去れば今日銀行と云ふ文辭の意義は頗る漠然として之が定義を下すの困難なる決して怪むに足らざるなり吾人は今學問的に銀行を研究するに當り到底右の如き廣漠なる意義を以て之を講ずること能はざるを思ひ茲に之を制限するの利益あるを主張する者なり即ち今日所謂銀行なるもの、種類を別ち其中に就き本來の銀行とも稱すべき預金銀行を撰拔して之に銀行なる文字を獨占せしめ之を專攻せんと欲す若夫れ預金銀行以外のものに至りては銀行なる文字を冠せしめす銀行類似業なる名稱の下に別に機を得て之を研究することあるべし

(1) Gilbert, The History, Principles, and Practice of Banking, Sec. XV.

偖研究の範圍を右の如く制限したる以上は銀行の定義は如何之れ吾人の本節に於て攻究すべき本題なり

世に預金銀行の定義を下せる學者數多あれども其定義は要するに左の二種に大別するを得べき歟

第一、銀行は金錢を取引するものにして之を餘裕ある所に取り不足ある所に致して貸借を媒介するを以て營業と爲すものなり[1]

第二、銀行は購買力の賣買を以て營業と爲すものなり[2]

Hankey on Banking, 4th. edition, p. 53.
N. A. Nicholson, The Science of Exchange, 4th ed., p. 38.
Viti de Marco (cited by A. Weber in his Depositbanken und Spec
(2) Bonamy Price, Principles of Currency, Lecture III, London, 186
ditto , Currency and Banking, ch. III, London, 1876.
F. A. Walker, Money, p. 68.
Wagner, Beitraege zur Lehre von den Banken, 1857, S. 33.
etc.

右の外第二の定義を奉ずる者と認め得べきは左の諸家なり
Macleod, Theory and Practice of Banking, Vol 1, p. 311.
Philippovich, Grundriss der politischen Oekonomie, 4te Auflage, I Ba
Schäffle, System der Menschlichen Wirtschaft, Bd. II, S. 145.
Dunbar, Theory and History of Banking, pp 17-8, 24.

今右二定義を檢するに第一の定義は全く正鵠を失することを發見す何を以てか之を言ふ曰く銀行は金錢のみを取引するものに非す金錢取引は銀行取引の總額に比較すれは實に九牛の一毛も雷ならざるなり曰く銀行は金錢貸借の周旋業におらす其主要なる業務は金錢及び要求拂債權を以て成る預金を引受け又手形割引貸付金の方法により債權を買入れ之に對して何時にても要求次第支拂ふへき

債務を生出して負擔するに在ればなり

第二の定義は肯綮に中れり即ち購買力とは何時にても一般の貨物を購買するを得るの力と云ふ義にして此力を完全に若くは最も多く有するもの之を金錢及び債權と爲す銀行業務の重なるものは預金割引貸付の三者なり而して預金は金錢小切手滿期手形等の預け金及び手形割引貸付金の手取金の振替によりて生じ銀行の預金義務は何時にても華主の要求次第支拂に應ずるにあれば銀行の業務は金錢及び債權の取引即ち購買力の賣買に在りと云ふ素より正當なりと謂はざるべからず然るに第一の定義の如く單に金錢の取引なりと云ふに至ては手形も小切手も普通の債權も皆金錢なりと主張せざるを得ざるなり讀者は斯る非常なる主張を承認するや否や

金錢 Money とは何々を意味するやと云ふ問題に就ては古來學者其說を一にせす第一 J. S. Mill, Tooke, Chevalier, Huskisson 及び獨逸學者の大部分は鑄造貨幣のみを金錢と云ひ B. Price は之に同意すと雖も亦紙幣を包含せしむるは世上の慣習なる故に差支なかるへしと云ひ Roscher は鑄造貨幣を金錢と云ひ紙幣手形帳簿上の貸借等を金錢の代表物と稱せり第二 Fullarton の如きは鑄造貨幣及び不換紙幣の二者を金錢なりと主張せり第三 Adam Smith, Col. Torrens, Lord Overstone, Norman, Ricardo, Walker, Wolowski, N. A. Nicholson, Macleod の諸氏は鑄造貨幣及び兌換券不換紙幣を總稱して「マネー」なりと云へり是れ著者と

其說を全ふするものなり蓋し是等學者の說は H. Price の言へるが如く世上普通に用ゆる所と一致せり第四米國に於て不換紙幣銷却論の囂しかりし頃一時「マチー」とは鑄造貨幣及び兌換券のみを指すと主張せし者ありき然れとも他に斯る說を爲す者ありしを聞かす第五 Henry Sidgwick 氏一派は「マチー」とは鑄貨紙幣手形小切手帳簿上の貨借に論なく總て交換の媒介を爲すものとを總稱すと主張せり然れとも是れ非常の主張にして斯る廣況なる意義は到底學問上採用し能はさる所なり

P. P. Andrew 氏は一八九九年一月發行の Quarterly Journal of Economics に何をか「マチー」と云ふやに就て說を爲して曰く帳簿に記入し又は裏書を要するか。如き手數を要せすして自由に流通するとは「マチー」の經濟上最も緊要なる性質なりと云ふを得されとも是れ其他物と異なる目標さしてアダムスミスリカードー等の共に承認する所にして今日強て奇を好むに非るよりは「マチー」なる語を用ゆるの標準なりと亦以て肯綮に中れりと謂つ可きなり

今や更に詳しく銀行は單に金錢のみを取引するものに非す又金錢貸借の周旋を以て業と爲す者に非す眞の銀行業務は購買力の賣買なることを說明せん

一、銀行は單に金錢のみを取引する者に非す、(1)スレーター氏は千八百五十七年英國の銀行家モリソン、ゼロン商會の總收入中正貨及び紙幣と信用證券との割合を計算して前者は僅かに總收入の百分二强後者は其百分九十七强なりと曰へりサージョンリユボック氏は千八百六十四年倫敦統計協會雜誌に自己の經營に係るリユボック銀行の總收入中正貨は僅に百分〇、六紙幣は百分二、六手形小切手は百分九十六、八の割合を占むることを掲載せり(3)ボーノール氏は千八百八十一年英國銀行協會雜誌に倫敦の預金中手形小切手は其百分九十七、二三三を占め紙幣は百分二、〇三九正貨は百分〇、七二八を占むるに過ぎざることを掲載せり又米國に於ける調査に據れは(4)千八百八十一年六月末に於ける紐育市諸銀行總收入の內手形小切手の類は其百分九十八、七を占め(5)千八百九十二年九月十五日に於ける三千四百七十三箇の國立銀行總收入の內正貨紙幣及び交換所預金證券は其百分十、二〇を占め手形小切手等は百分八十九、八〇を占むとあり(6)又千八百九十八年佛蘭西銀行の總取引高千三百四十三億五千八百萬法の內九百三十五億九千四百萬法即ち全額の七割は預金振替に依り兌換券及び硬貨に依るものは僅に四百〇七億六千四百萬法なりしか如き其他千八百九十七年獨逸帝國銀行の取引高十萬馬克に對し兌換券流通高の割合僅に八百馬克に過きさりしが如き皆金錢の用を省くものゝ存在を證し銀行の取引するものは決して金錢のみに限らさる事實を示さゝるはなし、依是觀之銀行は單に金錢のみを取引するものに非るや明白にして金錢取引は之を全體の取引額に比すれば只其一小部分を形成するに過ぎざることを

知るべし

(1) Slater cited by Macleod in his Theory of Credit, p 334.
(2) Journal of the London Statistical Society, Sep. 1865, Article, "Country Clearing."
(3) Journal of the Institute of Bankers, 1891.
(4) Wells, Recent Economic Changes, p 214, foot note.
(5) Report of the Comptroller of the Currency, 1893
(6) Schuering, Bankpolitik, 13-14.

二、銀行は金錢貸借の周旋を以て業と爲す者に非ず、銀行は華主より直接に預金を享け又割引貸附の依頼に應し其手取金を預金に編入し以て預金義務を生出するを以て業と爲す者なり換言すれば銀行の業務は金錢債權を買入れ其代りに要求次第何時にても支拂はるべき債權を引渡すものなり去れは其取引たるや自己の名義を用ゐ自己の計算にて爲すものにして決して周旋を以て目す可からず隨て其營業利益も周旋手數料に非すして純然たる賣買利得なるや明かなりとす銀行を以て一の周旋業なりと想惟するときは銀行の預金は必ず金錢若くは小切手滿期手形を以て成り其資金運用の額は資本金と右預金との合計額以上に上るおと能はすと主張せざるを得ざる可し何となれば周旋業にありては現に周旋を

依頼せられたる金額以上の資金を運轉することを能はざるものなれば然れども世の銀行は實際に於て決して右の如き制限を守らず時に商業の中心地に在るものは其十數倍に當る金額の手形割引及び貸付を爲すを例とし現實の資金なくも一方に預金義務を生出して盛に割引貸付の依頼に應じつゝあるなり此點より見るも銀行は單に金錢を餘裕ある所に集め之を不足ある所に致し以て貸借を媒介するものなりとの定義の正鵠を得たるものに非ることを知る

三、銀行の業務は購買力の賣買なり、賣買取引會の賣買取引は現金のみを以て爲すものに非ず或は小切手を以てし或は掛と爲し又或は約束手形爲換手形を以てせり是等のものは皆之れ貨物の購買力ならざるはなし米國インヂヤナポリス貨幣調査會の報告に據れば同國に於ける賣買取引金額の內現金を以て爲す者は大取引のみにありでは百分の十大小諸取引を總括する時は百分二十位なるべしとなり亦以て現金以外の購買力の緊要なることを知るべし然り而して銀行取引の目的物は前にも述べしが如く現金及び債權に外ならざれば銀行の業務は購買力の賣買たりと云ふ素より疑を容る可からざるなり

(1) Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, pp. 81–82, 90–91.

第二節　銀行の效用

銀行は一の緊要なる經濟機關なり而して其經濟社會に與ふる效用は之を歷史的に謂へばゼノアベニス等の銀行の如く政府の財政を幫助するとアムスターダム銀行ハムブルグ銀行ロッテルダム銀行の如く完全なる通貨を經濟社會に供給すると倫敦金銀商の如く貴重品の保護預所たると等數多ありと雖も是等の效用は往時緊要なりしも近世に於ては餘り重大ならず[1]預金銀行の效用の主要なるものは第一資本の用を大ならしめ生產を幫助すること第二貨幣の用を節約すること第三資本の移轉を促し生產をして最も利益ある方向に向はしむること第四空商投機の弊を防ぎ資本の放下をして安全且つ確實ならしむること第五物價の激變を防き細民を擠ふこと第六商工業者の勞費を省くこと第七商業社會の美風を養成すること等是なり以下順次之を說明せむ

(1) Walker, Money, Trade, and Industry, pp. 247.

第一、資本の用を大ならしめ生產を幫助すること

前節に述べしが如く購買力の賣買は銀行業務の本體を爲すものなり而して預金手形割引及び貸付の三者は購買力の賣買を表する實際上の語辭にして其經濟社會に與る效用は資本の用を大ならしめ以て世の生產業を幫助發達せしむるに在り蓋し世の資產家必しも事業家に非ず事業家亦必しも資本に裕ならず多くは之を缺知するを例とす故に往々巨額の資本を擁し之が使用の良途なきに困む者あると同時に資本に乏しきが爲め徒らに手を空ふし其手腕を振ふこと能はざるを憾む者あり是時に中り若し銀行なる者あり其信用を利用し汎く世人より大小の預金を受け之を基礎として大に手形割引或は貸附の依賴に應じ其手取金を依賴者の預金として何時にても現金を引出すことを許す時は金融爲めに疏通し世の購買力爲めに增殖し資產家の資本爲めに其用を增し事業大に振興し社會の經濟を利すること寔に鮮少に非るべし加之地方產業の種類を異にし一方に農業地の金融常に緩なる者あると同時に他方に商工業地の金融常に繁忙なるあり又同一地方に於ても各種の產業其季節及商況の如何に由り金融自ら繁閑あるべきを以て銀行其間に介して金融を計らは以て資本の用を大ならしめ產業を幫助すべき

こと素より論を俟たざるなり

然れども此銀行業務の効績に就ては世人或は充分に其範圍を認めず又或は之を過大視し其觀察往々にして當を得ざるが如し夫の銀行を目して單に金錢貸借の周旋業なりと云ふ論者の如きは銀行の債權造出より生ずる購買力の增加を無視するが故に充分に其範圍を認むること能はざる者なり又銀行は資本を造出すと云ふ論者[1]の如きは銀行業務の効績を過大視するの弊に陷りたる者なり銀行は直接に資本其物を創造する者に非ず只信用を利用して債權を造出し世の購買力を增殖し以て生產資本の賣買移轉を敏活ならしめ其效用を增加し生產業を幇助發達せしむるのみロッシェル[2]氏は曰く信用の新資本を直接に造り出すの力なきは猶分業の勞力者を生むの力なきが如しとダムバー[3]氏は曰く銀行は斯の如くにして一定の資本額をして其效果を大ならしむるが故に一社會に銀行を設立する時は實際其資本額を增加せずと雖も其結果は大に之が增加ありし場合と同一なりと

(1) Sir Archibald Alison.

(2) Adam Smith, Wealth of Nations, Book II, Ch. II.
McCulloch, A Treatise on Metallic and Paper Money and Banks, p. 95-6.
Tooke, Evidence given by, in 1832; quoted by Lord Overstone in his Tracts p.391.
J. S. Mill, Principles of Political Economy, Book III, Ch. XI.
J. S. Nicholson, Palgrave's Dictionary of Political Economy, Article, "Credit."
Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, p.162.

(3) Roscher, System der Volkswirthschaft, Buch I, S. 202.

(4) Dunbar, The Theory and History of Banking, p.5.

第二　貨幣の用を省約すること

銀行效用の一たる貨幣の用を省約することは其貸借の相殺機關たること及び送金爲換の機關たることを說明すれば以て之を明かにすることを得べし銀行は其華主間に於ける取引より生ずる貸借を其帳簿上の振替を以て相殺し自行の華主と他銀行の華主との間に行はるゝ取引より起る貸借を手形交換の便に由り決濟す而して此貸借の相殺は獨り同一地に於て行はるゝ而已ならず地を異にする場合に於ても支店を有し及び地方手形の交換を爲すによりて之を遂行することを得べし又送金手形の發行及び爲換手形の割引は前述の支店振替及び地方手形の交換と相須て遠隔の地に正貨を輸送するの必要を減し大に貨幣の用を省約する

ものとす之れ國民經濟に至大の利益を與るものと謂はざる可からず何となれば若し斯の如き貨幣節約の利器なくんば國家は其丈多くの貨幣を要すべきに之あるが爲め其生産に要する資本勞力をして他の生産業に向はしむるを得べければなり

本書第三章第四節參照

第三　資本の移轉を促がし生産をして最も利益ある方向を採らしむること

銀行は預金を受け之を基礎として割引貸付の依頼に應ずと雖も其割引貸付たるや漫りに許す可きに非ず依頼者中最も確實にして且つ最も利益ある産業に從事する者を選擇して之に應ずべきや勿論なり去れば銀行の爲す所は世の資本をして最も利益多き産業に向はしめ社會の生産業を促がして最も利益ある進路を採らしむるの結果を生ずべきや明なり蓋し資本の最も有利なる産業に向て移轉すべきは自然の法則にして銀行者を待て始めて行はるべきものに非ずと雖も銀行者の割引貸付の方針によりて其移轉に錯誤なく且つ大に速めらるべきや疑を容れざる所とす

第四　空商投機の弊を防き資本の放下をして安全且つ確實ならしむること

前段述べしが如く銀行は資本の放下法に就き常に注目留意を怠らざるを以て確實ならざる産業家に對しては融通を拒絶し以て空商投機の弊を防ぎ資本の放下をして安全且つ確實ならしむるの効ある者とすイリー氏は今日米國に於ける詐僞的「トラスト」の資本家に及ぼす害毒の十八世紀に於ける投機事業の害の如く大ならざるは全く之を防遏する諸勢力の存在に歸すとし就中今日の銀行家の注意周到にして新事業の確否を達觀するの眼力は其最も顯著なるものなりと曰へり

Ely, Monopolies and Trusts, p. 215.

Political Science Quarterly. Vol XIII, No 2, p. 212. (Emery, "The Result of the German Exchange Act of 1896")

第五　物價の激變を防き細民を擠ふこと

銀行は資本の移轉を促がし其方向を定め安全にして且つ確實ある事業に向はしむること前述せしか如し去れは資本の移轉に錯誤あり若くは其移轉の急激に失するより生ずへき物價の變動を防き又細民をして窮困に陷らしむるの弊害を未然に防き得るの效あるものとすフオックスウェル氏曰く「資本の移轉其方向を誤まり若くは過激に行はれ常に生産社會を攪亂し特に細民に大害

を加ふることあるは蓋し我經濟組織の一大缺點にして之を未然に防くは實に今日の急務と謂はさる可からす然而して資本放下の時期及び方向の其當を得るや否やは物價の變動如何によりて之を判斷することを得へし去れは銀行か如何に物價の變動をして小ならしむるやを究むるときは即ち銀行の資本移轉上に及はす效果を知るを得へきなり之を概論すれは銀行業務發達の結果は猶は大市場の創設に髣髴たるものあり若し完全に經營せられんには物價の變動をして愈小ならしめ生產業の鞏固得て望み得へきなり」と

Journal of the Institute of Bankers, Vol VII. p. 62 (Foxwell, "Social Aspect of Banking")

第六　商工業者の勞費を省くこと

銀行は其華主の爲めに手形其他の代金取立を爲し又華主の預金に對して振出す所の小切手を支拂ひ手形の代理支拂等を爲すを以て其出納の手數費用を省くこと大なりとす商工業者は銀行なくんば其日々收納する所の貨幣手形等を自ら保管し自ら手形其他の代金取立を爲し自ら諸種の支拂を爲さゝるを得ざるを以て其大なる者にありては多數の出納係を聘用し其費用決して小ならざるべし加之

手許に備へ置く所の現金は毫も利殖せざるなり然るに銀行を利用する時は日々の收入は之を預金と爲し取立支拂等は銀行をして取扱はしむることを得べきを以て多數の出納係は之を聘するに及ばす支拂殘金に對しては相當の利子を得べきなり

第七　商業社會の美風を養成すること

銀行業務の發達に伴ふ貸借の相殺は商業社會に一の美風を養成す何ぞや契約期限の重ずべきことを知らしむることと即是なり吾人人類は兎角期限通り其義務を履行せざる惡習を有す然るに銀行其間に立つ時は大に之を矯正す箇人間に於ては支拂の遲延約束の不履行は吾人の常に見る所なれども相手方銀行なる時は這般の如きことは殆ど行はれずと云ふも不可なき位なり是れ銀行業務の性質に附隨する一大效果にして商業上の信用を保全するに最も緊要なることとなりとす蓋し期限を守ることのみが總ての德義を生むとは謂ひ難きも遲延荏苒か個人的及び社會的諸惡德の母なることは疑ふ可からざるに似たり凡そ約束を固守し遲延なく之を履行する程其人の責務を輕からしむるものあらず義務なるものは之を

果さいるに從ひ益〻重きを加るものにして一度之が履行を遷延する時は更に幾度も之を遷延するに至り債權者の督促急にして且つ其度を重ぬるに至れば債務者たる者は其都度益自重心を失ひ終には不正の行爲をなし恬として恥じざるの不德漢と化するに至る遷延の弊亦恐る可しと謂はざる可からず果して然らば此害毒を矯正するの力ある銀行業務の効績亦決して沒す可からず之を小にしては商業社會の信用を昻め之を大にしては一般國民を敎導して以て其道德を進捗すウオーカー氏は今日英米の小賣商業に行はるゝ一價組織（ワンプライスシステム）の發達は主として兩國銀行業の感化に由るものに非る歟と疑ひ左の言を爲せり

「英米二國の小賣業は數十年以前までは今日の歐洲大陸諸國と同しく懸引直切賣買を以て其常態となせり然るに今日にありては英米を通じて小賣業者は皆其賣捌く所の物品に對し最廉價額を得るを以て商業上の德義と思惟し人により場合に應じて其賣價を異にする等の事一切是なきに至れり是れ兩國銀行業の發達に伴ひ其德義の重すべきとを以て社會を敎へたるに因るものに非る歟」

Walker, Money, Trade, and Industry, pp. 249-53; also Hankey on Banking, 4th ed, pp. 53-83.

銀行の效用は大略上述の如し其偉大なる社會凡百の事物中蓋し多く比類を見さる所なりコムトは銀行は人類生業の自然的律定者にして銀行者なくんは產業組織は得て之を望む可からす而して銀行の本能は其善良なるものを幇助し不良なる者を撲滅するに在り故に社會の政權は擧て之を銀行者に委し輿論を以て之を監視するを得策とすと主唱するに至れり[1]是れ非常なる誇張說にして採るに足らすと雖も亦銀行の效用の偉大なるを表白するものなり然りと雖も利益の存する所害惡亦之に伴ふは數の免れさる所銀行と雖も豈に唯利益のみを有し毫も害毒を及すとなしと謂ふ可けんや蓋し銀行業務は其基礎を信用に置き其社會に與ふる所の效益は其幇成ずる所の信用行爲の結果に外ならされは信用其物に附隨せる危險は即ち銀行業務の弊竇なりと云ふを得へし惟ふに信用の危險は單り其濫用のみに座せす其最も恐るへきは濫用の結果として世人の投機心を鼓舞するの點に在り銀行にして若し其業務經營上毫も愼重の態度に出てす漫りに資金の融通を許すか如きとあらは終に一般社會を誘ふて投機空商に狂奔せしめ經濟社會[2]の利器たる銀行其物は終に之を攪亂蓼徹するの兇器と化せさるを得さるなり

(1) Cernte, System of Positive Polity, English Translation, Vol. IV, pp. 276, 301, 804.

(2) 信用の利器たると同時に其敏活にして濫用の弊大なるは Wagner, J. S. Mill, Schäffle, Michaelis, Von Mangoldt, Flürscheim, Von Stein, Juglar, Macleod 等の學者克く之を說述せり

然りと雖も吾人は徒らに害毒の生ずることあるべきを虞れて必然顯著なる大利益を收むるに躊躇するか如き愚を學ふ可からす蒸汽機鑵は時に破裂して幾多の生命財產を奪ふと雖も吾人はこれか爲めに汽車汽船の利用を廢棄する能はさるなり蓋し社會の事物は有ゆる方策を講して其危險弊害を防遏し若くは之を芟除すると同時に其利益效用を進捗するを努め始めて完全に其本能を盡さしめ得へきなり銀行と雖も亦然らさるを得んや

第三節　銀行業務の一班

銀行は購買力の賣買を爲し資本の融通を計るを以て業と爲す者なり而して其營業の方法は其資本金の一部を以て營業家屋及び什器等を買入れて其殘餘たる現金及び華主より受入る所の預金を銀行基金とし手形の割引貸附等の依頼に應し其手取金を振替へて更に之を預金と爲すにあり

第一　銀行基金

資本金　茲に所謂資本金とは既に拂込みたる株金個人合名會社合資會社にありては資本金)を云ふ銀行の資本金は其業務の由て立つ所にして銀行機關運轉の基本たり原動力たるものとす即ち資本金は銀行の信用を保持し世人をして取引上確實なりとの念慮を起さしめ預金吸收の基礎を爲すものにして積立金と稱するものあり損失の補塡其經營上資本金と同視し得へきものなり

他の用に供せんか爲め利益を割て積立るものなり

預金　預金は銀行資本金と共に手形割引貸付等の業務の由て生ずる基本を爲す者にして其多寡は直接に銀行の盛衰に關す預金吸收上銀行の有せざる可からざる資格は之を要するに世人より充分に信用を享くるにあり信用なくんば假令他行に比し多くの便益を與へ高率の利子を支拂ふも預金を吸收し得へきものに非るや明かなり

預金を大別して四種とす曰く當座預金曰く預金手形預金曰く定期預金曰く通知預金是なり當座預金は何時にても華主の振出す所の小切手に對し要求次第支拂ふへき預金にして預金は預入と同時に預金手形を發行し其所持人の要

求次第手形引換に其金額を支拂ふことを約束するものなり定期預金は豫め返濟期限を定め其期限に至り返濟すべきことを約束するものなり通知預金は引出に先ち豫め通知するの約束にて預るものなり

第二　銀行基金の運用

割引　銀行は其資本金積立金及び預金を基本とし新たに其數倍の債務を造出して手形の割引及び貸付を爲す之を銀行基金の運用と云ふ割引とは滿期日の未だ到着せざる爲換手形若くは約束手形を買入るゝの謂にして割引料と稱し割引の日より手形期日迄の利息を差引き其殘手取金を割引依賴人の當座預金中に編入して自由に引出すことを許すものなり即ち銀行は割引を爲すによりて未來に支拂はるへき手形を買入れ其代として何時にても引出に應すへき債務を造出して之を負擔するものなり

割引に短期割引長期割引の二種あり割引の日より支拂期日までの期限の長短によりて之を區別す

貸附　貸附とは銀行が其華主に貸金融通を爲すの謂にして銀行は之により未來に或金額の支拂るへき債權を獲得し之に對して何時にても引出に應ずる債務を生出して渡すものなり其割引と異るは割引にありては手形の成立を必要とすれとも貸附にありては手形を用ゐさること是なり

貸附に三種あり曰く保證貸附曰く擔保貸附曰く信用貸附是なり保證貸附とは英語にて「キャッシクレヂット」と云ひ薩格蘭にて盛に行はれ保證人を立てしめて貸附を爲し其約定金額を限り何時にても引出すことを許すものなり擔保貸附とは又普通貸附とも云ひ擔保を供せしめ貸附を爲すを云ひ信用貸附とは保證人をも立てす擔保をも差入れしめすして融通を許すを云ふ而して擔保貸附及び信用貸附にありては其手取金を當座預金に振替へ引出を許すを例とす以上三種の貸附の外尚ほ當座貸越と稱するものあり或は證人を立てしめ或は擔保を供せしめ若くは無擔保無保證にて或金額を限り當座預金の額を超へて引出すことを華主に許すものなり

貸附は亦之を期限によりて區別するときは長期貸附短期貸附「コールローン」等の各種あり就中「コールローン」と稱するは歐米の大市場に行はるゝ所にして期限を

定めず何時にても銀行の要求次第返濟すべしとの契約に基くものなり

手形割引及び貸附より生する當座預金は其性質銀行基金の一部たる直接當座預金と寸毫の差異あることなく共に華主の要求次第何時にても支拂ふへきものにして實務上に於ても此二者間に何等の區別を設くることなし

當座預金は其直接に生するものなるとを問はす其平常若くは不時の引出しに應する爲め銀行は相當の支拂資金を蓄ふるを要す而して其不時の要求に應せんか爲め備ふるもの之を支拂準備金と云ふ然れとも其割合に就ては嘗て一定の規則あることなし

銀行は手形の割引及び貸附を爲し尙は其銀行基金に餘力あることを發見する時は公債證書優等株券地金銀等を買入れ以て利益を營むことあり然れとも此種の業務は其賣買の目的物より生する利息配當金の外尙は其目的物其物の價格の變動により利益を營むを以て目的とするものなれば其性質投機的にして往々銀行の本業以外に趨るの弊あり故に銀行者たる者は割引貸附を爲し尙は餘力ある時に非んば決して此種の取引に從事すべからざるなり

第三　兌換券の發行

銀行は上述の業務の外尙は兌換券を發行することあり兌換券發行は往時銀行業務中重要なるものなりしか現今に於ては預金の發達と共に大に其事情を異にし必しも銀行たるに必要缺く可からざる業務として目す可からさるに至れり今日商業の中心に於ける諸銀行が一葉の紙幣たに發行することなくして克く其社會に交換の媒介物を供給するの事實は以て之を證明するものなり

惟ふに兌換券の發行は預金の變躰に他ならず何となれは銀行は兌換券を發行するによりて社會に交換の媒介物を供給し公衆に對し其丈の債務を負擔し而かも其債務の性質は預金と同じく何時たりとも要求次第支拂ふ可きものなればなり

宜哉預金事務の未だ充分に發達せざる社會に於ては銀行者は兌換券を發行して貸附を爲し以て其社會に交換に媒介物を供給し社會は亦銀行の兌換券發行を待て大に其經濟上の利便を享有す

右述るが如く兌換券は全く預金と同一の性質を有するものなれば銀行者は預金の場合と同じく其發行兌換券に對して相應の支拂準備金を蓄ふることを要する

や勿論なりとす而して其割合は亦預金の場合と同しく一定の標準なしと知るべし

第四　銀行附隨の業務

本節第一及び第二に述べたるが如く銀行の本業は銀行基金を得之を運用して割引貸付を爲し其手取金を預金に振替るにあり而して其本業に附隨ずる業務亦勘しとせず爲換代金取立保護預等は其主要なるものなり今左に其大要を述べむ

爲換　銀行は華主の依頼に應じ其支店若くは取引店に宛て爲換手形若くは送金手形を發行し又是等諸店の當店へ宛て振出したる爲換手形送金手形の支拂に應ず之を銀行の爲換事務と云ふ爲換事務は二地方間又は二國間の貸借を相殺するものにして其效用の大なる何人も認め得べき所なり然れども預金事務の發達と共に內地送金は小切手を用ゐて之を爲すに至るを以て內地爲換事務は益其緊要の度を減ずるに至るは自然の結果なりとす今日倫敦に於て內地宛の送金手形の發行殆ど之なきの事實亦決して偶然に非ざるなり

爲換手形送金手形の發行は亦銀行基金の一源を爲すものにして銀行は之を發行し其支拂まで一時其代金を使用することを得るなり尤も預金を有する華主よりの依頼なる時は爲換の代金は小切手を以て支拂ひ來るが故に其丈預金を減ずるのみにして銀行基金之が爲めに新たに加らざるや明なりとす

取立　取立とは華主又は他支店の依頼に應じて手形の代金を取立つる代理事務を云ふ然れども銀行は手形代金の取立のみならず時に或は公債證書の元利金株券の配當金抔の代理請取をも爲すことあり而して其取立たる代金は特別の依頼ある時の外銀行は直ちに之を送付せず他支店勘定の貸方に編入するを例とするが如し

保護預　銀行は堅牢なる倉庫を有し其華主の依頼に應じ貴重品の保護預を爲し以て盜難火災の虞なからしむ之れ世人の大に便とする所なり而して銀行が公債證書社債券株券抔の保護預を引受る時は其利子配當金の代理受取を爲し其領收金を華主の預金に編入するを例とすること前段述べしが如し

以上吾輩は銀行業務の一斑を說述せり今や更に詳しく其各項に就き章を逐て講究せん

第二章　資本金

第一節　資本金の性質

前章にも述へしが如く銀行の資本金は銀行機關運轉の基本たり原動力たるものにして預金之おるか爲めに起るか故に銀行にとり極めて緊要なるものなるや論を竢たす然れとも銀行基金の上より謂ふ時は其大部分は預金にして資本金の如きは實に其一小部分たるに過きざるなりオバーストン卿曰く「銀行の資本金は其信用を保持し世人をして取引上確實なりとの念慮を起さしめ又非常の場合に資する爲め必要なるものにして銀行基金の上より見る時は餘り緊要なるものに非す」[1]と

(1) Samuel Jones Loyd, 'Tracts on Currency, p 225. (A Second Letter to T. B. Smith)

性ふに銀行の資本金は他の商業或は工業會社の資本金と異なり其多寡は必しも事業の大小に伴はさるなり何となれは商工業會社は全く其資本金を以て事業を經營するものにして資本金なくんは片時も成立すると能はす資本の多寡を以て直ちに其業務の大小を卜して大差なきも銀行業は大に之と其趣を異にし主とし

て其預金を基礎とし業を營むものにして資本金は實に信用を得るの一方便たるに過ぎざれはなり之を先進國の例に照すに英國の如きは普通の商工業會社にありては其事業に必要なる額を資本金とし悉く之を拂込ましめ尚ほ必要あれは新株若くは社債を募ることとし決して現今我邦に見るか如く徒らに公稱資本額のみを大にして其拂込は多くは法定の最小額に止め置くか如きことなきに獨り銀行にありては之に反し實際の拂込は其公稱資本額に對して極めて小額に止まるもの多きか如し之れ畢竟銀行事業は公衆の預金を以てするを其本體と爲し其預金を吸收するの策として實際所要の額よりも公稱資本金額を大にし未拂込の金額を以て債務に對する擔保となし置き以て信用を得るの必要あれはなり(1)

(1) 銀行條例改正に對する有業會特別委員會の決議(明治三十五年一月十九日時事新報)

由是觀之銀行の公稱資本金額は之を大ならしむる必要なきに非すと雖も其實際拂込高に至つては其業務の性質より打算して必しも大なるを要せさるのみならす却て可成的之を小ならしむるを以て銀行の爲め得策なりと謂ひ得へきなり蓋し銀行か預金若くは其他の方法により一定の負債を爲し業を營み之より生する一定の利益を配當するに中り其拂込資本額大なる時は配當の割合少なく拂込額小なる時は其率大なるへけれはなり然りと雖も時に或は拂込額を增加して銀行の業務を擴張し之か爲め從前より配當の割合を增加する結果を生することあり得べきを以て一概に之を論することを能はさるなり

第二節　資本金と預金及ひ貸出との割合

銀行の資本金は銀行業務の由て樹つ所の基礎たることは屢々述へしか如し果して然らは資本金と預金との割合及ひ資本金と貸出との割合は如何にすへきや是れ當然起らさるを得さる質疑なり

一、資本金と預金との割合　ギルバート氏との比例は銀行により素より差等あるを免れすと雖も凡そ銀行の資本は必す其負債即ち預金及ひ發行兌換券の合計額の三分一以上たる可しと云ふも敢て過酷に非さるへし(1)と然れとも右ギ氏の說は同氏か其銀行論を上梓せし頃即ち英國に於ける株式會社銀行の尙未た幼稚なりし時代に於ては或は適切なりしやも知るへからすと雖も吾輩は今日迄の經驗に照らし銀行の負債增加し其資本との懸隔

意大なるに至るも銀行の信用爲めに必しも傷けらるゝへきものに非るを知るなり若し夫れ假りに今日の英國に於ける銀行か右ギ氏の說に從ひ大に其資本を增殖して債務の三分一に當るものとせんか其營業利益は爲めに始んと消滅するに至るへきや必せり亦次て同氏の說の採るに足らさるを知るへし

(1) Gilbert, History, Principles and Practice of Banking, Vol I, Sec. XXIV.

果して然らは資本金と負債との割合は如何なる標準に從ひて可なるやと云ふに吾輩は此問題に對して理論上嘗て一定の標準を得へきものに非すと答へさるを得す何となれは元來領金義務履行の確否は華主の預金引出の緩急銀行の支拂準備金の多寡幷に資產の性質等によりて決せらるへく其資本金との懸隔大なれは必す危險なりと云ふ理由なき而已ならす斯の如き事項は數字を以て之を律し得へき性質のものに非れはなり況や銀行の信用大なる時は公衆の直接預金多く銀行基金爲めに膨大し其結果貸出の增加を見其振替によりて預金益々增殖すへきに於てをや

George Rae, Country Banker, Letter XXXV, p. 260.

二、資本金と貸出との割合　貸出の多寡は銀行基金の大小によりて決せらるへく銀行基金の大部分は公衆よりの預金を以て成り資本金の如きは其一小部分たるに過きさること既に述へしか如し去れは銀行の信用厚く預金多けれは資本金と貸出との差隨て大なるへく之に反する時は隨て小なるへきや明かなりとす果して然らは資本金と貸出との割合亦之を律し得へきものに非るや論を要せさるなり然るに往時法律を以て銀行の資本金と其貸出との割合を規定したる例あり米國マサチユセット州に於ては千八百六十年銀行貸出の總額は其資本金の二倍を超過することを得すとの法律を發布せり[1]惟ふに斯の如き制限は決して確乎たる理由ありて設けられたるものに非す單に一個の空想より出てしに過きすして毫も採るに足らさるなり其有害無益の干涉にして經濟調理の道に非るや明かなりとす之を要するに資本金に對する貸附割引の割合は其預金との間に於ける制合と同しく主として之を銀行者の自營的判斷に任するを以て最良の策となすな

(二) Revised Statutes of 1860, c. 57, § 25.

終りに臨み讀者の參考に資せんか爲め銀行業務の最も發達せる英米二國に於ける諸銀行の資本拂込高積立金及び預金兌換券發行高を掲げ之を我邦に於ける諸銀行と對照し以て彼我の事情を比較するの便を供せむ

	(一八九九年)	拂込資本	積立金	預金	紙幣流通額
各種銀行 英國	英蘭及威斯	六七、四〇九、〇〇〇	三四、一四〇、〇〇〇	六七二、九四二、〇〇〇	二九、三七二、〇〇〇
	マン島	五五、〇〇〇	六四、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	二五、〇〇〇
	蘇格蘭	九、三一三、〇〇〇	六、五六三、〇〇〇	一〇三、三一四、〇〇〇	七、八六二、〇〇〇
	愛兒蘭	七、一四一、〇〇〇	三、四六二、〇〇〇	四八、一六六、〇〇〇	六、三六三、〇〇〇

	(一九〇〇年六月末)	拂込資本	積立金	預金	紙幣流通額
北米合衆國	國立銀行	六二一、五三六、〇〇〇	三九一、五四八、〇〇〇	三、六二一、五四二、〇〇〇	二六五、三五六、〇〇〇
	州立銀行	二三七、〇〇四、〇〇〇	一二九、八五六、〇〇〇	一、三七一、六五五、〇〇〇	—
	貸附及信托會社	一二六、九三一、〇〇〇	一四八、三八九、〇〇〇	一、〇三一、九三三、〇〇〇	—
	私立普通銀行	一九、三六五、〇〇〇	五、六一一、〇〇〇	九七、七二一、〇〇〇	—
	貯蓄銀行	一九、八九二、〇〇〇	二〇六、七九九、〇〇〇	二、三九〇、一八〇、〇〇〇	—

	(明治三十三年末)	行數	拂込資本	積立金	預金	紙幣流通額
日本	日本銀行	一	三〇、〇〇〇、〇〇〇円	一四、六〇〇、〇〇〇円	三五、六七八、〇〇〇円	二二八、五〇〇、〇〇〇円
	橫濱正金銀行	一	一八、〇〇〇、〇〇〇	八、一三〇、〇〇〇	五〇、五九三、〇〇〇	—
	勸業銀行	一	二、五〇〇、〇〇〇	七一、〇〇〇	—	—
	臺灣銀行	一	一、二五〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	五、〇六〇、〇〇〇	三、六九一、〇〇〇
	農工銀行	四六	二二、八六三、〇〇〇	三七一、〇〇〇	二、一四七、〇〇〇	—
	北海道拓殖銀行	一	一、〇五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五四、〇〇〇	—
	普通銀行	一五八八	二〇六、六二二、〇〇〇	三三、〇三二、〇〇〇	四三六、七八〇、〇〇〇	—
	貯蓄銀行	七〇一	六一、二七八、〇〇〇	二、九〇八、〇〇〇	七八、八八二、〇〇〇	—

第三章　預金

吾輩は第一章第一節及び第二節に預金の性質を略述し且つ預金は普通銀行に缺く可からさる業務なる所以を說き第一章第三節及び第二章第一節に預金は銀行基金中主要なる地位を占むるものなることを論せり今や此緊要なる預金に就て更に深く研究を遂けんとするに當り先つ其發展を略述するは決して無益の業に非るへし

抑預金は其性質寄託に非すと雖も其名の示すか如く元と寄託事務に胚胎せしや疑を容る可からす即ち其濫觴は現今銀行の附隨業務の一なる保護預りにして火災盜難を防き以て安心を買はんとの目的に出てしものに他ならさりき之を史に徵するに曩昔希臘に於て政府幷に箇人か其貨財を神靈の廟宇に託藏したるか如きアゼンスの市民か「トラペヅテ」に其財寶を寄託したるか如きは純然たる保護預なり既にして爾來幾多の年月を經るに及ひ寄託者に於て第三者への支拂に供せんか爲め其預金を要するに際し自ら之か返還を請求せす受託者をして己れに代り之を第三者に支拂はしむるの慣習を生するに至れり之を管理預金と稱し上述

の寄託預金と區別す上掲アゼンズに於ける「トラペジテ」拜に羅馬に於ける「アルセンタリ」及び「メンサリ」の如きは古代に於て既に此種の業を行ひ就中羅馬に於けるものは管理預金の外尚現今の如く貸借の契約に基ける預金を取扱へりと云ふ中世紀に於ては以太利のベニス及ひゼノアの各銀行盛に管理預金を受け預主の指圖により之を第三者に支拂へり近世に於ては夫のアムステルダム銀行バンブルグ銀行の如き當時是等の都市に流通せる複雜の磨損貨幣を以て預金を受け帳簿上の振替法により良貨を社會に供給するの目的を以て起り二百餘年間其業務を繼續せしか其預金は管理物件として取扱はれ只預主の命令により振替を爲すに止るものなりき然るにアムステルダム銀行は其預金を竊かに他に流用して利を營みしてと發覺し大に其信用を喪へり英國に於ては十七世紀の初倫敦の市民其貴重品を金銀商（ゴールドスミス）に致し之か保管を依託し金銀商は後終に之を運用するに至り以て今日の意義に於ける預金事務を生出せり

右述るか如く預金は寄託を以て其濫觴とし稍變化して管理預金となり更に一轉しせ今日の意義に於ける預金と化したるものなり今日の意義に於ける預金は預

主に於て初より其所有權を受託者に移轉し受託者は許すに之を運用利殖するの權を以てするものにして其基礎を貸借の關係に立るものとす故に通常利子を支拂ふを原則とせり

第一節　預金の種類

預金は之を大別して四種とす曰く定期預金曰く通知預金曰く當座預金曰く預金手形預金是なり抑々世人か銀行に預金をするや左記三種の場合に於て之を爲すものと認むることを得へく隨て預金に種々の區別を生するなり

一、金額大ならす單獨に使用の方法乏しきもの若くは其額小ならさるも所有者自ら之を生產的に使用し能はさる場合又は其資金の性質上他に運用を許さゝる場合

二、資金の所有者の業務の情況と世上一般の氣配とか其運用の良途を供せさる場合

三、日々收受する金錢銀行にて融通を受けたる手形割引貸附の手取金及ひ日々の支拂に供する金錢を自ら保管する時は火災盜難の虞あり且つ收支の際其員數

の調査眞贋の鑑識等勘なからざる煩勞を要するか故に之を銀行に預け銀行をして其出納を掌らしめ又手形小切手其他債權の取立に從事せしめんと欲する場合右第一第二の場合に於ては定期預金若くは通知預金を生し第三の場合に於ては當座預金若くは預金手形預金を生すること說明するまでもなし然而して利子歩合は前者に高く後者に低からさるを得す何となれは定期預金及ひ通知預金にありては銀行は豫め其引出の期日を知るを得へきを以て常に支拂準備金を貯るの必要なく隨て其全額を有利の途に放下し得へきも當座預金及ひ預金手形預金にありては何時其支拂を請求せらるゝや豫測し難く常に其何割かに相當する支拂準備金を貯ふるを要すれはなり

定期預金は我邦に於ては通例三ヶ月六ヶ月若くは一ヶ年を期限とすれとも英國抔にては三ヶ月期限のものは殆と稀にして通例六ヶ月一年又は二年のもの多く長きは三年四年に亘るものあり倫敦銀行雜誌等に掲載せる定期預金の期限及ひ利率表を見るへし利率は期限長程き高きは說明するまてもなし

通知預金は廣く諸國に行はるゝものにして通例三日とか七日とか前に讓告を與へて引出すへき契約に基くものとす此物は其性質定期預金と當座預金との中間に位するものなるか故に其利率も亦定期預金よりも低く當座預金よりも高きものとす

預金手形は預金に對し同額の手形を渡すものなれは保證小手形に類似せるものなり隨て利子を附せさるを常とす當座預金には利子を附することあり一切利子を附せさることあり倫敦紐育の如き市場に於ては無利子なるを通則とすると同時に準主の爲め無手數料にて手形の取立其他の事務を掌れり但し常に一定の預金尻を要するものゝ如し(倫敦に於けるビルブローカーは例外にして利子を附するを例とせり)我邦に於ては日本銀行を除き大抵皆利子を拂へり

左に掲くる表は參考の爲め George Rae, Country Banker, Letter XVIII 及ひ John Rae, English and Scotch Banking (London Bankers' Magazine, April 1900, p. 557) 等より摘錄したる當座預金,當座貸越の利子及ひ銀行の徵する手數料に關する諸制なり

- 當座預金
  - 利付
    - 手數料を收む
      - 支拂總高に對し……半期毎に……英國地方銀行の制
      - 預入及ひ支拂高に對し
        - 合計額に對し
        - 其都度……倫敦ビルブローカーの制
    - 無手數料……或種類の取引に對してのみ……蘇格蘭の制
  - 無利息
    - 手數料を收む……但し一定の預金尻を要す……倫敦諸銀行の制
    - 無手數料
- 當座貸越
  - 利子……實際貸越高に對し收む
  - 手數料……支拂總額に對し普通手數料の二倍を徵す……英國地方銀行の制

歐洲の中央銀行に於ては當座預金に利子を附せさるを通則となすのみならす英國銀行に於ては一當座勘定より一年間に生したる利潤を其振出したる小切手の枚數にて除し一枚に付利潤六片以下なる時は預金尻の增加を要求し又は取引を謝絕すと云ふ

第二節　預金の本能

前節に列擧せる各種の預金中最も緊要なるもの之を當座預金となす而して當座預金は經濟上果して如何なる職分を盡すや是れ本節に於て研究すへき主眼なり當座預金は之を其發生上より區別する時は二種となすことを得へし曰く直接預け入れに係るもの曰く割引貸附の振替によりて生するもの是なり定期預金は主として直接預入れに係る此區別は經濟上頗る緊要なるにも拘らす學者の之を認むる者甚た寥々たるは吾輩の了解すること能はさる所なり蓋し經濟の未た充分に發達せさる社會にありては銀行の預金は其定期たると當座たるとを問はす主として公衆の直接に預け入るゝ金錢を以て成り銀行の運用資金亦た其資本金と右直接預金との合計額以上に出つる能はさるへしと雖も商工業の充分に發達せる社會にありては銀行は其資本金及ひ直接預金を以て割引貸附に充て之を基本となし其數倍に當る金額の割引貸附を營み其手取金は直ちに之を依頼者に引渡すことなく振替の方法により之を依頼者の當座預金中に編入するを例とせり去れは此振替より生する當座預金は常に直接預金の數倍に當り預金中實に其大部分を占むるものとす實務上に於ては右二種の當座預金を區別せす其總額に對し

支拂準備金を備ふと雖も實は各種の直接預金は悉く支拂準備金となり預金全體の引當となるものなり換言すれは振替預金は直接預金を基礎として其上に架設せらるゝものに他ならす斯の如く直接預金と振替預金との區別を認むるは學問上單り有效なる而已ならす銀行業經營上亦最も緊要なることに屬す何となれは振替預金は銀行の割引貸附の結果なるか故に銀行の貸出方針次第自由に之を伸縮するおとを得へきも直接預金の伸縮は寧ろ預主の意志によりて決定せらるへけれはなり之を恐慌の場合に見んか小銀行の預金大銀行に移轉するは事實なり然れとも其大銀行にして大に其貸出の方針を革め專ら引締主義を採るに於ては振替預金の新に起るものなく貸附金及ひ割引手形の代金は期日に至り小切手を以て返濟せられ其都度振替預金減少し其結果は直接預金に於ては增加を見るも預金全體に於ては大に減縮を呈せさるを得さるなり

直接預金と振替預金との別を認むる時は又た左の諸問題を解決し得へきなり

一、恐慌の將に起らんとする時は銀行預金は縮少するを常とすと主張する論者あると同時に否な決して然らす恐慌襲來の前には銀行預金却て增加すと主張す

る論者あり而して事實は雙方を證明せり右二說何れか正當なるや

De Courcey W. Thom 氏は Clément Juglar 氏の著恐惶論の一部を英譯し其緒論に左の如く曰へり

「銀行預金の增減は商況の如何に照應す商業有望にして振興する時は預金增加し恐惶顚覆の有樣を呈する時は預金減縮す」

然るに Clément Juglar 氏彼れ自身 Block, Dictionnaire Général de la Politique 中に之に正反對の說を爲して曰く「恐惶論の大家の或者は恐惶は多くは預金の引出しより起る正貨準備の急激なる減少に因りて生すと主張すれとも之れ大なる誤謬にして事實は其正反對の證明を與ふ」と

A. C. Stevens 氏は又 Quarterly Journal of Economics, Vol VIII, p. 117 に「恐惶の起るに中りては其前徵として銀行預金の減少を見るべしと主張する者あれとも吾人は事實上斯る現象を目擊すること尠なし去れは預金減少は寧ろ例外の現象として目すへきか」と曰へり

吾輩を以て之を見れは右二箇の主張は何れも正當なりと雖も共に偏見に陷りたりとの誹を免れす何となれは右二箇の主張は銀行業務の發達如何に由り恐惶襲來前に於ける預金の增減に異同あることを忘却したれはなり換言すれは銀行預金中に直接預金たるものと振替預金たるものとの區別あることを明かにせされはなり蓋し銀行業務未た幼穉なる社會に於ては其預金の增減は貨幣の消長に伴ふか故に正貨海外に流出し或は人々恐怖心を起し貨幣吸收に孜々たる場合には預金の減少を見さるを得す隨て恐惶到來の前兆として預金の收縮は當然の結果なりと雖も銀行業務大に發達し預金の大部分は貸附割引の手取金振替より生する時は貨幣吸收の如きは預金總額の上に左程の影響を及ほすものに非す恐惶前貸付割引の擴張は之を補ふて尙ほ餘りあるものとす故に斯る場合に於ては却て預金の增殖を見るへきなり

二、英米の如き先進國に於ては銀行の貸附割引高と當座預金とは其額殆と符合し其增減を共にするか如きは如何なる理由に基くや

Report of the Comptroller of the Currency for 1897 は一八六三年より九七年に至るまての米國々立銀行の貸出及ひ預金を比照し其符合を示せり

此問題も亦進步せる銀行業に通曉せさる人士に取りては頗る難問たるか如く感せらるへしと雖も上述の直接預金及ひ振替預金の區別及ひ其多寡を知るに於ては之を解決すること最も容易なるへし

讀者は以上述へし所により當座預金發生の原因に二種あることを了解せしならん今や一步を進めて本論に入るべし

當座預金は其直接に預け入れたる者と割引貸附の振替によりて生したるものとを問はず何時にても預金主の要求次第支拂ふべきものなるに由り經濟上其盡す

所の職分は一種完全なる交換の媒介支拂の具として用らるゝに存せり預金が一の「カレンシー」なることは千七百九十年の昔米國のハミルトン氏既に之を詳說せり曰く

「凡ろ銀行の其華主に許す所の貸附は其最初の形體に於ては等しく皆帳簿上の信用にして銀行は借主の望に任せ其金額丈紙幣にても正貨幣にても要求次第支拂ふべきことを受合ふ者なり然れども實際上多くの場合に於ては借主は貨幣の支拂を請求することなく引出小切手を振出し之を其債主に交付し債主は亦之を他の支拂に用ゐ若くは直接に之を銀行に差付け銀行に於ては之を受入ると同時に帳簿上勘定の振替を爲すを例とす斯の如くにして信用の轉盛に行はれ其都度貨幣の用を達す云々」

今や更に詳しく預金の通貨たる所以の理を說明せんに抑々當座預金の預ケ主の支拂を要する時は其好みに隨ひ現金を取付け之を以て債主に支拂ふか若くは銀行に宛て小切手を振出し之を債主に交付するか二者孰れの方法に從ふも全く其隨意なりとす而して若し後者による時は支拂は債權の移轉によりて決行せられ

其之を代表する小切手なるものは現金の代用を爲すの效ある者にして之を受取たる者更に之を他に轉轉し若くは之を自己の預金として銀行に差入る時は更に一層其效用をして大ならしむる者とす而して此現金代用の事たる小切手の振出人受取人の雙方共に同一の銀行と取引する場合に於ても又別々の銀行と取引する場合に於ても等しく行はれ得べき所にして別々の銀行と取引する場合に於ては同一の銀行と取引する場合に比し只其手續少しく複雜となるのみ即ち同一の銀行と取引する場合に於ては甲なる振出人の振出たる小切手は乙なる受取人によりて銀行に預け入れられ銀行は其金額を甲の勘定より控除し之を乙の勘定に振替れは以て足れりとするも甲乙其取引する銀行を異にする場合に於ては乙は甲より受取りたるA行宛の小切手を自己の銀行Bに致しB行は多くの華主よりの受入れたるA行宛の小切手を取纏め毎日A行に送りA行の有する自己宛の小切手と交換し其差額を現金にて受授する者とす然り而して多數の銀行間に交換すべき小切手ある時は各行皆一々使丁を派して之を交換するときは多く人と時とを要するを以て毎日時を期して同一の場所に集り交換を爲すを以て便利とする

に至る之れ手形交換所の起る所以にして其結算方法は各行共其組合銀行全體に對する權利義務を算出し交換所を相手として其差額の受拂を爲すに在り斯の如くする時は現金受授の高大に減し現金の用亦隨て省略せらるゝなり而して若し交換所の外に中央銀行なるものあり各行皆之に預金を爲し居る時は其帳簿上の振替により正貨の授受は全く省略せらるべし」

斯の如き方法を以てする時は預金は交換の媒介支拂の具として最も便利なるものとなり帳簿上一片の記入を以て手數も少く危險もなく克く凡百の貸借を辨濟することを得るなり加之通貨（カレンシー）中預金程流通の迅速なるもの蓋し之なく公立銀行私立銀行の等しく發行し得る所にして兌換券の如く嚴密の法律によりて羈束せられず偶々米國の制の如く其支拂準備金の割合を規定することありと雖も其以外に立法權の及ふこと之ならさか如しなるは曾に右述たる點のみに限らす亦他に一の預金の通貨（カレンシー）として便利且つ適當なる緊要なる性質を有するに由る何ぞや世の需要に應じて自然に伸縮するの性質を具ること即是なり之を實例に徴するに米國に於ては紙幣の流通額減少する時は預金增加し之に反する時は預金減縮し常に交換の媒介物をして過不及なからしむること統計の證明する所なりダンバー氏は曰く

「近來米國に於て預金事務の發達は實に著きものあり之か爲め紙幣發行額の增減の如きは今や殆と思慮を旋らすの價値なきに至れり……實に吾人は米國政府が其發行紙幣を悉皆償却し國立銀行亦其紙幣を悉く引上けたりと假定するも米國は之か爲め通貨の缺乏を感することなしと迄斷言し得るなり……通貨として預金の有する彈力及ひ紙幣減少の際其不足を償ふの力は「コムトロラー」官の統計に照して明白なりとす」云々

Dunbar, Deposits as Currency (Quarterly Journal of Economics, July 1887)

右述るか如く預金か一の通貨なる以上は其濫發の虞なきや若し之なしとせは之を制抑する原因何處に存するや是れ一の重要なる問題なり吾輩は之に對して預金は兌換券と等しく一時は濫發せらるゝことなきを保せすと雖も永時に亘りて之を考察する時は其虞なしと謂はんとす

抑々預金は現金小切手滿期手形の類を預け入るゝによりて生することありと雖

も其大部分は割引貸附の振替によりて起るものにすぎず去れは銀行か濫りに手形の割引に應し貸附を許す時は預金大に增殖し其結果市場の需要に超過して通貨を生出し其害兌換券濫發と等しきものある可きや明かなり然りと雖も預金の膨張の如きは元來一時的現象にして決して久しきに亘り持續し得へきものに非る而已ならす其額にも亦自ら制限あり着實なる經營の下決して無限に膨張するを許さゝるなり良し銀行其方針を誤まり預金の法外なる膨張一時起ると雖も取付忽ち起る可きや必然にして銀行若し之に應すること能はすんは終に倒產すへく幸にして之を凌禦することを得は其結果として預金義務消滅し其額の縮少を來さるを得さるなり蓋し永時に亘り預金の膨張を制抑するは貸附割引の引締めより新たに預金の發生を防くと取付の爲め從來の預金義務の消滅するとに在りて預金義務消滅の原因を索ぬる時は實に左の二ありとす

第一、預金は之に對して振出されたる小切手の呈示ありし時之を支拂ふにより て消滅するものなり去れと其支拂ひたる現金は久しからすして再ひ預金となり戻り來るやも知る可からさるか故に全く預金を減したりと云ふを得されとも一旦小切手を支拂ひたる以上は前の義務は之によりて消滅したりと云ふも決して不可なることなきなり況や正金を取付け之を他地方若くは外國へ輸送したる場合の如きにありては之に由りて全く預金の消滅を見るへきに於てをや

第二、預金は之を以て銀行に對する負債の償却に充るに由り消滅するものなり此場合に於ては借主か自身の預金を差向るも他人より受取りたる小切手を以てするも寸毫の差異なきなり何となれは他人より受取りたる小切手にして當行宛のものなる時は消滅すへき預金の口座を異にすと雖も矢張其丈當行の預金義務を減し他行宛のものなる時は手形交換上其丈當行の權利を增加し手取金を以て支拂準備金を增加することを得結局其丈の預金消滅せしと同樣なれはなり之を要するに預金は一の完美なる通貨にして貨幣の用を省き其行使は國民經濟を益することと頗る大なりと謂はさる可からす然りと雖も時に或は一時濫發の弊に陷り之か爲め銀行の倒產を來し或は恐慌を招き害惡を社會に流布することなきに非れは銀行者たる者は其業務經營上常に愼重の注意を拂ひ苟くも其利益を殺くか如きことある可からす然而して預金は多く割引貸附より生し膨張の危險

亦茲に存するか故に銀行者は其割引貸附を遏らさること最も肝要なりとす

第三節　預金の效用

預金の本能を究むれは其效用を知ること難からす何となれは預金の效用とは預金か其本能を盡したる場合に於ける結果を意味すれはなり預金の效用として數ふへきもの種々ありと雖も其主要なるものを第一貴金屬の節約第二金融の疏通第三社會の需要に適應する通貨（カレンシー）の供給等とす以下順次其大要を說明せむ

第一、貴金屬の節約　銀行の直接預金は現金を以て成るか故に毫も貴金屬の用を節約せす（紙幣は暫く之を無視す）と雖も振替預金は銀行の創出に係る購買力にして交換の媒介として貨幣の代用を爲すものなるか故に大に正貨の用を省くやや明白なり抑社會か金銀貨のみを以て交換の媒介となし一切其用を省くへき器具を用ゐさるに於ては其不便其不經濟果して如何要するに預金の貴金屬を節約するより起る經濟上の利益は諸國に於ける銀行預金の高と其支拂準備額とを比較し其差額に相當する正貨の獲得上要すへき資本勞力並に其保存費授受の不便費用等を計算すれは之を想像することを得へし

之を大不列顛國の實例に徵するに同國に於ける事業の成績を公告する諸銀行預金の總額は一八九九年の調査に據れは約八億二千六百萬磅なり而して其支拂準備を充分に見積り百分三十と見做して計算する時は差引五億五千餘萬磅となるへし今此巨大なる金額を悉く金貨を以てするものと見做し假りに年三分の利子を見積る時は其額實に千六百五十萬磅を節約することを得る萬磅の正貨獲得費並に毎年之か利子たる千六百五十萬磅なるへし然るに預金を利用し右五億五千に於ては其之か爲めに生する利益は實に莫大なりと謂はさるを得さるなり加之ならす正貨は之を使用すれは喪失磨損を免れす且つ授受の不便運搬の費用ある か故に其保存費其運賃等總ての費用を通算する時は其額亦た小なりと謂ふ可からす預金の利用は都て是等の費用を節約す其效亦た偉大なりと謂はすして何ろ

第二、金融の疏通　銀行は其資本金及ひ直接預金を基礎とし大に振替當座預金を生出して以て社會に潤澤なる交換の媒介を供給するものなること屢々述へしか如し而して其交換の媒介の生出は貸附割引を待て始めて之を行ふことを得へ

く貸附割引の依頼は資金に缺乏を告くる方面より直接又は間接に來るものなるか故に銀行は金融の疏通上大に有力なるや論を竢たす

前節にも述へしか如く銀行の直接預金は急に資金を要せさる者の定期預金若くは通知預金及ひ商工業者の直接當座預金を以て形成するものとす去れは此種の預金及ひ資本金を基本とし貸附割引を行ひ多額の振替預金を生出することは取りも直さす銀行か定期預金及ひ通知預金の預け主たる資金に餘裕ある方面の人々より資金を吸收し之に自已の資本金及ひ商工業者の直接預金を加へ之を利用して商工業者中資金に缺乏する方面に向て大に金融を供するものと謂はさるを得す然り而して若し銀行基金潤澤に過き其所在地に於ける貸附割引の依頼頻繁ならす自然銀行基金に餘力あるを發見するに於ては銀行は其利益上金融逼迫を告る場所に於ける本支店若くは取引先を經て又は「ビルブローカー」の類を使用して其基金の運用を努むるに躊躇せさるへし斯の如くなる時は其所在地のみならす各地方の金融をも疏通し各地の利率を平均せしめ大に一般經濟上の利益を進むるあとを得るや明白なりとす

第三、通貨をして社會の需要に適應せしむること　預金中其大部分を占むる振替預金は銀行の創出に係る通貨なり而して振替預金は商業消長の結果にして割引貸附の依頼盛なれは多く發生し割引貸附の依頼減すれは自然減縮せさるを得す故に社會の需要に應して伸縮するものとす之を預金の彈力と云ふ

斯の如く預金は克く世の需要に應して伸縮するものにして決して需要なきに增殖し必要なきに縮小し以て商業振衰の原因を爲し得へきものに非るなり然れとも凡ろ商業の氣配なるものは必しも靜思默考の結果に非す時に或は一時人心の浮沈より變動するを免れさるか故に貸附割引の依頼及ひ其結果たる預金の增減も社會の眞實の需要に適應せさることなきにしも非す世に預金の濫發若くは信用の缺乏と稱するもの即ち斯る場合に生する現象なり然れとも前節にも述へし如く是等は一時的の現象にして必す久しからすして常規に復すへきか故に永時に亘り斷案を下す時は預金は通貨をして克く社會の必要に適應せしむる彈力性を有するものと謂はさるを得さるなり

通貨の過不足は直接に物價に影響し其過剰は物價を騰貴せしめ其缺乏は之を下

落せしむ故に物價の平準を得んと欲せは第一に通貨の過不足を防くに如かす銀行の預金は社會の需要に應して展縮するの機能を有すること前述せしか如し去れは物價の變動を防くの力あるや論を要せさるなり抑物價激動の經濟上不利益大なるは喋々の辯を竢たさる所にして其諸階級就中勞力者に及ほす所の害は頗る大なりと謂はさる可からす銀行預金か之を防遏する力あるは其效用の一として特筆すへきことに屬す之を預金の第三の效用とす

第四、商工業者の勞費を省くこと、抑商工業者の銀行に當座預金勘定を開始するの意思を推測するに種々あるを發見すと雖も就中甲銀行をして現金の保管を爲さしめ以て盜難火災の厄を免れんと欲するおと、乙銀行をして債權の支拂取立等出納事務を掌らしめ金錢の計算及び其眞贋鑑識の煩勞を避けんと欲するおと、丙收支殘額に對し相當の利子又は其他の報償を得んと欲すること、丁必要の際銀行より所要資金の融通を得んと欲すること等其重なるものとす蓋し是等の必要は終に今日の銀行を生み今日の意義に於ける預金契約を生出せしものなるへし然り而して銀行か右丙丁の必要を充たすに就て直接間接に生すへき結果は上に列擧せる三大效用にして其殘餘たる甲乙の二必要に對して銀行の與ふ所の利便即ち商工業者の勞費を省くおとも亦た預金事務の一效用として揭くるの價値あるや勿論なりとす

商工業者か自ら其現金を保管し出納を爲し債權の支拂取立等に從事する時は各自堅牢なる金庫を据付け多數の出納役及び使丁を使役せさるを得す其勞費決して鮮少に非るなり然るに銀行あり都て是等の事務を掌り吳るゝに於ては其利便果して如何

預金の效用の偉且つ大なる實に上述の如し去れは充分之を利用する國民は昌へ之か利用に拙なる國民は進まさる自然の結果なり世の經濟を論する者須らく之か發展の方策を忽にす可からす然れとも預金の利用は國民の習慣によりて優劣あると同時に亦一國內に於ても地方の情況時勢の如何によりて差異あるを免れさるか如し英米二國の歐洲大陸諸國に比し預金の發達上嶄然頭角を現はすか如き一國內に於ても人口稠密なる所及び商工業地の人口疎濶なる所及び農業地に比して預金利用の盛なるか如き又人口增加商工業發達の時代か之に反する時代

に比して銀行預金の增殖を見るおと多きか如きは即ち其例證なり(1)

(1) Dunbar, Theory and History of Banking, pp. 49-51.

第四節　預金振替及び手形交換

吾輩は第一章第二節及び本章第一節に預金振替及び手形交換の克く貨幣の用を省略する效あるとを畧述したり今や更に其然る所以を說明し以て其不足を補はんと欲す蓋し預金振替及び手形交換の事は頗る緊要なるが故に特に之が爲めに一節を設くるも決して蛇足に非るべきを信ず

預金振替(シロフェルケール)とは同一の銀行と取引する商人間の貸借を其銀行の帳簿上に於て決濟するの謂なり例へば玆に一銀行あり甲乙丙等の商人各之に當座預金勘定を有するに當り甲商乙商より或商品を買入れたる時は甲は其代金支拂の爲め現金を銀行より引出すに及ばす振替指圖書又は小切手を振出して之を乙に交付すれば足るものとす而して乙は之を其銀行に持參し正金を請求する代りに之を自己の預金中に編入せんとを申入る時は銀行は其指圖書又は小切手の金額を甲の預金中より控除して乙の預金に振替るなり然る時は銀行は毫も現金

を動さかすして甲乙の間債權債務を決濟するとを得べし斯の如くせば甲と丙との取引にありても又乙と丙との取引にありても苟くも同一の銀行の華主間の取引なる時は只帳簿上一片の記入を以て克く其支拂を結了するとを得べきなり

右は甲乙丙等の商人同一地に住居する場合の例なれども其住地を異にする場合と雖も毫も其預金振替を妨げざるなり即ち甲は銀行本店の華主にして乙は支店の華主なりと想像する時は甲の振出したる本店宛の振替指圖書又は小切手は乙により て支店に預入られ支店は之を本店に送付し直ちに其金額を乙の預金中に加へ本店は指圖書又は小切手を受取ると同時に其金額を甲の預金中より控除するなり

帳簿上の振替を以て華主間の貸借を決濟するの制は其之を始めたる目的に差異ありと雖も中世既に行れたる法にして夫のアムスターダム、ロッターダム、ハンバーグ等に起りたる「ヂロバンク」は實に此業務を行ふが爲めに設立せられ永く世人に便益を與へたりしが諸國の幣制漸く整頓し「ヂロ」銀行の必要減ずるに及んで終に其跡を絕てり而して近世に至り預金振替の制を再興し盛に此業務を行ふもの

之を獨逸帝國銀行となす千八百九十九年の末獨逸帝國銀行は三百十一箇所の支店出張所を有し華主の數一萬四千九百八十七人同年預金の收支總額千五百五十九億馬克內現金收入總收入の百分十三余現金支出總支拂高の百分十九余なりき亦其預金振替高の巨大なるを察知すべし

佛蘭西銀行澳太利匈牙利銀行及び白耳義國立銀行の如きも多數の支店を有して預金振替の業務を行ふと雖も未だ獨逸帝國の如く旺なるに至らず

斯の如く多數の支店出張所を有する大銀行の振替業務は殆ど全國に亘り其効眞に大なりと雖も然れども之れ單に一銀行の華主間に行はるゝ取引に止るが故に他銀行の華主間に行はるゝ貸借の相殺は手形交換の制に賴らざるを得ざるなり是を以て中央銀行預金振替の盛なる大陸諸國に於ても亦手形交換所の設立を見るなり

手形交換の法は十六世紀に於て伊國ネープル市の銀行の創始せし所に係れり而して近世に於て手形交換所の最も早く設立せられしは蘇格蘭エデンバーグ交換所なりと云へり然れども記錄の存する所に依れば交換所の最も早きものは倫敦

交換所にして其設立は千七百五十年より同七十年迄の間にありきローソン氏は其銀行史に千七百五十五年なりと記せり而して千八百五十三年米國紐育市の交換所設立せられしまでは倫敦及びエデンバーグの外他に一の交換所あるなく隨て手形交換も甚だ微々として倫敦交換所すら世間之が成立を知る者尠なく千八百七十六年五月一日に至り始めて其定期交換を公にすることとせし位なりしと云ふ然るに紐育交換所の設立以後諸方の交換所相接て起り米國に於てはボストン、フヒラデルフイヤ、ボーチモーア、ウースター、シカゴ等總計九十有餘の交換所設立せられ英虞蘭に於てはマンチエスター、リバプール、バーミンガム等六箇所の交換所起り蘇格蘭に於てはグラスゴー、アバーデイシ、ダンデイ等七箇所の交換所起り愛兒蘭にはダブリンの交換所設立せられ又加奈陀濠州に數多の交換所起れり其他佛蘭西獨逸澳太利瑞西伊太利日本等の諸國にも亦續々設立せらるゝに至れり然れども歐洲大陸濠州其他の交換所は其取引額小にして到底英米に及ばざるなり

手形交換の原則を說明せんが爲め吾人は先づ同一市內に營業する六箇の組合銀

行ある場合を想像し或る朝其の六銀行より左の如く小切手を持寄りたりと假想す

第一銀行持出第二銀行宛					
仝	第三 仝	六、五〇〇円	第二銀行持出第一銀行宛		七、八〇〇円
仝	第四 仝	九、二〇〇	仝	第三 仝	四、一〇〇
仝	第五 仝	七、一〇〇	仝	第四 仝	五、七六〇
仝	第六 仝	六、二五〇	仝	第五 仝	六、三四〇
		四、五〇〇	仝	第六 仝	五、八七〇
合	計	三三、五五〇	合	計	二九、八七〇
第三銀行持出第一銀行宛		六、七五〇円	第四銀行持出第一銀行宛		八、七五〇円
仝	第二 仝	四、二七〇	仝	第二 仝	四、七〇〇
仝	第四 仝	五、九〇〇	仝	第三 仝	六、七四〇
仝	第五 仝	六、四〇〇	仝	第五 仝	五、八二〇
仝	第六 仝	五、九四〇	仝	第六 仝	五、一四〇
合	計	二九、二六〇	合	計	三一、一五〇
第五銀行持出第一銀行宛		八、七四〇円	第六銀行持出第一銀行宛		三、七〇〇円
仝	第二 仝	四、六二〇	仝	第二 仝	四、一〇〇

仝	第三 仝	九、二五〇	仝	第三 仝	六、七四〇
仝	第四 仝	七、六八〇	仝	第四 仝	九、二五〇
仝	第六 仝	五、九四〇	仝	第五 仝	七、八五〇
合	計	三六、二三〇	合	計	三一、六四〇

右の如くなる時は諸銀行より持寄りたる小切手の總計は十九萬千七百圓にして各行共其權利義務を合計して對照する時は第一銀行は借三萬五千七百四十圓貸三萬三千五百五十圓第二銀行は借二萬四千百九十圓貸二萬九千八百七十圓と云ふ次第にて各行の貸借差引殘高は實に左表の如くなるべし

第一銀行借	二、一九〇圓	貸	五、六八〇圓	
第二銀行				
第三銀行借	六、七七〇	貸	三、五七〇	
第四銀行借	四、五四〇	貸	四、二五〇	
第五銀行				
第六銀行				
合 計	一三、五〇〇		一三、五〇〇	

右の如くなるが故に若し借方銀行たる第一第三第四の三行か一萬三千五百圓を

交換所に納め交換所は之を貸方銀行たる第二第五第六の三行に支拂ふ時は其結果は各行別々に其權利に對する支拂を受け其義務に對する支拂を爲せしと寸毫の差異なく其方法最も簡便なることを發見すべし即ち交換所の設けなくんば十九萬千七百圓の現金を動かさゝるを得されども其機關を利用すれば僅にに一萬三千五百圓の受拂にて事濟み又交換所なくんば一行に付五回宛即ち各行合計三十回の支拂要求を爲さゞるを得ざれども之あれば一行に付僅に一回の受又は拂即ち各行を通じて三度の支拂と三度の領收と都合六回の受拂にて足るなり之を紐育手形交換所近年の實績に徴するに同交換所に於ける累年手形交換高と其交換尻現金受拂高との割合は少きは百に對する三、四多きは百に對する六、七強、なり即ち交換所の設備あるにより百分九十六、六乃至百分九十三、三の正金を省略するを得る道理なり手形交換の效亦偉大ならずや

然り而して若し組合銀行中巨大なるものあり他の諸行皆之に當座預金勘定を開き居ると英蘭銀行と他の倫敦手形交換所組合銀行との關係の如くなる時は交換尻は一切其大銀行の帳簿上に於て振替を爲し得るか故に一錢の現金を動かすとなくして克く諸行の貸借を決濟し其效果更に大なるものとす

手形交換も亦預金振替の法と同じく一地方內の取引のみならず廣く其效果を他地方に及すことを得べし即ち中央市場の交換所組合銀行か地方銀行の代理者となり其地方銀行の受取たる手形小切手を自己の分に加へて差出し地方銀行に當てたる手形小切手を自己に宛てたる分と共に受取り決算を爲すにあり之を要するに手形交換は現世銀行の採用せる諸種の制度中最も稱揚すべきものの一にして其正貨の用を省き經濟社會を裨益するの效は眞に莫大なるものありとす而して其效績の大小は之を利用するに由りて生ずる經濟の度如何に依るものにして主として交換高の大小、貸借相殺の完否、手形小切手の枚數組合銀行の數及び交換所の設なくんは手形小切手の代金取立上感すべき困難の程度等に依りて定まるものとす

今參考の爲め世界中最も交換高の大なる紐育手形交換所及び倫敦手形交換所の取引高（交換高及交換尻高）を揭れば左の如し

年	額面	手数	年	額面	手数
一八九五	二五、一五一、〇〇〇、〇〇〇	五、五一一、〇七一、〇〇〇	一八九九	三七、六六一、〇〇〇、〇〇〇	七、八〇一、〇四八、〇〇〇
一八九六	二八、一六四、〇〇〇、〇〇〇	七、五九三、八六六、〇〇〇	一九〇〇	三九、三五一、〇〇〇、〇〇〇	七、五七四、八五三、〇〇〇
一八九七	三一、三三八、〇〇〇、〇〇〇	七、四九一、二八一、〇〇〇	一九〇一	三九、八五三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇九七、二九一、〇〇〇
一八九八	三五、三六八、〇〇〇、〇〇〇	九、一五〇、二六九、〇〇〇	一九〇二	五三、二六三四、〇〇〇、〇〇〇	八、九六〇、一七〇、〇〇〇
一八九九	四二八、〇〇〇、〇〇〇	九、五六一、一六九、〇〇〇			

（地方交換を計算に入れず）

本節參考書目

Palgrave, Dictionary of Political Economy, Article, "Clearing System."

Conrad, Handwoerterbuch der Staatswissenschaften "Giroverkehr."

Rauchberg, Der Clearing und Giro-Verkehr.

Dunbar, Theory and History of Banking, Ch. IV.

Bailey, The Clearing-House System, reprinted from the Bankers' Magazine (N. Y.), 1890.

Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, Chs. XX, XXI.

Kanitz. Die Bedeutung des Giroverkehrs.

Scharling, Bankpolitik, 5–22.

尙ほ實務に就ては左の諸書を見よ

Bolles, Practical Banking, Part III.—(New York and Other Clearing Houses)

Patton, Practical Banking, Ch. XIII.—(Boston and Other C. Hs.)

Barrett, Modern Banking Methods, Ch. VIII.—(N. Y., Boston, Philadelphia, Chicago, and Minneapolis)

Cannon, Clearing Houses, Their History, Methods, and Administration (N. Y., Boston, Chicago, St. Louis, London, and Canadian anp Japanese Clearing Houses)

Howarth, Our Clearing System and Clearing Houses—(London, Birmingham, Manchester, Leeds, Newcastle-on-Tyne, Edinburgh, Paris, Berlin, and N. Y.)

Gilbart, Priciples and Practice of Banking, Section XXXV. (London)

Kanitz, Die Technik des Giroverkehrs.

Bankers' Magazine (London) Dec. 1901, pp. 708–10
Journal of the Institute of Bankers, Oct. 1902. pp. 396–99
—(Recent Changes at the London Bankers' C. H.)

Francois, Clearing Houses et Chambres de Compensation.

第五節　支拂準備金

當座預金は其直接預金なると振替預金なるとを問はず皆要求次第支拂ふべきものなれば銀行は其不時に起る引出に對して常に法貨を以て相當の支拂準備金を保有せざる可からず然り而して銀行が法貨を以て受入る所の直接預金はうれを基礎として貸附割引を行ひ其振替によりて生ずる預金と直接預金との合計即ち預金全額に對する準備金を形成するものと見做すも大差なきが故に預金に對する準備金割合の大小は銀行の貸出の方針如何によりて決せらるゝものとす。

準備金は不時に起る預金の引出に資する者なるを以て之を日常出納に要する現金と混同すべからざるや勿論なり然るに世間往々後者を以て前者の一部なりと思惟する者あり誤れりと謂ふべし「バジェオット」氏曰く「正當に論すれば銀行の日常出納に要する現金は之を支拂準備の中に加ふ可からず蓋し日常出納に資する現金は銀行の店舗營業什器と同一の性質を有するものにして之を夫の不測の取付に充つべき支拂準備金と混同せざる樣注意せさる可からず」云々

Bagehot, Lombard Street, pp 25-26.

準備金の大小は主として銀行の所在其業務の性質華主の業態及び銀行債權の有樣等種々の事情に依りて決せらるゝものにして其割合に就ては嘗て一定の規矩準繩あることなく(1)各銀行者の智識及び判斷に任するの外なきなり去れば時と所の如何により學者及び實際家の以て適當なりと認むる割合は千差万別(2)到底歸一せざるや勿論にして土地を同ふする場合にありても銀行を經營する者の判斷次第にて大小あり又同一銀行に就て見るも季節の如何經濟界の狀況等により其割合に異同あるべきなり

(1) Bonamy Price, Currency and Banking, p. 112.
Dunbar, The Theory and History of Banking, pp 30-32.

(2) バンケー氏は其著銀行論第十七頁に銀行の支拂準備金は預金の三分一を以て適度ならんと云ひ米國々立銀行條例は紙幣及び各種の預金に對し銀行の常に貯ふへき準備金は其所在地により或は百分十五以上或は百分二十五以上たるを要すと規定し我邦の舊國立銀行條例亦た其四分一以上たるべしと定めダムバー氏はバルグレーブ氏經濟辭典中に三分一にて足らんと云ひ倫敦銀行雜誌は倫敦銀行の支拂準備金は本支店を通して現今大約預金の百分十位なるべしと想像し(Bankers' Magazine Nov. 99 pp. 575, 580.) 英蘭銀行の支拂準備金は預金の三分一以上なれは安全なりと信せらるゝにも拘らす實際に於て其重役會は百分四十を下るべからすとの方針を採り(Mr. G. G. Gladstone's reply to one of the proprietors of the Bank of England at a half yearly meeting of the Bank) 現に漸次其割合を增加しつゝあるもの、如し即ち一九八五年十月には百分三十三なりしか九〇年九月には百分四十四を示し今日は百分四十五以上にあり又倫敦、紐育、巴里、伯林等に於ける各銀行の報告に徵するも其支拂準備の割合決して同しからさる而已ならす同市場に在り同一の事情の下に在る二銀行を比較するも其間一致を發見すること稀なり

惟ふに銀行者が支拂準備金の割合を定むるに中りては其心中常に利益の衝突するものあるを感ずるものにして一方に於ては銀行の鞏固確實を欲するより準備金の大ならんことを要し同時に他の一方に於ては準備金の割合を大ならしむるは貸出の引締を意味し營業利益を減ずべきを以て可成的之を縮小するを以て得策なりとするに至る是を以て準備金の大小は主として銀行經營者の箇人的性質

によりて決せらるゝを常とし保守的にして注意深き者は平素務めて之を大ならしむるの方針を採り之に反して少壯鋭意なる者は餘り此點に留意せざるか如し去れは同一市場に於て同一種の銀行者間に準備金の割合に於て大に懸隔せるものあるを見る決して偶然に非るなり

準備金問題に關聯して茲に殊に注意すへきは正金準備の必要は決して銀行の所有する有價證券の優等なるに依り之れを充すこと能はさること是なり蓋し優等の債券は其滿期日に至り支拂るへきことと疑なしと雖も夫の何時來るや豫測すへからさる預金の取付に資すへからさるや明かなりとす去れは純正の支拂準備金としては正貨幣及ひ法定貨たる紙幣の外他に之なしと知る可し然りと雖も銀行の準備は大に其買入るゝ所の債券の撰擇宜きを得るによりて強めらるゝや勿論にして若し其債券優等なるものなる時は一朝預金の取付盛に起ることあるも甚しき恐慌の際に非るよりは之を賣却して現金に引直すこと敢て難きに非るなり」

支拂準備金の增減は銀行の日々行ふ所の割引及ひ貸附の伸縮を以て其目的を達することを得へし之を準備金增減の自然的方法と云ふ元來銀行の割引手形及ひ貸附金の返濟は現金を以てするか小切手を振出して之を爲すか二途孰れかに出つるものなるか故に若し前者による時は其結果預金義務の消滅なくして準備金の增加を來し後者に依る時は其丈預金を減少し預金に對する準備金の割合をして大ならしむるものとす去れは若し銀行か其割引及ひ貸付を引締むる時は從來其所有する債權次第に滿期となり其支拂準備金は自ら增殖すべく之に反して銀行か從前より一層自由に割引貸附の依頼に應するの擧に出る時は準備金の割合は爲めに大に減少せさるを得す又新に割引貸附を許す額と滿期返濟の高と相伯仲する時は準備金の增減は毫も之なきものとす米國々立銀行條例に若し銀行の支拂準備か法定最小額以內に下る時は其銀行は貸附割引等の方法に依り其負債を增加することを得すと規定せるも又各國の中央銀行及ひ紐育の組合銀行等か時々其割引日歩を高低して割引の申込を伸縮せしむるも亦上揭の原則に據り其準備金を加減するの方策に出つるものに他ならざるなり

Dunbar, Theory and History of Banking, pp. 32-35.

上段吾輩は準備金の割合に就ては一定の規則あることなく主として銀行者の判

斷に任するの外なきことを說けり然るに現今米國々立銀行條例はボストン、シカゴ、ニユーヨルク、フイラデルフイヤ、セントルイス等準備都市（レザーブシチース）と稱する二十六大市に於ける銀行は少くとも預金額の百分二十五の準備金を保有すべく其他の地に於ける銀行は百分十五以上の準備金を保有することを要す若し其制限以內に減じたる時は銀行は三十日以內に必ず之を補塡すべく其間一切割引貸附を爲すを許さず三十日以內に補塡する能はざる時は「コムトローラー」官は清算人を任命して之に付托すと規定せり此[1]規定は米國々立銀行條例の一大缺點にして斯る制限の下に於ては平素法定制限額以上の準備金を有する銀行と雖も一朝多額の取付に遭遇する時は準備金は忽にして其法定制限に達し銀行は以來一切手形割引貸付を爲す能はざるに至るを以て爲めに世人をして不安の念を起さしめ動もすれば恐慌を來すの虞なしとせざるなり加之ならず元來支拂準備金なるものは不時の急に備ふるが爲めに設くるものなるが故に銀行者の胸算にて平素預金の何割以內に下らすと定むるも必要なる場合に於ては其限度を超過すること素より妨げなし亦斯くしてこそ始めて準備金の目的に適ふものなり然るに法律を以て之を制限し一定不動の最少額を定むるが如きは全く準備金の性質を誤解したるに出てたるものと謂はざる可からず宜哉ゴッシェン氏の英國々會に於て同國銀行準備金の不足を醫正する四方法を列擧して之を論ずるに際し米國制を以て非なりとし「余は決して斯る鐵則を以て大英國の銀行に強ゆることを勸告する者に非ず」[2]と言ひしや

(1) The Laws relating to National Banks, c. 69, sec, 5191.
(2) Mr. Gogchen's four suggestions, cited by A. S. Cobb in his "Threadneedle Street," Ch. V, pp.92-98.

第六節　準備聚合法及び準備分離法

銀行準備制度に二種あり曰く聚合法曰く分離法是なり前者は總ての銀行が各自ら支拂準備金を保有せず之を中央銀行に預け入るゝの制を云ひ後者は諸銀行各別に其準備金を所持し準備金に就ては毫も中央銀行と關係を有せざるものを云ふ聚合法は英國に於て行はるゝ所にして英國[1]の銀行者は各自支拂準備金を蓄ることなく皆之を英蘭銀行に預け入れ一朝急を告ぐる時は之を引出すを例とせり分離法の適例は北米合衆國の制にして同國地方小市場に於ける國立銀行は其準

備の大部分を中央大市場の銀行に預け入ると雖も大市場に於ける銀行は各自別々に支拂準備金を保有せり

(1) Bagehot, Lombard Street, Chs. II, III.
London Bankers' Magazine, March 1900, "Colonial and Foreign Banks in England and the Banking Reserve."

此二個の制は各利害得失あり即ち左の如し

聚合法の利益

一中央銀行に於ては其預りたる準備金を悉く蓄積せず普通預金同樣に取扱ひ其大部分を運用するが故に分離法に比し國家の生産幣助に資する所大なり

二諸銀行は各自其準備金を保有する時は毫も利殖せしむること能はざれども聚合法により中央銀行に預け入る時は多少利殖せしむることを得べし

三聚合法の準備金は其額巨大なるを以て假令其負債に對する割合小なりと雖も以て世人の信用を繋くに足らん

聚合法の缺點

小額の準備を以て巨大の信用を支ふるが故に動もすれば金融市場の小變動に感應して屢々割引歩合に激變を來たすの患あり

分離法の利益

金融切迫の際と雖も其度甚しからざる時は各銀行は其各自準備金を以て之を支ふることを得べし故に聚合法の場合の如く割引日歩の激變屢々起ることなかるべし

分離法の缺點

一巨額の正金を蓄積し利殖せしめざるが故に國家より見るも各銀行より見るも等しく是れ不經濟なり

二各行の保有する準備金は其負債に對する比例の如何を問はず各別に之を見る時は其額大ならざるを以て世人の信用を繋くに足らず

今右二法を比較するに孰れも利害相伯仲するか如くにして其孰れか優れるや容易に斷言し能はざるなり宜哉今日英國に於ては英蘭銀行と取引する諸銀行をして其英蘭銀行現在預金の外尙相當の支拂準備金を備へしめんと絶叫する者多く(1)又米國に於ては銀行者をして平時に於ても夫の合同準備の制を採らしめんと說

く者出てしや

(一) The Statist, Feb. 23, 1901, p. 331.

Giffen, Essays in Finance, Second Series, IV.

第七節　銀行の相互救濟

恐慌の將に起らんとする時諸銀行の一致して相互救濟の策を講ずるは近世銀行進化の結果にして商業史上實に特筆大書すべきことに屬す蓋し市場急を告くるとき銀行者の相互救濟は中央銀行たる救濟機關を有せざる北米合衆國の如きにありては特に必要を感ずる所とすダンバー氏は曰く「恐慌の將に襲來せんとし世人金策に困難を感ずるに際し諸銀行駢立し之か指導者たる者もなく又相互間に一致共同の契約も成立せざる時は其內或銀行は自家防衛に汲々として只管其支拂準備を强むるに努め大に割引貸附を引締め世上の急は毫も之を顧みず專ら他行をして之に當らしめんとの體度を採るに至る斯の如きは之れ他行の勇進して經濟社會を救濟せんとの念を絶たしむるものにして其結果終には相師て以て引締主義を採るに至り恐慌をして益甚しからしむることと往々之あり」[1]と

(一) Dunbar, Chapters on Banking, p. 68.

米國紐育市の交換所組合銀行は千八百六十年の恐慌起るや市場の金融を通じ又相互救濟の計を爲さんが爲め共同一致の擧に出て各行の正貨準備を共同資金と爲すの約を結び同時に委員を撰擧し組合銀行より公債株券等を抵當として差入るゝ時は之に對して交換所預金手形（クリヤリングハウスサーティフヒケート）なるものを發行するの權能を與へ各行の手形交換尻は一切其交換所預金手形を以て結算することとし以て正貨の用を省略したり

此合同は各行の割引貸附の引締を防遏し又一般預金者をして大に安堵せしめ克く恐慌を鎭壓することを得たりしを以て其後七十三年八十四年及び九十年の三恐慌にも毎に之を行ひボストン市も亦之に倣ひ七十三年及び九十年の恐慌を凌ぐことを得たり

Dunbar, Theory and History of Banking, Ch. VI.

Horace White, Money and Banking, pp 244—.

歐羅巴に於ては右合同準備の制は未だ嘗て採用せられしことなし是れ蓋し歐羅

巴諸國は多くは中央銀行制を採るを以て斯の如き合同契約を必要とせざるに因るならん然れども歐洲に於ても大銀行が自家防衛の爲め若くは小銀行救濟の爲め相互救濟の策を講じたる例決して乏しからず今其二三を擧けんに千八百三十九年の恐慌起るや英蘭銀行は僅々三日間に公債大藏省證券及び手形割引に對して五百萬磅の紙幣を發行したりしも尙之を救治すること能はざりしを以て援を佛蘭西銀行に求め二百萬磅の融通を受けたり又千八百四十七年の恐慌には佛蘭西銀行は佛國公債二千萬法を倫敦のベーリング商會に賣り以て正金を吸收したりしか恐慌を鎭壓すること能はず終に露西亞皇帝の救助を煩はし皇帝は五千萬法の佛國公債買入を承諾したり

Noel, Les Banques d'émission en Europe, I, 3.

千八百九十年の恐慌に於ては英蘭銀行は英國政府より同行に宛て三百萬磅の出(エキ)納局證(スチエカービル)券の交付を受け之を佛蘭西銀行に致し同額の金貨を英國に輸入し同時に又聖彼得斯堡より百五十萬磅其他諸所より五十萬磅の正金を輸入して一時の急を凌ぎたり此恐慌は夫の有名なるベーリング兄弟商會の破綻に原因す同商會は當時三千萬磅の負債を有し其窘迫は數日前より倫敦に於ける重なる商人の耳語せし所なりしを以て機敏なる時の英蘭銀行總裁ウイリヤム・リッダーデール氏は早くも急に備るの策を講じ仝年十一月十四日を以てベーリング商會の負債は一切英蘭銀行にて之を引受け之より生ずる損害ある時は英廣蘭及び蘇格蘭の諸大銀行の連合保證を以て其を英蘭銀行に償ふべき契約の成立したる旨を發表したり此合同救助は克く其目的を達し千八百九十三年三月十六日英蘭銀行寄合所に於ける報告に據ればベーリングの負債は一時三千三十一萬三千磅に達せしも僅に四百五十五萬餘磅を殘すのみにて且つ其所有せし手形は最も損失なく盡く取立濟となりたりとありき

Political Science Quarterly, March 1894.

London Bankers' Magazine, April 1893.

第八節　預金支拂保險組合

經濟社會變調の兆候を呈し會々一銀行の破綻を見るや公衆は風聲鶴唳に驚き預金の引當相繼て起り銀行の破綻益加はり其影響一般に波及し經濟社會を席捲す

るに至ることあるは吾人の屢々耳にする所なり蓋し預金の引出は決して經濟攪亂の原因を爲すものと謂ふ可からずと雖も此者は其勢をして強からしむるものなるや疑を容る可からず果して然らば或方策に據り斯る場合に於ける預金引出を防遏することを得は其經濟社會を裨益する蓋し寔に鮮少に非るへし然り而して前節に述へたる合同準備の制は右に對する一方策なりと雖も之れ非常なる恐惶の際臨時に採る所の策にして平素絶へす行ひ得へき所に非す是に於て平或方法を立て平素其目的を達するの必要起る

近來米國に於ては以前より同國に行はるゝ製造業者相互火災保險の方法に準據して銀行間に預金支拂保險組合なるものを組織し以て右の目的を達せんと主張する者出て大に世人の注意を喚起しつゝあり

製造業者相互保險と云ふは其仕組全く單純なる同業者の組合を以て成り其組合は別に資本金を有することもなく只年の始に各自資本額の百分一に相當する保險料を持寄り若し意外に火災多く醵成したる保險料のみにて不足を告ぐる時は尚其五倍迄は追加拂込を爲すへき規約に基くものにして組合中には嚴重なる申

合規則あり防火其他の取締間然する所なく檢査人をして時々工場を巡視せしめ其規約に背反する者は直ちに除名して掛金は之を組合に沒取し又新に加入を望む者は規約通りの設備を爲したる上に非れは之を許さゝるの法なり故に實際に於て火災も大に減し費用も只工場檢視費の一項あるのみにて結局非常に低廉なる保險となり現に未た曾て追加醵金を徵せしことなき而已ならす年々掛金の八割乃至九割を拂戻しつゝありと云ふ

右述るか如く製造業者相互保險は最も克く其目的を達し今日世人の稱揚して措かさる所なりとす今之を銀行に應用すれは如何にと云ふに亦決して行れ得可らさる理由を發見することを能はさるなり即ち組合銀行は各其代理者を出し準備金其他の要件に就き嚴重なる申合規約を制定し監事を撰擧し役員を置き書記及び檢査人を傭聘し保險掛金は諸行の資本高若くは平均預金高に應して之を課し年の終に至り幸に餘剩を生する時は其內少許の積立金を引去り殘餘を拂戻すの仕組と爲し檢査人は時々各銀行を巡歷して嚴密に其實況を檢査し若し規約違背の廉を發見する時は直ちに之を矯正せしめ從はさる者は除名する樣なすにあり

然り而して右仕組の效果は之を要するに第一如何なる流言蜚語行はるゝも預金者は安心して銀行の信用を疑はず隨て預金の引出急激に起る虞なし第二市場恐慌の兆を呈するも銀行か割引貸附を引締め商工業者を苦め恐慌の勢をして濫りに猖獗ならしむる等の虞なき而已ならず斯る場合に處して組合銀行は進んで恐慌鎭壓に努むることを得へし第三組合に加入する銀行は信用を高め加入を拒絶され若くは一旦加入するも除名さるゝ者は信用を墮すを以て克く銀行の自然淘汰をして行はれしめ平素皆確實を旨として其業務を經營するに至る等の點に存し其弊害とする所は一も之なきか如し由是觀之上揭預金支拂保險組合なる者の仕組は今日の一良策に非すして何そや尤も確實にして信用ある大銀行は恐慌の際却て其直接預金增殖すへきを以て斯る組合に加盟するの必要なしと主張するやも計るへからすと雖も市場紊亂し小銀行の破綻踵を接して起るや之か爲め直接間接に大銀行に勘からさる影響を及すへきや論を俟たさる所なるか故に一時銀行基金の增加は以て其損害を償ふに足らさるなり果して然らは大銀行と雖も右組合に加盟するを以て得策とすへきや明かなりとす吾輩は世の銀行者か一日も早く此類の仕組を採用せんことを希望して止まさるなり

Charles T. Raymond, Associated Bands Mutual Guarantee Association, (Rhodes' Journal of Banking, April 1901, Vol. LXII, No 4, pp. 584-6)

田尻稻次郎氏財政と金融第五版第八編第一章第十節

第四章　手形割引

第一章第三節に述へしか如く銀行基金運用法に種々あり手形割引貸附公債證書地金銀等の賣買是なり而して手形割引は右運用法中最も緊要なるものとす

割引とは未た滿期とならさる爲換手形若くは約束手形を買入るゝことにして買入の日より手形支拂期限迄の割引料即ち利子を控除し其殘額即ち手形の代價を割引依頼人の當座勘定に振替へ自由に引出すことを許すものなり

割引料は之を嚴格に謂へは手形面の金額より割引料を差引たる殘額を元金とし其に對する利息に外ならすと雖も實際上銀行割引料の率は其眞の元金に對して何分と謂ふものに非す手形額面に對して謂ふなり[1]マクラウド氏は銀行割引法の本體を說明して曰く「若し銀行者が一年五分の利率を以て百磅の手形を割引する時は手形面の金額より五磅を差引き殘九十五磅を依頼者に渡すべし即是れ九十五磅を貸し一年の後百磅を受取るの權利を享有するものにして其實際の利率は少しく五分より高く百磅に付一年五磅十志九片の割となるなり此方法は銀行業に於て常に用ゐらるゝ所なるが故に名けて銀行割引法と稱す」[1]と

第一節　手形割引ノ便益

凡そ現世の經濟組織に於ては商品の生產者より消費者の手に至るには生產者若くは輸入商卸賣商及び小賣商の手を經るを通例とす而して手形の由て生ずる所以のものは是等の人々が其商品を賣買するに當り盡く現金取引を爲さゝるに由るものとす蓋し現金取引を爲す代りに信用を用ゐ手形を行使し之が割引を銀行に依賴し融通を受くるは以て物品の生產をして圓滑ならしめ其移轉分配をして遺憾なからしむる所以にして其經濟社會に與る利益甚大なりと謂ふべきなり

今手形割引の經濟社會に與ふる利益を生產交易分配及び消費の諸方面より區別して說明すれば左の如し

第一、生產上に及ぼす利益　手形割引は生產業者をして間斷なく資本の許す限り大規模に其生產業を經營せしむ此利益は手形割引の便なき場合を想像すれば直ちに之を理解することを得べし例へば茲に一製造業者あり其業に從事するとせんに若し手形割引の便なく生產品の賣買は悉く現金取引を以てせざるを得ざるに於ては彼製造業者は其營業資本の全體を投じて生產を持續することを得ざるべきなり何となれば製造品は生產結了するや否や直ちに現金を以て賣却し得べきものに非ず多くは掛取引にして其代金受取迄多少の時日を要すること普通なればなり去れば斯る場合に製造業者にして間斷なく其事業を營まんと欲せば勢其資本を分割して徐々に事に從はざる可からず然らずんば其生產品を賣却して代金取立に至る迄事業を中止せざるを得ずして其損失眞に大なるものあらん然るに一度手形割引の便開くるに於ては彼製造業者は一時に其資本全部を使用するも其生產を繼續し得べきなり即ち信用を以て製造品を賣捌き直ちに之に對して爲換手形を振出し若くは約束手形を得て之を銀行に致し割引を受れば事業を中止するの必要之なきなり果して然らば手形割引は製造事業に巨大の利便を與へ製造業者をして間斷なく其資本の許す限り大規模に經營せしむるの効あるや論を俟たず然り而して凡そ製造の業たる多くの場合に於て其規模大なるに隨て生產費愈減少するものなれば銀行が割引を許すに由て大に振興すべきや疑を容れざるなり

第二、交易上に及ぼす利益　手形割引は商工業者に資金を融通し貨物の賣買交易を圓滑ならしめ以て遺憾なからしむるや贅言を費やすの要なし前段述べたる生産上に及ぼす利益亦原料製品の賣買を自由ならしむるに由りて生ずるや既に讀者の知る所なりジョージレイ氏は其著「カントリーバンカー」に英國に於ける手形割引の効驗を記述して曰く「大英國諸銀行の手形割引高は平均二億五千萬磅を下らざる可し而して其手形の期限を平均三箇月と假定する時は大英國に於ける商賣は若し手形割引の便なくんば三箇月間に右二億五千萬磅丈減縮せられざるを得ざるべし即ち是れ一週間に二千萬磅一年に十億磅の巨額に當るものなり手形割引の効亦大ならずや云々」[1]と

(1) George Rae, Country Banker, p.88, foot note.

第三、分配上に及ぼす利益　手形割引は生産業者をして繼續的に大規模の事業を營ましむる効果あるを以て多くの生産業の利益を增加す生産業の利益增加せば之が分配は假令比較的に其割合に變化を來さずとするも絶對的に資本家勞力者企業經營者等の配分を大ならしむるや明白なりとす

第四、消費上に及ぼす利益　大規模の生産は生産費を減じ物價を低廉ならしむるを以て價格下落と共に其需要を增加する商品にありては其消費高を增加し價格下落するも其需要に變化を及ぼさゞる性質を有する商品にありては其購買價額を減少し加之前述分配上の利益と相須て一般消費者をして生計の餘裕を感せしむ果して然らば手形割引の消費上に及ぼす利益甚大なりと謂ふべし上來述ふるが如く手形割引は實に經濟社會に至大の利益を與ふるものなるを以て現世に於て苟くも文明國と稱せらるゝ邦國に於て之が利用を見ざる所全く之なきなり實に手形割引は他の信用方法と相須て我經濟組織に必要缺く可からざるものとはなれり若し夫れ倫敦にまれ紐育にまれ一市の銀行者擧て俄かに其割引を中止すと假想せん乎其結果百人の大商人中克く破綻せざる者果して幾人かあるべき加之斯る場合に於ては各商人は自家防衛の必要より爭ふて其銀行預金を引出すべきを以て銀行家亦終に支拂を停止せざるを得ず其局經濟社會に大擾亂を來すべきや必然の事のみ

Macleod, Theory of Credit, pp. 634-35.

手形割引の商工業者及び一般公衆の爲め便益あり且つ必要なる實に上段縷々陳述せしが如し然るに手形割引は其依賴に應ずる銀行者に取りても亦貸附其他の銀行基金運用法に比し遙かに利益多く銀行基金運用法中最も緊要なるものなることを發見す蓋し安全なること容易に正金に換へ得ること及び利殖の大なることの三者は銀行放資の要件にして手形割引は最も完全に是等諸要件を具備するものと謂ふべきなり請ふ左に其然る所以を述べむ

第一、割引より生ずる債權は固定せず之を移轉運用すること容易なり貸附より生ずる債權は其辨濟期限あり期限前に其返濟を請求すること難し故に有益なる放資の途あるも急に之を回收するを得ず機を失することあり然るに割引にありては斯る塲合には他行に其手形を轉賣し所謂再割引を爲し得べきなり

再割引は銀行者に取り頗る利益なる方法なりと雖も倫敦の銀行は何故か之を好まず都て再割引をなさゝる慣習なりと云ふ是れ割引の一大效用を沒するものと謂はざる可からず (Vide George Clare, The ABC of the Foreign Exchange, p. 89, foot note)

第二、割引より生ずる債權は貸附よりも期限短かきを常とし且つ正確なり蓋し貸附は多くの塲合に於て新事業を起す爲め若くは從來の事業を擴張する爲めに依賴せらるゝものなれば通常其期限長く且つ往々にして辨濟延引の請求を見る然れども割引は多く事業既に成り商品を運轉するに當り要するものなれば期限短かく九十日以內に支拂はるべきもの多く且つ期日に至り支拂を受くること貸附よりも正確なりとす故に割引は貸附に比し銀行者をして前途の計畫を爲すに便ならしむ

今參考の爲め歐洲諸國中央銀行の割引に係る商業手形の平均期日を揭げんに英蘭銀行佛蘭西銀行澳利匈牙利銀行等の規定によれば割引手形の最長期を九十日とせり然れども實際は遙かに之より短期なるを常とするか如しニツチー氏は歐洲諸大銀行に於て保有する商業手形の平均期限は四十日以上なるものの殆と稀にして最も鞏固なるものにありては平均期限は決して三十日を超過せざるべしと曰ひ左の統計を揭げたり

佛蘭西銀行	一八八六年	一八九三年	一八九六年
	二七日	二四、五日	二七、二日
獨逸帝國銀行	三一	二九	二八
墺匈銀行	五七	四九	四九

Nitti, Essai sur les Variations du Taux de l'Escompte (Révue d'Economie Politique; 1898, XII, 386-89)

第三、利率等くんば割引の方貸附よりも利益大なり手形割引は割引の際利子を差引き殘額を渡し期日に至り手形額面の金額を受取るものなれば利率等しき時は貸附に比し銀行に取り利益大なる可きや勿論なり例へば年五分の利率とする時は貸附にありては元金百圓に對し一年の後五圓の利息より得べからざれども割引にありては額面百圓の手形の手取金は九十五圓にして夫に對する割引料は五圓なるが故に百圓に付一年に五圓貳拾六錢餘の利息に當るが如し

第四、割引は銀行基金運用法として公債の賣買よりも確實なり、割引は期日に至り必ず手形面の金額を受取ることなればなり公債の買入に比し價格變動の虞なく一層確實なり蓋し諸銀行に餘力ある時は通例市場金融緩慢なる時なれば公債の價騰貴すべく之に反して諸銀行が其所有公債を賣却し資金を回收せんとする時は通例市場金融切迫の際なるべきを以て公債の價下落すべきなり果して然らば銀行が其間に處して公債の賣買を爲し以て利益を得るは頗る機敏の働を要し最も困難なることに屬するなり

第二節　手形割引に要する注意

手形割引の商工業者及び一般公衆に利益を與ふる而已ならず亦銀行業者に取り利益多きものなること前述せしが如し然れども利益の存する所危險亦た之に伴ふを常とするか故に銀行者は須らく常に注意して其危險を避け其利を收むるの方法を講せざる可からず

手形割引に要する注意種々あるへしと雖も吾輩は茲に專ら手形の性質期限及び手形關係人の三項に就て論述せんと欲す凡ろ銀行に割引を依頼する手形は之を其性質上より分類する時は左の數種あり

第一、生產者より卸賣商に宛て振出されたる爲替手形若くは御賣商より生產者に宛て振出されたる約束手形

第二、卸賣商より小賣商に宛て、振出されたる爲替手形若くは小賣商より卸賣商に宛て振出されたる約束手形

第三、小賣商より消費者に宛て、振出されたる爲替手形若くは消費者より小賣

商に宛て振出されたる約束手形

第四、商業以外の取引より生する地代家賃の如きものに對して振出されたる手形

第五、融通手形又空手形

右の內第一種及び第二種の手形は最も良好なるものにして銀行者の割引に適切なるものなり第三種の手形の如きは成る可く其割引を引受ざるを可とす此種の手形は比較的其額面の金額小にして小賣商より其華主に宛て振出されたる爲替手形多く銀行に於て自由に割引を爲す時は以て消費者の濫費を奬勵し終には振出人に不利益なる結果を生せさるを保せず第四種の手形にありては銀行者は務めて之を引受ざるを可とす蓋し商業社會以外の人は手形を行使するに適せさる階級なりと謂はさる可からす

第五種の手形は一に慣合手形とも云ひ或は知人の爲め約束手形を振出し若くは爲替手形を振出さしめ融通に資するものあり或は互に手形を交換し雙方に於て之を以て融通を爲すもあるなり此種の手形は通例投機者流の發行に係り其支拂

人は眞の義務者に非す只他人の爲めに名義上義務者の位置に立つものなれば前者にありては期日到着するも金圓調達の用意なきを例とし後者にありては期日到れば更に新手形を發行して之を交換し其割引手取金を以て舊手形の支拂に充つるを例とし最も危險なるか故に銀行者は常に務めて之を避けざる可からす空手形の割引を爲したる爲め破産の厄に遭遇せる銀行古來其數尠からず然れとも經驗に富める銀行者に取りては空手形の發見は必しも困難の業に非ず空手形は通例其金額に派錢を有せず印紙稅の許す限りの金額なること多く銀行者の割引く最長期間を有し振出後直ちに割引の依賴あるを常とす而して空手形の關係人は多くは親戚朋友若くは取引の生すべからざる異種の業に從事する者又は報酬を受けて其支拂人たることを承諾する無資無譽の徒なり良し同業に從事する者の間にても或は小賣商より卸賣商に宛て爲替手形を振出すが如き變則なるもの多し之を空手形發見の普通の索引と爲す然れとも右索引を以てするも手形の空手形なるや眞手形なるや容易に識別し難きもの往々あり殊に粗生品と製造品とを仝一會社にて取扱ひ粗生品生產者と共に相互に手形を振宛つることを得る場

合の如きにありては手形行使の順逆を明にすること能はざるが故に少しく注意して振出されたる空手形にありては之を鑑別すること最も困難なる可し又最も狡猾なる徒は務めて右索引に該當せざる空手形を作成し銀行者を瞞着することを勘からず故に經驗ある銀行者は右索引の外尙種々の點に注意し平素華主の取引振資產等に注目するを怠らざるなり

Gilbert, The History, Principles, and Practice of Banking, Vol I, section XI, § III.

空手形の割引依賴人は一銀行にのみ割引を請求すれば忽ち看破せらるゝの恐あるを以て故らに數銀行と取引を爲し嫌疑を避くることあり故に銀行者は完全なる同業者の聯合組合あり相互防衛の機關備はるに非すんば一商店一銀行の方針を以て進むこと緊要なり一商店一銀行營業法は啻に空手形防遏に効ある而已ならず眞手形割引及び貸附の事業にも亦大に利益あるものとす何となれば一商店にして一銀行とのみ取引する時は銀行は其商店の預金及び割引貸附の總額を知り得べく之と取引するに頗る便利なればなり

空手形の危險實に恐る可し然れども空手形と雖も必しも有害なるもの而已に限らず時に或は安全なるものもある可し夫の確實なる事業家の一時の融通の爲め稀に持來る所の空手形の如きは必しも之を避くるに及ばざるなり又外國爲替上銀行者間及び輸出入業者間の信用に對して發行せらるゝ手形[1]の如きは空手形には相違なきも其性質決して危險なるものに非るのみならず其爲換相場の變動を防き貿易を助長し投機を防遏する等經濟上に及べす效果決して沒す可からざるなり元來空手形と眞手形との差異は前者は之より取引を爲すの資に供せられ後者は既に取引せられたる貨物に對して金融を得んが爲めに發行せらるゝに在り故に空手形必しも惡しからず其確實なるものは眞手形と差違あることなし世に眞手形と空手形とを比較して前者の安全なることに就き誇大の說を爲す者あり曰く眞手形は實在の貨物を代表す故に安全なり空手形は然らず故に危險なりと然れども之れ誤の甚しきものなり[2]元來手形は決して貨物を代表せず債權を代表するのみ(貨物を代表するものは船荷證書庫預券の類なり)加之ならず一貨物に對して數葉の眞手形發行せらるゝことと商業社會の常なれば(輸入商製造家卸賣商小賣商等皆之を發行す)貨物存在せりとて決して安全なりと云ふ可からざるや明白

なり然りと雖も眞手形より空手形の方其性質上信用濫用の弊遙かに多大なることを記憶せざる可からず何となれば眞手形にありては貨物取引ありて始めて生ずべきか故に其信用濫用の範圍隨て狹小なれども空手形にありては無限に生じ得べく又一度之を發行して割引を受け其期日に到れば更に新たなるものを振出し幾回にても銀行の氣付き割引を拒むに至る迄之を繰返すことを得べければなり

(1) 本書第八章第一節參照
(2) Macleod, Theory of Credit, pp. 563-565.

手形割引上銀行者の注意すべき要項の第二は手形期限の長短により其優劣を比較し取捨を決することなり今左にギルバート氏に從ひ此二種の手形の割引上の利害得失を對照せん

Gilbert, History, Principles and Practice of Banking, Vol. I, sec. XI, § III.

一、短期手形の長期手形に優る點
短期手形の割引は長期手形の割引よりも安全なり何となれは手形期限まで其關係人の破産すへき危險の多少は其期間の長短に正比例を爲すものなれは

なり

二、短期手形の割引にありては長期手形の割引よりも資金回轉の度數多く隨て有利の使途に放資するを得べき機會に富めり(1)

三、一定の金額を一定の歩合にて手形割引に使用する時は短期割引の方長期割引よりも一層利得大なるへし何となれは重利法を以て計算せは資金回轉の度數多き方受くる所の利子額大なればなり

四、短期割引は長期割引に比し資金固定の患少なく急激なる預金の引出紙幣の取付等に備ふるに便なり

五、銀行若し紙幣を發行する時は短期手形を割引く方長期手形を割引くよりも其發行額を大ならしむるを得べし

六、手形割引手數料を徵する場合には割引度數多き方其額大なるへきや勿論なり故に短期割引は長期割引よりも一定の金額を使用して受る所の手數料大なり

七、投機熱熾なる時は長期割引は之を助長するの傾向を有すれとも短期割引にありては支拂の期限近きか故に所謂思惑取引を防遏するの效あり

長期手形の短期手形に優る點

一、長期手形の割引料は短期手形の割引料よりも高率ならさるを得す

二、同一期間に同額の割引をなすとする時は長期割引の方短期割引に比して遙かに多額の金額を運轉することを得へし

三、長期手形の割引は永く資金の融通を許すものなれは其地方に於ける生産業者をして或は長期に亘る信用取引を營むに便ならしめ或は土地の改良に放資するを得せしめ自然經濟の發達に資する所大なるへし短期割引にありては斯る利益は得て之を望む可からす

四、長期割引をなしたる爲め其地方の經濟發達する時は其結果として銀行の業務愈隆盛なるへし(2)

(1)(2)は著者の增補に係れり

短期手形及ひ長期手形の割引上の利害得失大略右述へしか如し其取捨頗る難事に屬するの觀あり然れとも普通銀行業務の狀態に鑑み其預金義務の性質に照して考案を下す時は其取捨を決する亦た易々たるのみ蓋し普通銀行か商工業者の

機關として手形の割引を營むに中り常に留意すへきは第一其放資の安全を計ること第二資金回收の迅速を期すること第三最大の利得を求むることの三要件なりとす而して短期割引と長期割引の二者孰れか多く右三要件を充すや讀者は吾輩の言を要せさる可し

短期割引の長期割引に優る所以はシヨージレー氏亦能く之を說明せり(Country Banker, Letter XII, pp. 81-2)

銀行者の手形割引上注意すへき事項は上に述へたる手形の性質及ひ期限の長短により之を鑑別取捨することの外尙は其關係人の員數信用身代等を精査すへきことと是なり

手形は其爲替手形なると約束手形なるとを問はす期日に至り不拂となりたる時は其最後の所持人は裏書讓渡人振出人又は保證人に向て償還請求を爲すの權あり故に他の事情等一けれは手形は其償還義務者の數多き程確實なるや勿論なり獨逸帝國銀行佛蘭西銀行等の規定に兌換券發行の保證たる割引手形は必す何名以上の署名あるを要すとせるか如き此理由に基くものに外ならす(1)

(1) 本篇第七章第八節參照

手形義務者の信用及び身代の如何は銀行か手形の割引を爲すに當り第一に調査せさるを得さる要件にして此點に疑ひある時は假令其手形か眞手形にして而も期限短かく關係人の數多しとするも割引の依頼に應すへきに非るなり現今歐米諸國に於ては商工業者の身代信用等を精密に調査し銀行及ひ商工業者の依頼に應して之か報道を爲すを以て業と爲す者及ひ同樣の目的を達せんか爲めに組織せられたる組合數多あり之を興信所と云ふ銀行は手形割引を營むに當り自ら依頼人の身代を調査すること勿論なれとも亦た興信所の力を藉りて以て過失なからんことを期せり我邦に於ても近年漸く興信所の設立を見るに至りしか尚ほ未た幼稚にして充分利用せらるゝに至らす

第三節　割引歩合

ウオーカー氏曰く信用は猶蒸汽の如しと明言と謂ふへし夫れ蒸汽の效力寔に大なりと雖も一朝之を過度に用ゆる時は終に機關破烈の處あり信用亦然り之を用ゆる須らく適度ならさる可からす然らすんば經濟の機關忽ち破烈し害を社會に及ぼし毒を天下に流すの慘狀を見ん銀行者たる者手形の割引を爲すに當り豈慎まざる可けんや

割引は元と要求次第支拂ふへき債權と未來に辨濟せらる可き債權との交換によりて生じ其價格の差異即ち割引歩合は多くの場合に於て銀行基金運用の餘力（預金義務造出の餘力）と割引貸附の依頼とによりて決せらるゝこと猶一般物價の多くの場合に於て需要供給の關係によりて定まるが如し去れは人爲的に之を定むることと謂はざる可からず銀行者たる者は割引の請求盛に起り之に對して銀行基金運用の餘力大ならざる時は須らく其歩合を高むへく之に反して金融急ならず割引の依頼萎縮し餘力綽々たるに於ては須らく之を引下く可し若し經濟社會の大勢に逆ひ人爲的に割引歩合を左右するが如きことあらは啻に營業上損毫を招き自滅の不幸を來すべき而已ならす害毒を一般に及ぼすと最も大なる可し若し夫れ市場投機熱盛にして割引の請求頻々として至るに中り銀行者たる者依然として其歩合を高めすんは終に益々投機を奬勵し其害眞に恐るへしとなす又之に反して市場金融緩慢商況振はす割引の依頼日に減縮するの時に中り割引歩合を低めさらんか巨萬の資金は空しく筐底に横はり

利殖の途なきに苦まさるを得さる可し依是觀之夫の利率變動の商工業に不利益なるを見て人爲的に割引歩合を平均す可しと主張する者の如きは大なる謬見を抱く者と謂はさるを得さるなり

割引歩合平均論を唱ふる論者は曾に利率變動の商工業に與る弊害を指摘し人爲的に割引日歩を平均するの得策なることを主唱する而已ならす更に說を爲して曰く正金の輸出は貨幣の減少を來たし割引歩合を昂む故に之を矯正せんか爲め正金輸出高と等しき不換紙幣を發行し以て其缺を補ひ正金の戻り來るを待て之を償却すべしとサーアーチボルドアリソン氏の如き即是なり其唱る所實に之れ非常の妄論なり

抑正金流出を來す原因は一にして足らすと雖も若し或事情より其國の貨幣の供給過剩を來し爲めに正金の輸出を促かしたりとせむ乎斯る場合に同額の紙幣を發行して之を補塡するに於ては貨幣過剩物價騰貴の弊は永久之を避くるを得す紙幣の發行ある毎に正貨迸出し終には一國の貨幣を擧けて不換紙幣となすの結果を見んのみ割引歩合平均論の妄夫れ斯の如し豈恐れさる可けんや

田尻稻次郎氏銀行論第三章第一款第四項一二二頁—一二五頁

蓋し割引歩合の變更は信用使用調理の爲め又銀行營利の爲め自然の結果として之を行はさるを得さる所にして人爲的に之を均一にせんとするか如きは素より不可なり元來割引歩合の變更は經濟社會の情勢より來る所の當然の結果なるか故に變更其物を見て直ちに之を可とし否とするは事の本末を誤りたるものにして理論上寔に不都合と謂はさる可からす若し割引歩合の變更を以て經濟上好ま

しからさる現象となすは何そ進て其由て起る所の原因を探究して以て之を防遏するの方策を講せさる原因を放置して願みす徒らに結果のみを捉へ來り彼是矯正せんとするか如きは斷して經濟調理の道に非るなり

然りと雖も中央銀行は一國の金融界に於て嶄然として其覇權を握り金融調和の任に當るへき職分を以て立つものなるを以て時に或は普通の銀行と同一の歩調を取ること能はさる事情を有せり即ち或場合に於ては其責務を全ふする爲め株主の利益は之を第二に置き社會公益の爲め其勢力を利用して割引歩合を定め以て一般の利益を進めんことを務むることあり之を中央銀行割引政策と云ふ以下少しく之を說述せむ

若夫れ市場一時金融窘迫を告け資金の需要大に起り普通銀行の餘力既に盡き將に割引歩合の騰貴を見んとする時に於ても中央銀行は其自己の勢力を以てすれは苟も支ふることを得べしと信するに於ては直ちに之に應して大に割引貸附を行ひ割引歩合の變動を防き以て經濟社會をして動搖せしめさるに努めさる可からす夫の屈伸制限法を以て兌換券を發行する邦國に於て斯る場合に中央銀行か

其損失を顧みす制限外發行を爲し以て割引歩合の變動を防くは寔に當を得たるものと謂はさるを得す(屈伸制限法は第七章に詳述す)然れとも世上金融の逼迫一時的に非す資金の需要永久に亘り益大ならんとするの形勢あり中央銀行の餘力を以てするも到底永く割引歩合の騰貴を防禦すること能はさるの事情あるに於ては中央銀行たる者は人爲的に之か騰貴を防くか如き愚を爲さす須らく大勢の趨く所に從ひ其割引歩合を引上けさる可からす而して世上投機的企業勃興の兆候現はるゝに至らは中央銀行は大に其割引歩合を引上け企業者を警戒し其企業熱を鎭壓すると同時に善良なる擔保を供する者に對しては盛に貸出を許し以て恐慌を未然に防遏せさる可からさるなりバジェオット氏曰く「恐慌襲來の兆を呈する時は銀行は其歩合を高め貸出を爲すへし而して善良なる擔保を供する者に對しては決して其貸出を澁るへからす盖し恐慌を防くに必要なるは世人をして假令金利高しと雖も相當の擔保さへ供せは金融を得るに難からさることを覺知せしむるに在りとす」[1]と之を平時に於ける中央銀行割引政策となす

(1) Lombard Street, edition of 1897, pp.64-65, 197-199.

然り而して世上投機熱非常に熾にして屢々割引歩合を引上くるも毫も其效を奏せす恐慌遂に襲來し商社銀行の支拂を停止する者頻々として起るに於ては中央銀行は益々奮勵して一方に於て大に割引歩合を引上ると同時に盛に割引貸附の依頼に應し他方に於て窘迫せる限行を救濟するに努め以て人心を鎭撫し恐慌を凌駕するの策を旋らさゝる可からす若夫れ中央銀行に於て斯る場合に一般の銀行と同しく割引貸附の引締策を採るに於ては恐慌は遂に益々其勢を逞ふすへきや必然にして斯の如き態度を採る時は中央銀行たるもの丶機能を盡すこと能はさるは勿論他行と等しく終に預金の取付に窮迫し支拂停止の悲運に陷らさるを得さるや明白なり之を非常の塲合に於ける中央銀行の割引政策とす

以上吾輩は割引歩合の如何にして定まるやを論し且つ中央銀行割引政策の一班を說けり今や一步を進めて中央銀行の割引歩合と市場割引歩合に就て少しく說述せんと欲す

我邦に於ては日本銀行割引日歩は他の銀行の割引日歩よりも低廉なるを例とし他の諸銀行は其割引せる手形を日本銀行に再割引するの有樣なり是れ我邦に於

ては諸銀行の銀行基金となるべき預金未だ多からず隨て市場の需要に應じて大に資金の融通をなすこと能はざるの事情あると同時に日本銀行は兌換券發行の獨占權を有し資金豐富にして勢力あり且つ中央銀行として世上の金融を調理するの責任を帶るを以てなり

然るに歐洲に於ては所謂中央銀行の公定割引歩合は市場歩合に比して高きを例とせり(露西亞を除く)之れ何が故に然るか曰く歐洲に於ては市場資金豐富にして今日中央銀行の位置は他の大銀行に比して左程卓越せず隨て中央銀行が平時他の諸銀行を輔佐するの必要小なると同時に其所謂公定割引歩合と稱するは中央銀行に於て成規の條件を具備する善良なる手形の割引歩合の謂にして市場歩合とは市場に於ける三箇月拂銀行手形(最優等の手形にして信用ある銀行が手形關係人となれるものを銀行手形と云ふ)の割引歩合と云ふ義なればなり去れば實際に於ては中央銀行と雖も幾分か他の銀行と競爭する必要ありて最も確實なる手形に對しては公定歩合以下にて割引に應ずること往々あり又市場銀行と雖も普通の商業手形に對しては中央銀行公定歩合と同等若くは其以上の歩合を課せり

之を要するに歐洲に於て中央銀行公定歩合の市場歩合より高きは中央銀行が平時他の銀行を輔佐するの必要なきと其歩合を定むる手形の種類を同ふせざるとに因るものにして決して奇異なる現象に非るなり

今や本節を終るに臨み一言中央銀行の正貨準備を保持する必要より割引歩合を高低することに就て述べむ

前段述べしが如く銀行の割引歩合は中央銀行が平る場合の外決して人爲的に之を律す可からず經濟社會の趨勢に從て定むるを原則とす然れとも是れ銀行の內國市場に對して遵守すべき原則にして外國の金融と密接の關係を有する國に於ける中央銀行は單に右原則によりてのみ其割引歩合を定むべきに非ず尙は一國の正貨準備を潤澤にし信用制度の安固を圖る爲め臨機應變以て其割引歩合を高低すべきなり是れ頗る注意すべき事項なりとす即ち或原因より國內の正貨外國に向て逆出し支拂準備金減少し信用の基礎を危ふするの傾向を呈する時は市場金融の狀況如何に拘らず公定割引歩合を引上げ市場歩合をして之に從はしめ以て正貨の流出を防ぎ同時に外國より正金を吸收す

るの策を講ずるの必要あるなり是れ歐洲中央銀行の常に行ふ所にして所謂正金政策として知らるゝものゝ一なり然れども我邦の如く歐米市場と甚しく隔離し且つ歐米に於ける我信用未だ充分ならざる事情あるに於ては中央銀行割引歩合の高低は充分に其目的を達すること能はざるが如し

第四節　責任割引代理店及「ビルブローカー」

手形割引は商業銀行の銀行基金運用法中最も緊要なるものなり然れども近世商業區域の擴張と共に商工業の浮沈極りなく加るに銀行業務頗る多岐に亘り事務繁雜を來せしを以て一般銀行業者は詳細に世人の身代其人と爲り及び其業務の消長等を調査し且つ絶へず之を注視すること能はず隨て手形割引に於て過失なきを期するは最も困難なる業とはなれり加之ならず銀行か常に其銀行基金を運用して過不及なからしむるは以て其成效する所以なりと雖も常に各地方金融の狀勢を觀察して基金運用上に遺憾なからしむるか如きは到底爲し得べき所に非ず時に或は綽々たる餘力を有しながら之が運用利殖の途なきに困むことなきを保す可からず斯の如きは獨り銀行者のみならず一般社會の爲め不利益勘からず

るなり是に於て乎若し手形割引を以て專業と爲す者出て銀行の望に應じて割引手形を供給し且つ其手形關係人の一人となり支拂を保證するに於ては其便益蓋し寔に鮮少に非るべし責任割引代理店及「ビルブローカー」なる者は即ち其需要を充たす所のものなり

責任割引代理店（バンキエーゼスコムタエール）は白耳義國立銀行（バンクナショナールドベルギック）の始めて設けし所にして其成績頗る良好なりと云ふ其方法は中央銀行が割引の爲め成規の條件を具備する手形を得るの困難より或確實なる箇人銀行若くは合本銀行と代理契約を結び之に資金を供給し其代理店の責任と計算とを以て手形の割引に從事せしめ之に裏書して手形關係人の一人たらしめ以て署名者の員數に就き成規の條件を具備せしめ其利益の一部を割て之に分與する者なり故に手形が萬一不渡となるも其損失は割引を爲せし銀行に歸し基金を供したる中央銀行に及ばざるなり斯の如く中央銀行が或他の銀行を撰擇し之に資金を供給し自ら薄利に甘ト之をして其運用を掌らしめ損失の責に當らしむるは以て雙方の利益とする所にして手形割引依賴者に取りても亦利便勘なからすとなす何となれば中央銀行成規

の割引手形は少くとも三名の署名を要するが故に三名の署名なき手形は中央銀行之を割引かず隨て其割引の範圍狹小なれども代理割引の制なる時は二名の署名のみを有する手形も自由に其割引を請求し得べければなり此方法は久しく學者間に唱道せられし所なりしが終に其實行を見るに至り頗る好果を奏し今日に於ては責任代理店の割引高は白耳義國立銀行ブラッセル本店及びアントワープ支店の直接の割引高と相伯仲するに至れりと云ふ

一九〇一年に於ける白耳義國立銀行責任割引代理店の割引きたる手形は百九十六萬八千八百九十七葉にして其金額約四億四千二百餘萬圓なり即ち同行割引全額の百分四十三を占めり(ブラッセル本店百分四十一アントワープ支店百分十六)然而して右に對する割引料の分配は國立銀行百七十三萬餘圓に對し責任代理店四十三萬餘圓の割合なりき(一九〇一年白耳義國立銀行報告)

「ビルブローカー」は英國に於て十九世紀の初起りたるものにして其初めに當りては其名の示すが如く銀行者間又は銀行と商工業者との間に立ち手形の割引を周旋し手數料を得て營業利得となしたる者なりしが今日は其業務大に進化し手形割引の周旋に非ずして自己の名義を用ゐ自己の計算を以て銀行者及び公衆より預金を受け手形の割引を爲す一種の銀行業者となれり去れば因襲上今日尙「ビルブローカー」と稱せらるれともろの實は手形の賣買人なりジョージクレヤ氏は「ビルマーチヤント」と稱すること遠當なりと曰へり[1]而して「ビルブローカー」は銀行より預金を受けて之を以て手形の割引を爲したる時は其割引手形に裏書して之を其銀行に致すものとす

(1) Clare, A Money Market Primer, p. 141.

英國に於ける「ビルブローカー」の發達を案ずるに千八百十年頃倫敦市に「ビルブローカー」と稱し、地方銀行の爲め手形の割引を周旋するを以て業とする者ありき而して其業務は地方銀行の所有する手形を倫敦市場に於て再割引をなし、以て資本の借入を周旋することもありしが、多くは農業地に於ける銀行の爲め工業地振出倫敦宛の割引手形を集め以て其餘裕資金運用の途を供するに在りき、而して「ビルブロ：カー」の手數料は通例割引申込人即ち手形の賣手よりのみ徴するものにして其割合は八分の一パーセントなりき[1]此種の「ビルブローカー」は現今に於ても尙ロンバードストリートに散見する所にして其爲す所は自己の割引したる手形を再割引し若くは手形割引の周旋を爲すにありて何れの場合に於ても手形の償還義

務を負擔せざるなり

(1) Mr. Richardsonis Reply to the Bullion Committee, 1810 (Lombard Street, pp 294–7)

然れども今日眞個の「ビルブローカー」として知らるゝ所のものは、大に之と異なり巨萬の富を有し手形の割引再割引を爲し、又商社及び地方倫敦の諸銀行より當座預金を受け若くは要求拂又は短期の借入金を爲し以て手形を割引し其支拂を保證して之を貸主に差入るを以て業となす者にして其富力と割引上の經驗とは貸主の依賴して疑はざる所なり、而して「ビルブローカー」は預金及借入金に對して利子を支拂ふを常とせり、當座預金に利子を附するは倫敦銀行の慣習と全く反する所にして、斯る異例の起りし所以は蓋し往時「ビルブローカー」の未だ一種の仲立人に過ぎざりし頃は銀行者は「ビルブローカー」の持來る所の手形を直接に割引き之に對して割引料を徵せしが今日は預金若くは要求拂貸附金として其資金を「ビルブローカー」に供し隨て割引料を失ふことゝなりしより之に對して相當の報償を得るの必要を生ぜしによるなり

「ビルブローカー」の預金に對して利子を支拂ふ事實は近來大に其業務を擴張したる所以にして、之が爲め普通銀行の業務を蠶食したる所勘からず、蓋し一時資金の餘裕を有する者之を銀行に預け置くも毫も利殖することなきに「ビルブローカー」に預くれば若干の利子を得べきことなれば、其結果として當然銀行の預金の增加を妨げ其業務の消長に影響せざるを得ざるなり「ロンドンエコノミスト」の創始者ゼームス、ウヰルソン氏は是れ倫敦銀行の割引業を「ブローカー」に任ねたるより生せし自業自得のことなりと曰へり

James Wilson, Capital, Currency and Banking, pp 31–32.

「ビルブローカー」の地方銀行者に取り必要なるは誠に明白なり倫敦以外に於ては優等なる手形の多數を買入ること頗る困難にして、[1]地方銀行は「ビルブローカー」を待て始めて其資金を良途に放下し得るなり、然れども倫敦市の銀行が直接に手形の割引を爲さず「ビルブローカー」を經由するの理由は少しく說明を要する所なり

(1) Tooke, History of Prices, Vol. IV, pp. 595—98.

倫敦市の銀行が「ビルブローカー」を經て手形の割引を爲す理由は畢竟分業の問題に外ならず、蓋し手形割引は一種特立の營業にして市人の財產其人と爲り及び信

用の如何に付き特別の智識を有せずんば爲し能ふ所に非ず、割引依頼人某は如何なる人物なるや割引手形支拂人の身代は如何、投機市場に出入するや否や、過多に手形の引受を爲す人には非るか頃者の破綻に關聯せざりしや商品の下落により損失を蒙らざりしや等の質疑は是れ常に手形割引を業とする者の腦裏を滿たす所にして其業務の成效失敗は實に斯般の智識の多少に依るものとす加之ならず斯般の報道は最も新鮮なるを要するものなるが故に絕へず周到なる注意を要するや勿論にして手形割引の業は實に永時の經驗を積み敏活なる判斷力を有する者ならでは從事する能はざる所に屬す然るに普通の銀行者は每日其華主に對する事務頗る多端にして斯る微妙の觀察を爲す能はず其所有する手形の引受人の如何を一々研究するの暇あらざるなり去れば少許の手數料位は之を損するも手形の善惡を識別するに完全なる能力を具ふる「ブローカー」を用ゐ其勞を避くるを以て利益となすや明なり況んや「ブローカー」は凡て手形の危險を負擔し其資產を以て之が支拂を保證するに於てをや

「ビルブローカー」を用ゐて利益を得るは單り銀行者のみならず手形割引依頼人亦

等しく之を利益とする所なり何となれば「ブローカー」等は其相互の競爭により普通銀行者の課する割合より遙かに低廉に割引を引受け且つ銀行の引受けさる劣等手形と雖も之を取扱ふに躊躇せざればはなり

「ビルブローカー」の事務は株式銀行の事務の如く一定の規矩準繩に從はず常に臨機應變の處置に出づるを以て如何なる人にても割引を拒絕せらるゝことなく「ブローカー」の提供する所さへ承諾すれば其手形の割引を得べきなり去れば「ブローカー」の取扱ふ所の手形は時としては其割引料頗る高く、利子と云ふより寧ろ危險負擔に對する報償の如きものあるを見るなり去れど其經驗智識判斷力は常に「ブローカー」をして損失を免れしむるが如し

ビルブローカー類似の者にて「フォーレン、ブローカー」と稱する者あり外國に宛たる爲換手形の賣買を專業とす倫敦に於ては純粹の「ビルブローカー」と稱せらるゝ者は一切外國爲換手形を取扱はざるなり抑々爲換は貸主が爲換手形を作成して自己の市場に於て之を賣るものにして貿易を爲す二國の貸主は何れも之を振出すことを得然れとも英國に於ては實際外國宛の爲換手形を振出すこと割合に大な

らす、外國の貸主をして英國に宛手形を振出さしめ、英國の貸主は外國より送金手形を受くること多きが如し[1]去れば倫敦に於ける外國爲換手形の賣買は其額尠からずと雖も世人の想像する程大ならざるなり

(1) Clare, The ABC of the Foreign Exchange pp. 12-13; also Palgrave's Dictionary of Political Economy, "Exchange as Bourse."

本節參考書

Clare, A Money Market Primer, Ch. XII.

Fowler, Bill Broking (Palgrave, Dictionary of P. E.)

第五章　貸附

前章既に述べしが如く手形割引は貸附に比し利益多きものなり故に銀行は爲し能ふ丈割引に從事するを以て得策とすと雖も亦銀行基金運用の一良法にして經濟社會與產の一大利器たるを失はざるが故に漫りに之を擯斥すべからざるなり況や銀行基金は必しも手形割引にのみ運用し盡し得べきに非ざるを以て他に之が運用の良法を講究するの必要あるに於てをや

銀行が其基金を手形割引にのみ運用し盡す能はす他に冥途を見出すの必要あるは現今各國の銀行者の齊しく感する所なるが如し

我邦の如きは手形の行使未た充分に發達するに至らす隨て銀行の手形割引は其額微々たるを免れす日本銀行及普通銀行の割引中には所謂擔保割引なるものあり其性質割引と云ふよりも寧ろ貸附と見るへきものなり然るに之を割引と見做して計算するも尙ほ割引の總額は貸附と匹敵し得るに過きさるなり

英國に於ては我邦と大に事情を異にし賣買取引上手形を使用すること盛なりと雖も近年手形の供給も充分ならす銀行は到底割引を以て主たる基金運用の途と爲すこと能はさるもの、如しフワウラー氏は左の四個の事實を列擧して其理由となせり

一、近年手形取引減少し現金取引增加せり其原因種々あるへしと雖も商工業者一般に富裕となり大口引を爲すに現金拂を以てするを喜ふに至りしと及ひ手許に資金を有せさる場合と雖も債權者をして手形を振出さしめ之か支拂を引受けんよりは寧ろ銀行より貸附を受け現金にて支拂を爲すを以て利益なりとするに至りしと等は其一因たるや疑を容れす

二、銀行も亦た華主に資金の融通を許すに當り從前の如く之に對して約束手形を作成せしむるよりも貸附となす方費用少くして利率高きを以て自然貸附を好むの傾あり隨て割引の減少を來せり

三、外國爲換上電信爲換を以て支拂を爲すと發達し之か爲め外國手形大に減少せり

四、近年預金著しく增殖し手形割引のみに依賴する能はさるに至れり

William Fowler, "Bill Broking" (Palgrave's Dictionary of Political Economy)

米國に於ても亦た中央市場に於ける銀行の貸出中貸附特にコールローンの割合は手形割引に比し年々增加する傾向を呈しつゝあり蓋し其然る所以は一方に於て近年預金の增殖著しきと他方に於て手形行使の減縮せるとに歸せすんは非す手形行使の減縮は晩近產業の合同盛に行はれ原料及び製品の生產一手に歸せるもの多きを加へし結果生產業者間に手形の發行せらるゝ數を減したるとと運輸交通の發達と共に小賣業者の商品仕入より之か賣却までに要する期間を短縮し且つ一時に多量の商品を仕入るゝ必要なきに至らしめ隨て手形の發生を減したるとに歸因するものゝ如し

O. M. W. Sprague, "The New York Money Market" (Economic Journal, March 1903), p. 44.

貸附は之を其性質上より區別する時は擔保貸附、保證貸附、信用貸附、當座貸越等あり之を期限より區別する時は長期貸附、短期貸附、コールローン等あり而して右何れの場合に於ても貸附を許す時は銀行は直ちに正金を以て其金額を引渡すなり又は帳簿上華主の要求次第其金額を支拂ふべき義務を負擔するなり一に華主の擇みに任すと雖も通例後者に依るものとす即ち擔保貸附及び信用貸附にありては

は其金額を直ちに華主の當座預金に振替へ保證貸附（キャッシュクレヂット）及び當座貸越にありては其當座預金に編入せず其約定金額の範圍內に於て自由に引出すことを許すものなり

第一節　貸附の利益

貸附の內期限の短きもの及び「コールローン」の如きは商工業者が一時金融を得んが爲め依賴するものなるが故に其效用は手形の割引に異ならずと雖も夫の新に事業を起し若くは既成事業を擴張するに資する貸附にありては割引の如く既に生產せられたる貨物の運轉に資するを以て目的とするものに非す故に是等貸附の利益は割引の利益と其性質を異にし割引の及ばざる所を補ひ兩者相須て社會の經濟を發展せしむるに在りとす今其重なるものを擧れば左の如し

第一、貸附は有爲の士に資本を供給し產業に從事せしむ。世の資本家必しも事業家に非す事業家必しも資本に乏からす有爲の人士にして資金に缺乏し徒らに手を拱いて其不幸を慨む者決して尠しとせざるべし是時に中り銀行者其信用を利用し是等の人士に資金を供給せば人才爲めに志を得產業爲めに起り社會經濟の進步を來すべきや必せり夫の蘇格蘭の保證貸附は優に之を證明せり貸附の效

亦偉大なりと謂はずして何ぞや

第二、貸附は利益ある産業を幇助し其發達を促かす。有利有望なる産業に從事し而かも勤勉正直を以て聞ゆる者にして資本缺乏の爲め其業務を擴張すること能はざる者の如きは銀行者の一顧を値するものなるや論を俟たず銀行は斯る事業家に向て貸附を爲し資金を融通し大に其事業の擴張を計畫せしむべし之を小にしては銀行及び事業家を利し之を大にしては社會を稗益す之を貸附の第二の效用と爲す

第三、貸附は割引と相須て社會の資本を最も確實なる途に移轉せしめ生産をして最も多利なる方向を採らしむ。是れ銀行の經濟社會に與ふる著大の利益なりとす銀行は日々諸方面より依頼し來る所の割引手形を檢査し確實なるもののみを撰擇して割引の依頼に應し又貸附の依頼中に就ても最も有望ある使途を有するものに對してのみ之を許し手形の確實ならさるもの及び使途の思はしからさる貸附は一切之を拒絶す而して手形の確實なるもの使途の有望なる貸附は即ち是れ最も利益ある生産事業に資するものなりと云ふも敢て不可なきを以て銀行は世の生産業を指導して最も利益多き方向を採らしむる力を有すと云ひ得べきなり

第四、貸附は一般社會の福利を增進す。上述せしが如く貸附は有爲の人士に生業を與へ有望なる産業家をして其事業を擴張せしめ又世の生産をして最も多利なる方向を採らしむ果して然らば其結果は産業を振興せしめ物價を低廉ならしめ勞力者の賃銀を高め國民の富を增殖し新規高尙なる需用を啓發し一般民衆の福祉を來すや論を要せさるなり

貸附の效用夫れ斯の如し實に貸附は割引と相須て互に其不及を補ひ多大の裨益を經濟社會に與ふ然りと雖も利器は用を誤れば却て非常の害惡を爲すことを記憶せさる可からず便利なる小刀も其用を誤れば人をして負傷せしむ短時間にして遠地に達する汽車汽船も時に吾人の生命財産を奪ふことあり銀行者若し割引貸附の方針を謬り漫りに危險なる事業に放資し或は空商投機者流を輔翼し又は放蕩無賴の徒に資金を融通するが如きことあらば其結果多望なる産業の發達を妨け奢侈浪費を奬勵し社會の資本を撲滅する而已ならず自ら亦倒産の渦中に陷

り終には恐惶を惹起し害毒を社會一般に流すに至るべし愼まさる可けんや殷鑑遠からす千九百〇一年獨乙「ライプチーゲルバンク」及び「ドレスデネルクレヂット アンシタルト」の破綻に在り

以上吾輩は貸附の社會に與ふる利益の重なるものを列擧せり今や銀行者に取り貸附は如何なる利益あるやを講究せん

第一、貸附は銀行基金に餘力あるとき利益ある放資の途を供するものなり 銀行基金は必しも手形割引にのみ運用し盡し得へきものに非ること本章の首めに述へしか如し而して貸附は割引に次て銀行放資の良途たり

第二、貸附は新事業を起し富源の發達を促かすが故に其結果銀行者の業務を隆盛ならしむ 新に時勢に適する所の事業を起さんが爲め若くは從來の事業を擴張する爲め依賴し來る貸附にありては銀行其依賴に應する時は爲めに富源の發達を來し銀行を利用すること益多きを加へ預金之が爲めに增加し手形割引貸附の事業亦大に起り其結果銀行の利潤をして大ならしむべきなり

第三、貸附は割引の如く種々の注意を要せず 元來割引は單に手形の權利を取得し資金を融通するものにして其支拂を擔保すべき質又は抵當物を徵することなし故に之を爲すには頗る周到なる注意を要し手形關係人の相互の關係其營業振信用資力等を究めて其許否を決し且つ常に市場の情勢商工業の消長に注目するの要あり然れとも貸附にありては其期限の長きものは勿論短期なるもの及び「コールローン」の如きにありても多くは擔保を供せしむるを以て割引の如く種々の注意を要せず只借主の資金使途其返濟能力の如何を視擔保物件の性質價格等を調査すれは以て足れりとす是れ貸附の割引に優る點の一なり尤も割引にありても夫の責任代理店又は「ビルブローカー」の類を使用する時は格別なる注意を要せざるや勿論なりと雖も既に是等の人々の手を經手數と危險とを負擔せしむるを以上は之に對して報償を支拂はざるを得ざるなり

第四、貸附の利子は割引歩合よりも高率なるを常とす 活潑なる商業に資する「コールローン」の如きは資金回收極めて正確にして毫も割引に讓らす隨て其利率低廉なりと雖も普通の貸附は動もすれは資金を固定し割引の如く必要に應して容易に其權利を移轉し融通を得金利の高低に乘して資金に充分の利益を生する

能はさるを以て同時に同一の場所に於て比較する時は普通の貸附の利子は割引歩合よりも常に少しく高率なるを例とす故に市場沈靜貸附期を過らすして返濟せらるゝことを豫期し得べきに於ては銀行に取り時に或は割引に優るの利益なしとせざるなり

第二節　擔保貸附

擔保貸附とは銀行が債務者をして擔保を供せしめ利率及び返濟期限を定め貸附を爲すを云ふ然れとも銀行が擔保を徴するは擔保其物を目當に貸附を爲すものに非す只債務者が其義務を履行すること能はざる場合に備ふるのみ故に銀行は此種の貸附を爲すに當りても克く債務者の信用を調査し其辨濟能力を確め擔保物なくとも確實なりと思惟し得へき人に限り之に應ずるを以て方針と爲さゝるへからすマクラウド氏曰く「蓋し世の銀行者にして貸附を爲すに當りて初めより擔保物を賣却するの考にて之を許す者は一人もなかるへし銀行は元と華主によりて業を營むものなれは其差入れたる擔保物を賣却し相互の感情を害するか如きは最も其不利とする所なりと謂はさる可からす況や賣却の際華主は銀行か其利益を顧みす格外の廉價を以て賣却したりとの苦情を唱ること通例なるに於てをや」と

Macleod, Theory and Practice of Banking, Vol II, p. 426.

貸附擔保の主要なるものは公債證書商工業會社の株券社債券土地抵當貸附會社及興業會社債券船荷證書倉庫會社質入證券の類なり而して是等の擔保物件は只之を占有するのみにては其所有權は依然債務者に屬し擔保の目的を達すること能はざるを以て銀行は貸附の契約を取結ふと同時に豫め其效力を生すへき手續を爲すを要す但し無記名のものに在りては動產と同しく交付のみを以て完全に質權を設定することを得へきや勿論なり

第一　株券　株券擔保貸附は商業銀行に取り決して良好なる放資法と謂ふ可からず故に出來得べくんば之を避くるを可とす蓋し株券は貸附の擔保として左の缺點を有せり

一、會社の記名株券は其會社の帳簿に登記せざれば其質權設定の效力を生ずるを得ざると法とす西洋諸國に於ては皆讓渡に要する條件を履むに非れば質權の

設定を以て第三者に對抗することを得ざるものとせり(然れども我民法は特に株券に限り以上の手續を要せず其交付のみに因り第三者に對して質權の設定あるものと規定せり是れ民法の議會に提出せられし時衆議院に於て從來の慣習たる白地委任狀の弊風を是認し修正規定せし所にして第三者保護の點より之を觀れば大に遺憾なき能はずと雖も銀行に取りては前述の手數を省畧することを得大に便利となす所なり)

梅謙次郎氏民法要義第三卷第四五四頁——第四五七頁

二、銀行が登記により若くは其他の方法により株券の所有者となる時は其本業以外に馳せ商工業會社の株主となり株式に對して種々の責務を負擔せざるを得ず

三、株券は其種類によりては價格の變動甚しきものなり而して其價格の下落は市場金融に窘迫し債務の不履行多く出る場合に於て特に甚しとす故に斯る場合に銀行若し其質物を賣却せんと欲せば勘からざる損失を蒙らざるを得ざるなり右述ぶるが如くなるか故に株券擔保貸附は銀行に取り決して有益なる放資法と

謂ふ可からず他に良法あらば成る可く之を避くるを以て得策とす況や株券擔保貸附の依頼者中には往々株式の投機に馳せ株券の價格の騰貴を見越して之を買入れ銀行に質入し融通を得更に又株券を買入るか如き虛業家あるに於てをや是等の輩は其思惑通り株券の騰貴したる時は貸附金の返濟に困まずと雖も一朝急激の下落を見ん乎必ず其債務を履行すること能はず銀行は終に損失を以て其擔保物を賣却せざるを得ざるに至るべし千八百四十五年英國に於て鐵道熱の熾なりし時「エキスチエンジバンクス」として知られたる數多の銀行は此種の貸附をなすの目的を以て起りしが總て皆倒產の厄に陷りしと云ふ

第二　社債券　債券も亦株券と同じく質權の目的物となすに就て幾多の缺點を有せり即ち記名債券質權の設定は必ず會社の帳簿に登記するを要し債務者其債務の履行を怠り質物を賣却するに當りては場合に依り相場下落の爲め甚しき損失を蒙らざるを得ざることあり然れども債券は株券の如く之を獲得する場合に種々の責務を負擔するに至ることなし何となれば債券所有者は株券所有者即ち株主と異なり會社に對して純然たる債權者なればなり是れ銀行貸附の擔保とし

て社債券の株券に優る所なり

第三　公債證書　公債證書は中央政府又は地方自治體の發行する所に係り其信用は通例會社の信用よりも大なり故に公債の價格は社債券に比し變動することも少なきと同時に平時にありては之を賣却すること極めて容易なりとす去れば質權の目的物として公債證書の株券債券に勝るや言を竢たざるなり公債證書も亦記名のものにありては質權の設定と同時に其登記を受るを要するものとす

公債證書は其發行の目的期限償還の方法等により種々の別あり就中大藏省證券なるものは一時政府の歳入の不足を補はんが爲め發行するものにして其償還期限最も短かし我邦の制によれば必ず其會計年度内に償還すべきものとせり故に資金を固定するの憂なく銀行質權の目的物として最も適切なりとす

第四　貨物代表證券　船荷證書鐵道貨物引換證庫預り券同質入證券等は貨物を代表する證券の重なるものなり此種の證券は通常指圖式にして質權を設定するに當ては單に裏書を爲すを以て足れりとし發行者の帳簿に其旨を登記するの手數を要せずと雖も其代表する所の商品が平素頻繁に賣買せらるゝものにして而

かも品質變更の患なく相場の激變稀なるものに非るよりは銀行質權の目的物として決して良好なるものと謂ふ可からず何となれば是等の性質を具備せざる商品を質とし貸附を爲し若し債務不履行となるに於ては假令當初充分に其價格の變動を見積り貸附を爲したるにもせよ銀行は其貨物の賣却に就き一種の投機を營まざるを得ざるの結果を生ずればなり

第五　不動産　地所建物等不動産を質若くは抵當として貸附を許すは前述の質權貸附に比し一層不可なり蓋し不動産は平時と雖も急に之を賣買すること困難にして恐惶の際は勿論不景氣金融切迫政治上の不穩其他種々の場合に於ては殆ど賣却すること能はす強て之を賣拂はんとせは投賣するの外なきなり加之不動産の抵當は必す之を裁判所に登記するを要す斯の如く不動産抵當貸附は資金を固定するか故に何時にても支拂はさるを得さる預金義務を有する商業銀行に取りては最も不可なりと謂はさる可からす諸國中央銀行條例米國々立銀行條例及び我舊國立銀行條例等か明かに之を禁制したるか如き決して偶然に非るなり之を要するに銀行の貸附に對し上揭諸種の擔保物件中最も適切なるものを公債

證書とし就中大藏省證券を以て第一とす株券社債券の如きは其最も確實なるものにありては公債證書に讓らすと雖も世間幾多の株式會社中には其基礎薄弱にして信用厚からさるもの尠からさるか故に是等を質權の目的物となすに當りては之か撰擇を怠らさるを要す殊に株券にありては其價格下落し債務の不履行となり之を賣出せは甚しき損失となり之を引受くれは銀行は商工業企業者たるの地位を占め且つ株主として種々の責任を負擔し其本業以外に馳するに至るへきを以て最も注意すべしとなすなり我邦多くの銀行者中此點に注意せす多數の商工業會社の株券を質として貸附を爲し終に之を引受け困難せる者あるは吾輩の常に耳にする所なり戒めさる可けんや商品代表證券の質亦た缺點多きこと前述せしか如くなるを以て普通商業銀行貸附の擔保として決して歡迎すへきに非す不動產に至りては最も不可なり斷して之を避けさる可からす蓋し銀行には其種類により各專門の業務あり商業銀行は興業銀行の如く株券社債券等を質とせる貸附を爲すを專門となすものに非す又土地抵當會社の如く不動產を抵當とし貸附を爲すを以て專業とするものに非す故に株券社債券不動產の類を擔保として

貸附を爲すか如きは商業銀行の銀行基金に餘裕あり使途に窮するに當りて始めて爲すへき所なるのみ

商品若くは其代表證券を質とし貸附を爲すは當然商業銀行業務の範圍に屬すと雖も商業銀行にも之を專門と爲すものとの區別を生するは蓋し自然の必要なるへし何となれは商品に對して融通を爲すは前述の如く多くの缺點を有するを以て常に此種の業務を取扱ひ商品に關する智識を有する銀行者ならでは克く商人の需要に應し遺憾なからしむると同時に自己の利益を營むことは能はされはなり故に一般商業銀行の見地より之を觀れは此種の貸附も亦銀行基金に餘力ある際に非んば決して爲すへき所に非るや論を竢たず

擔保貸附の一種と認むへきものにして擔保を徵して手形の割引を許すものなり英國の地方銀行は公債證書株券社債券又は商品の類を擔保として華主の爲め約束手形の割引に應ずること往々ありと云ふ我邦に於ても日本銀行を始め都鄙の諸銀行此種の取引を爲すもの多し擔保割引は其名に於ては割引なれとも其實は一種の質取融通なるを以て貸附の一種と見做すを當然

とす擔保割引の手取金は割引貸附の手取金と同じく常に華主の當座勘定貸方に振替へ引出しを許すが故に其實質は後に述る所の當座貸越と毫も異ることなしジョージ・レイ氏は其著「カントリーバンカー」に此種の割引は實に假裝せる當座貸越に他ならずと曰へり至言と謂ふべきなり(1)

(1) George Rae, The Country Banker, Letter XII, p. 81.

第三節　保證貸附

保證貸附(キャッシクレヂット)とは銀行が箇人に對し契約を以て貸附金額を定め其範圍内に於て何時にても引出すことを許すものにして借主は之に對して證人(通例二人を立つ但し時としては證人を立てず公債證書抔を根抵當となすこともあり)を立て銀行の要求次第元利金の返濟を爲すべしと明記せる證書を差入るゝものなり

保證貸附は其實體に於て當座預金貸越と異ならず只此二者の差異は當座貸越にありては借主は保證人を立てざれども(根抵當をも供せざるおとあり)保證貸附にありては證人を立つるを以て原則とすることと及び當座貸越にありては既に當座勘定を有し其金額以上の引出に就て特に銀行の許諾を受くるを要するものなれども保證貸附にありては貸附其物を以て勘定開始の目的とするの點に存せり保證貸附の最も盛に行はるゝは蘇格蘭にして千七百二十七年同國に「ローヤルバンク」なる者起り蘇格蘭銀行(千六百九十五年設立)と競爭を試みしに當時同國の商工業未た盛ならず其資力を擧けて手形割引に使用すること能はず頗る資金の運用に苦み終に其發明する所となりたるものなり爾來汎く全國に行はれ大に有爲青年の立身を幇助し商工業の振興に力あり又同國農業の進歩港灣溝渠其他公共の建設に資金を供給し經濟の發達に貢獻せし所實に勘なからず近來銀行業務の進化と共に其用稍々衰るに至りしと雖も尙は同國銀行業務の要部を成せり

Gilbart, The History, Principles and Practice of Banking, Vol. I, sec. XII.
Macleod, The Theory and Practice of Banking, Vol. I, pp. 344-49.
Also Adam Smith, The Wealth of Nations, Book II, Ch. II.

保證貸附の性質及び效績大略前述の如し今や更に其眞相を詳にせんが爲め華主及び銀行に取り保證貸附と手形割引との利害得失を比較せん蓋し保證貸附は銀行か擔保を徵せす單に關係人の信用に對して箇人に許すに資金の融通を以てす

るの點に於て手形割引と其性質を同ふするか故に此二者の得失を比較するは研究上頗る有益の事なりと信す

箇人の見地より保證貸附と手形割引との利益を比較する時は前者の利益は遙かに後者の利益よりも大なることを發見す即ち左の如し(1)

(1) Gilbart, sec. XII.

一、保證貸附にありては確かなる證人さへあれは銀行より資金の融通を受くることを得れとも割引にありては既に銀行の華主となり相應の預金を有する者ならでは其利便に浴することを能はさるを例とす故に無資無產の有爲青年にして之より身を立てんとする者の爲めには割引の利便は其達し得へき所に非す

二、保證貸附にありては借主は其實際使用する金額のみに對して利子を支拂ふ然れとも割引にありては其手形の手取金全體を使用すると否とに拘らず手形面の全額に對して割引料を徵收せらるべし假令其使用せさる分に對しては預金利子を申受くることを得るとするも其利率は割引歩合に比して小ならさるを得す

三、保證貸附にありては借主は金員の調達次第何程宛にても返濟することを得隨て其金額に對しては最早利子を支拂ふに及はすと雖も割引にありては割引後幾くもなくして金員入り來るも之を銀行に返戻して手形を申受ることを能はさる而已ならす一度支拂ひたる割引料は永遠に銀行の所得なり

四、保證貸附にありては債務者は何時にても其定額丈自由に引出すことを得れとも割引にありては其都度銀行に申込むを要し若し其際銀行か割引よりも他に一層利益ある資金の使途を有し依頼に應せさる時は融通を受くること能はす

五、保證貸附にありては計算期末まて利息を支拂ふことを要せすと雖も割引にありては割引の都度之を支拂はさる可からす

又銀行の側より之を觀るに銀行に取りても割引に從事し尚ほ基金の餘力あるに於ては保證貸附は決して不利益の放資法に非るなり今銀行の見地より保證貸附と手形割引との利害得失を比較すれは左の如し(1)

(1) Gilbart, sec. XII.

割引の保證貸附に勝る點

一、保證貸附は一度之を許す時は急に之を回收するあと能はす然るに割引にあ

りては手形期日に資金入り來り再ひ之を使用すると否とは銀行の隨意なり

二、手形の割引を爲したる後資金の要起る時は之を他行に再割引することを得れとも保證貸附にありては其權利を他に移轉して資金を得ること能はす

三、恐慌若くは取付の盛に起る時多數の保證貸附の借主が一齊に其約定金額の引出を爲す時は爲めに銀行の位地を危からしむるの虞あり斯る場合に於ては良し其銀行が紙幣發行權を有し一時紙幣を增發して引出に應するとするも其發行したる紙幣は忽ちにして銀行に戻り來り正貨取付の請求をして愈急ならしむるの恐あり然るに割引にありては市況恢復し取付鎭定するに至るまて之を引締むることを得べきなり

保證貸附の割引に勝る點

一、保證貸附の利率は割引歩合よりも高きを例とす

二、保證貸附は手形割引と異なり其性質永時に亘り融通を許すものなるか故に新事業爲めに起り終には銀行の利益たらさるを得す

三、保證貸附の債務者は手形の關係人に比し銀行との關係一層密接なり故に平素銀行の利益を計り取付の起りし時杯之を防遏するに盡力すべし

第四節　當座貸越

當座貸越とは銀行に當座預金勘定を有する者が銀行と特別の契約を結ひ擔保(根抵當と稱す)を供し或る協定せる金額の範圍內に於て恰も當座預金に對するか如く自由に小切手を振出すことを得るものを云ふ是れ一種の擔保貸附にして現に諸國に行はるゝ所のものなり

當座貸越は「キャッシクレヂット」と同しく債務者の要する時何時にても金員を引出すことを得又何時にても之を返濟することを得るか故に普通の擔保貸附の如く或金額を借入れたる以上は假令其期日前に金員不用となるも隨時之を返濟することを得ざるが如き不都合なく又資金を要する都度之を銀行に申込み其許諾を受くの必要もなく商人に取り頗る便利なる方法なりとす然れとも銀行の側より之を觀る時は亦「キャッシクレヂット」と同しく金融切迫の際には協定額の極度まで引出さるべきを以て貸越の口座多く其金額大なる時は爲めに窘迫することなきを保せざるなり

之を要するに當座貸越と「キャッシクレヂット」とは其擔保品の有無及び勘定開始の方法を異にすと雖も其契約の性質及び効果に至りては毫も差異あることなし故に前節に記述せる手形割引と「キャッシクレヂット」との利害得失は直ちに以て手形割引と當座貸越との比較と爲し得べきなり

第五節　信用貸附

信用貸附とは擔信品をも徴せず又保證人をも立てしめず單に依頼者の信用に對して資金を貸附くるを云ふ此種の貸附は素より信用に瑕瑾なく資力豊富なる人に限り許す所なりと雖も最も危險多きが故に特別の場合にして毫頭疑なき時の外決して爲すべきに非るなり抑現今の經濟社會諸般の關係は實に廣汎にして且つ密接なるが故に會々一隅に壞亂なれば其影響忽ち社會の全部に波及するを常とす是を以て平素信用厚くして事業に篤實なる實業家も時に或は恐惶の渦中に投せられざるを保せず故に銀行者たる者は出來得る限り信用貸を緊縮するの方針に出でざる可からざるなり世人動もすれば我邦銀行の貸附は重に對物信用にして對人信用稀なるを誘ると雖も其は前述の理を解せず又現今我商工業者信用の如何を知らざる無責任の言論たるのみ吾輩の一顧を値せざるなり

第六節　「コールローン」

貸附を期限によりて分類する時は長期貸附短期貸附及び「コールローン」の三種となす長期貸附は讀て字の如くにして毫も説明を要せず爲すことを得べし短期貸附は銀行者の容易に判斷し得べき所なれとも「コールローン」に至つては我邦に於て未だ多く行はれず隨て其何物たるを知らざる者多きを以て少しく説明を要するなり

「コールローン」は又「マチーアットコール」或は「コールマネー」とも稱し債權者たる銀行の要求次第何時にても返濟すべしとの契約を以て銀行か其華主に許す所の一種の低利貸附にして歐米の大市場に於ては盛に行はるゝものなり而して銀行か「コールローン」を許すは多く其仕拂準備金を割いて爲すものにして其相手方たる借主は信用厚く資力大なる取引所仲立人若くは「ビルブローカー」の類とし擔保品は公債證書商業手形又は株式取引所の相場表に上ぼれる株券社債券帳入直段の九掛以下に取るを例とす」の類を多しとし債務者の望により隨時差換ることを許す

と同時に價格下落する時は追償せしむるものとす[ロンドン]に於ては往時銀行から「セルブローカー」に許せし「コールローン」に對しては擔保を徴せさるを例とせしか千八百六十六年[オバーレンド]商會の破綻以來一般に之を徴することとなれりと云ふ(1)

(1) Clare, Money Market Primer, p. 143, foot-note

「コールローン」は銀行の要求次第何時にても回收することを得るものなれは其資金の固定せさる手形割引の比に非す且つ充分なる擔保之に伴ふを例とするが故に平時市場擾亂の虞なき時銀行は克く之を利用して其仕拂準備金の一部を利殖せしむることを得るなり華主に取りても此種の貸附は一時低利の融通を受け商機に應することを得且つ其差入れたる擔保品は何時にても差換ることを得るが故に其利便眞に大なりとす

之を要するに「コールローン」は最も活潑なる商業に資するものにして商業銀行の授信的業務中其性質最も機敏なるものなり我邦に於ても內外の商業益發達し取引愈々敏活を加ふるの時代に至らは此種の業務は蓋し自然の必要として發生せざるを得ざるべし

第六章　公債證書株券社債券等の賣買

銀行は先つ其銀行基金を手形割引及び貸附に運用し尚餘力あるに於ては始めて公債證書優等株券社債券地金銀等に放下し以て利益を營むへきなり割引貸附を棄てゝ公債地金銀の類に放資するが如きは斷して不可なり何となれば銀行より見て公債株券地金銀等の賣買は割引貸附に比して通例利益薄く且つ其性質投機的なればなり又社會より見て公債地金銀等の賣買は割引貸附の如く資本の效驗を增進するものに非ればなり

元來公債證書株券地金銀等の賣買は銀行に資金の餘裕ある時と雖も之によりて利益を博せんこと頗る困難なる事情を有せり蓋し銀行に資金餘りある時は通常市場の金融緩慢なる際なるを以て是等物件の價格は騰貴せざるを得す之に反して銀行が是等物件を賣却して正金に引直さんとする時は多く金融窘迫の場合なれば其價下落せざるを得ざるなり去れば銀行は高きに買ひ安きに賣らざるを得ざるが故に其間に利益を得んこと頗る困難なるべきや明かなり

然りと雖も元來銀行基金は單に割引歩合若くは貸附利子を高低してのみ其運用

に過不及なからしむるを得べきものに非ず市場の情勢により時に或は極めて低利を以てするも充分に之を運用する能はざることあり是に於て乎手形割引及び貸附の依頼に應じ尚ほ餘力あるに於ては他に運用の方法を講究するの必要を生ず是れ本章に論ずる所の放銀を要する所以なり

第一節　公債證書の賣買

公債證書は平時にありては何時にても之を賣却することを得且つ信用ある政府の發行に係るものは其價格の變動極めて少なきを以て頗る確實なる放資の途を供するものゝ如しと雖も一朝激烈なる恐慌起り世人一齊に之を賣却し正金を回收せんとする時は價格俄かに下落し或は全く之を賣却すること能はざるの實例に乏しからざるを以て決して安全鞏固なるものと云ふを得ず[1]加之公債證書の賣買は貸附割引の如く資本の效驗を大ならしめ銀行の本能を完ふせしめ得べきものに非るが故に銀行は其割引貸附を減縮してまでも之が賣買に從事すべからざるや論を俟たず

〔1〕本書第七章第五節參照

然りと雖も公債證書は株券社債券の類に比すれは遙に優等なること勿論にして恐慌の場合と雖も其度激烈なるに至らず諸株式先つ信用を喪ひ世人資金を公債に移轉せんと欲する時の如きにありては或は其價格を維持し得ることなきに非ず千九百〇一年獨逸に於ける恐慌の際株式の價非常に低落せしに反して單り公債の下落せざりしは其實例なり[1]

〔1〕　*經營を誤りたる銀行

		一九〇〇年最高價	一九〇一年最低價
銀行株	*Leipziger Bank.	175.50	1.00
	*Breslauer Diskontobank.	121.00	69.00
	*Nationalbank für Deutschland.	148.25	95.75
	*Rheinische Bank.	133.00	31.25
	*Westdeutsche Bank.	127.50	83.50
	Diskontogesellschaft.	198.75	168.50
	Deutsche Bank.	213.75	167.25
	Dresdener Bank.	120.90	99.50
	Berliner Handelsgesellschaft.	173.75	128.40
	Berliner Kassenverein.	158.50	137.00
	Berliner Weissbierbrauerei Bolle.	126.10	60.00
	Böhmisches Brauhaus Berlin.	234.00	190.10

			百五十
醸造株	Victoria Brauhaus Berlin.	121.10	70.00
	Jsenbeck & Cie. Hamm in Westphalen.	135.50	62.00
	Oppelner Brauerei.	91.75	80.00
市街鉄道株	Deutsche kleinbahngesellschaft.	137.75	13.60
	Allgemeine Lokal-u. Strassenbahngesellschaft.	181.25	137.25
	Grosse Berliner Strassenbahn.	249.50	186.00
	Berliner Elektrische Strassenbahnen.	159.10	159.70 (倒)
電気株	Electra A.-G Dresden.	99.50	45.00
	Elektrizitaetswerke kummer Dresden.	153.50	1.00
	Elektrische Licht und Kraft-Anlagen Berlin.	119.80	94.00
	Elektrizitaetswerke Liegnitz.	97.00	29.00
	Schuckert, Elektrizitaets A-G.	240.60	87.50
製造株	Aktiengesellschaft für Montan-Industrie Berlin.	128.00	36.00
	Alsen'sche Portland-Zement-Fablik Hamburg.	306.00	167.00
	Baltische Elektrizitaets-Gesellschaft Kiel.	123.00	38.00
	Breest & Cie Eisenkonstruktioner.	310.00	60.00
	Busch, Wagenbauanstalt.	141.60	12.00
	etc.	etc.	etc.
	etc.	etc.	etc.

獨逸帝國公債	101.90	92.75
普魯西整理公債	101.60	92.75
バイエルン州公債	100.20	91.75
伯林市債	100.30	92.00
ヘルレン市債	103.50	99.50
ミュンヘン市債	104.75	99.75
以太利金公債	100.00	91.70
西班牙中央公債	104.50	101.00
西班牙外國債	76.00	65.80

右は普通公債證書に就て論したる所なれとも公債證書の一種たる大藏省證券に於ても亦た同一の理由あり、而して普通公債證書に比し銀行放資の目的物として一層優等なりとす何となれは大藏省證券は其償還期日目前にあり放資の當初之を豫期するを得べく永く資金を固定するの慮なければなり蓋し大藏省證券の買入は手形割引及び貸附に於て銀行放資法中最も適切なるものならん歟

第二節　社債券株券の賣買

社債券の賣買は公債證書の賣買に比し一層劣等なる放銀法と謂はざる可からず何となれば堅固なる大會社の發行に係る債券は其確實なることに於て公債證書に

譲らすと雖も概論すれば會社の信用は政府の信用の如く大ならす世間幾多の會社の中には其基礎薄弱なるもの尠からず隨て價格の變動大なればなり

社債券の一種にして所謂不動産銀行又は動産銀行の發行に係る債券なるものあり是等も亦公債證書に比して讓色あるを免れす千九百〇一年獨逸に起りたる「ポンメルシエヒポテーケンバンク」「メクレンベルグストレリッツバンク」及ひ普魯西「ヒポテーケンアクチエンバンク」の失錯の如き記憶すへき事實なり

株券の賣買は社債券の賣買に比し尚は一層不可なり元來社債券は會社の負債證券にして之か所有者は會社の債權者なるが故に會社の全資産に對して其債權を主張することを得へく未拂込株金ある時は株主をして其全額を拂込ましめ以て元利金の辨濟を受るの權ありと雖も株券の所有者たる株主は全く其位置を異にし會社に對して株金拂込の責任を有し營業利益なき時は毫も配當を受くることを能はす會社清算の際は會社の債權者に於て其債權の辨濟を受けたる後に非れば資産の分配を受くる能はざるものとす是故に株券は多額の積立金を有し年々配當の率略一定せる確實なる會社の發行に係るもの、外其價格の變動極りなく且つ其變動は社債券價格の高低に比し一層激烈なるを常とせり(1)果して然らは銀行が其資金を株券に放下するが如きは一種の投機を營むものと謂ふ可く其不可なるや素より論を要せざる所なり加之ならず銀行が商工會社の株券を買入れ之が株主たるに於ては其本業以外に趨り商工業企業者の位置を占むるものなれば其盛衰に關し直接に利害を感せざるを得ず終には之が爲め銀行の利益を犧牲にするが如き場合に陷ることなきを保せざるなり愼まざる可けんや聞くが如くんば現今我邦の銀行中或は商工業會社の株券社債券の多額を所有し或は之に對して巨萬の貸附を爲し銀行の生死一に是等諸會社の榮枯によりて決せらるゝの悲運に陷れるもの數多ありとなり斯の如きは實に銀行の本分を無視したるの甚しきものにして一旦事を誤れば啻に當該銀行の破産に止まらず累を社會一般に及ぼさゞるを得ず其危險謂ふ可らざるなり

(1) 株券價格の變動が社債券價格の變動に比し一層激烈なるは一九〇一年九月伯林「ナチョナルツアイトゥンゲ」に掲載せる左の表を見て之を證すへし

	一九〇〇年最高相場	一九〇一年最低相場
Deutsche Grundschuldbank	一〇〇、〇〇	三七、五〇

Meoklenburg-Strelitz Bank	債券	六三、二五
Pommersche Hypothekenbank		七六、〇〇
Pommersche Hypothekenbank		一三九、六〇
Deutsche Grundschuldbank	株券	一二五、八〇
Meoklenburg-Strelitz Bank		一三〇、七五
Mitteldeutsche Bodencreditbank		一一三、〇〇

第三節　地金銀の賣買

地金銀の賣買亦幾分か投機の性質を有するものとす去れば割引貸附の業を縮小して之に從事すべからざるや論を俟たず蓋し確實なる割引貸付の依頼あるも之を顧みず地金銀の賣買を爲し利益を營むが如きは銀行の本業を捨てゝ金銀商の營業を爲すものと謂はざる可からず

然りと雖も預金若くは發行紙幣の準備に供する爲め地金銀の買入を爲すが如きは時に銀行の當然爲さゝる可からざる所にして決して其本業以外に馳するものに非ず又外國貨幣の兩換及び造幣依頼人の爲めにする地金の買入の如きにありては固と銀行附隨の業にして之より生ずる利益大ならずと雖も銀行に取り決して危險なるものに非ざる而已ならず大に依頼者に利便を與ふるものなり

第四節　現買先賣

銀行は其銀行基金を手形割引及び貸附に運用し尚餘力ありて利殖の途を講ずるの必要ある時は公債證書社債券地金銀の類を買入るゝとありと雖も元と是等の取引は投機的性質を有し其物の價格の變動により損益を生じ隨て確實なる放資の途を供するものに非るは既に前各節に述べしが如し果して然らば今若し是等取引に附帶せる投機的危險を避け得べき方法ありて聊少に非るべし著者の現買先賣[1]と名くる方法は即ち能く此目的を達せしむるものなり

(1) 適當の名稱なきにより假に名つく

現買先賣と云ふ取引法は俗に鞘取と稱し現物を買入るゝと同時に取引所仲買人に依頼し取引所に於て同額の先物を賣るものにして後に至り其買入れたる物の價下落するも損失を避け得るものなり例へば今或會社の社債現物百拾圓二箇月限百拾貳圓の相場なる時(先物の相場は利息を生するが故に現物の相場より高きを例とす)現物若干を買入れ同時に同額の二箇月先を賣りたりと假想する時は二

箇月の後に至り其現物直段百〇八圓五拾錢に下落するも我所有するものを以て引渡を履行せば結局百拾圓に對し二箇月間二圓の利子は確かに之を獲得し得べきか如し是れ實に銀行に確乎たる放資の法を與るものにして若し此方法を採らす毫も先物を賣らざりし時は其結果銀行は全く二箇月間の利子を失ひたる上更に一枚に付壹圓五拾錢宛の損失をなさざるを得さるべし

之を要するに現買先賣は夫の米國に於ける紡績業者及び穀粉業者の常に行ふ所の「ヘッヂング」と稱する取引法の一種にして此方法を利用するに於ては其當事者は能く證券地金銀等の取引に附帶せる投機的分子を投機業者の肩上に轉稼し得べく確實なる放資法を要する銀行の如きに取り此法の便利なるべきや論を竢たざるなり世の銀行者たる者其銀行基金に餘力あるに當り證券地金銀の類に放資し以て利殖を計らんと欲せば須らく此確實なる良法を利用し以て其損失を保險せずして可ならんや

(1) Emery, Speculation on the Stock and Produce Exchanges of the U. S., pp. 159-166.

第七章　兌換銀行券の發行

第一章第三節に述べしか如く兌換券發行は銀行に必要缺く可からざる業務に非す兌換券を發行せずとも銀行成立し得ざる理由あることなし故に兌換券發行の事は強ち預金銀行論に於て攻究せさる可からざることに屬せさるなり然れとも[1]ワグナー氏の言の如く銀行兌換券發行の事は現今の信用經濟組織に於て缺く可からさる部分にして一般の銀行業亦之と密接の關係を有するものなるか故に之を不問に措くこと能はさるの事情あり況や歷史上兌換券の發行は今日の預金事務發達の階梯たりしに於てをや蓋し銀行論の完成を欲せは少くとも兌換券發行のことを以て其一部となさゝるを得ざるなり

之を史に徵するに現今の意義に於ける兌換銀行券は千六百五十八年始めて瑞典に於て發行せられし所にして[1]其之を發行せし銀行は千六百五十六年の設立に係り後瑞典銀行と化せしものなり英蘭銀行は千六百九十四年に創立せられしも其初に當りては廣く民間に流通すへき小紙幣の發行を爲さゝりき大英國に於て最も早く兌換券の小取引に使用せられしは蘇格蘭にして千七百〇九年既に一磅兌

換券の流通を見たり(2)

(1) Palgrave, Notes on Banking, p. 87

(2) Evans, History of The Bank of England, I, 172.

現今に於ては世界文明諸國に於ける預金の利用特に盛にして兌換券の流通額は預金に比して甚しく讓色ありと雖も預金は實に兌換券の流通を楷段として發達したるものなり(1)

(1) ルロアボリュー氏曰く「凡そ兌換銀行券の發行は公衆をして銀行を利用せしむるに有力なるものにして公衆は其兌換券の流通より自然に銀行を信用するに至り終に支拂取立等の事務にまで之を利用するに至るとは吾人の經驗に徴するも誠に明白なる事實なり」と Leroy-Beaulieu, Traité d' Economie Politique, III, p. 474.

英米二國は今日世界中最も預金事務の發達せる國なりと雖も往時預金は兌換券に及はさること遠く其發達は實に近時に在りとす

バジエホット氏曰く「現今利用の最も廣く普及せるは蘇格蘭なり而して同國の銀行の利益は往時は主として其發行に係る兌換券より來れり……蘇格蘭「ローヤルバンク」と合同せる夫の「バンクオフダンディ」は千七百六十三年に設立せられ其合同以前既に巨額の預金を有するに至りしが設立後二十五年間は預金絶無にして專ら兌換券を發行し傍ら送金事務を營めり千七百九十二年に至り漸く預金を得るに至り爾來長足の增加を見たり英虞闕に於ける地方銀行史は其材料豊富ならすと雖も亦同一徹に出でしものなるや疑を容れす千八百三十年頃までは銀行の利得は主として其發行に係る兌換券より生せしものにして當時預金の如きは頗る微々たりしならん故に銀行に就て論議するに

者は皆主として兌換券發行の事を以て其論旨と爲さゝるはなかりき……蓋し兌換券の使用か銀行に預金を爲すの慣習に先つ所以のものは甚た明瞭なり即ち兌換券を發行するほ之によりて最も多く利益を獲る銀行の自ら進んて爲し能ふ所にして貸附を爲し貨銀を支拂ひ若くは負債を返濟するに當りて正貨を用ゐす其代りに一種の約束手形を發行し能ふものなり然れとも之に反して預金を得るは受働的にして兌換券の發行の如く自己の意志を以て之を爲すを得す他人の好意によるの外なきなり又世人に取りても正貨の代りに兌換券を使用するは預金を使用するに至るよりも一層容易にして一銀行に多額の預金を集むるか如きは多數の人の協同を要し容易の業に非れとも兌換券の流通は毫も多數の人の協同行爲を要することなし即ち日常の取引に於て兌換券を受取るも之か引換を銀行に請求せされは自ら其流通を見るに至るへきなり之を要するに兌換券の流通は銀行の自ら進んて始むる所にして毫も世人の盡力を要せさる而已ならす世人か之を流通せさらんとするは却て煩勞を覺さゝるを得さる所なり然るに預金にありては然らす銀行之を始むるを得す世人の自然に且つ適當に之か利用を爲すに至るを待たさるへからさるなり果して然らは兌換券の發行は預金事務の發展するに至る自然の階段なりと謂ふへきなり」と

Lombard Street, N. Y. edition of 1897, pp. 84-87.

米國に於ても亦兌換券發行か預金事務に先ち而かも世人に銀行の利用を教へ預金をして發達せしめしは掩ふへからさる事實なりダムバー氏曰く「十九世紀の初半に於ては米國に於て兌換券は遙かに預金よりも緊要なるものなりき當時人口の比較的稀薄なりしと及ひ銀行利用の慣習未た充分に發達せさりし事實は人をして夫の交付により轉讓する通貨を好ましめ自ら進んて銀行に至るとを要する預金の利用を妨けたり千八百〇九年より十一年に至る封鎖の時と雖も合衆國銀行の兌換券發行高は預金と相伯仲せり又當時最も發達せる州立銀行の報告に據るも兌換券發行高は遙かに預金額の上にありきがラチン氏の編纂に係る千八百二十年より二十九年に至るまての統計に徴するも亦預金に比し兌換券の緊要なりしとを示せり又千八百三十二年六月の決議に基き合衆國大藏

者に於て蒐集せる統計によるも同國に於て銀行預金額の兌換券發行額に超過するに至りしは千八百五十五年以後にあるとを示せり」云々と

Dunbar, Deposit as Currency (Quarterly Journal of Economics, Vol I, July 1887)

第一節　兌換銀行券の性質

兌換銀行券の性質を知悉せんと欲せは之を正貨幣其他支拂の具とし用ゐらるゝ各種物件と對比して其差異を究めんことを要す今左に其預金正貨幣不換紙幣及び諸種の信用證券と異なる點を擧けん

第一、預金と兌換銀行券　兌換銀行券と銀行預金とは形態に於ては異なれども其實銀行に取り同一なり即ち紙幣發行の權を有する銀行の債權者は其債權に對し兌換券にても預金上の權利にても其好みに隨ひ之を獲得しへく銀行は右孰れの場合にありても正貨支拂の要求に應すへき資金を準備するの必要を有し彼是寸毫の差異を感せさるなり

Dunbar, The Theory and History of Banking, p. 16.

Tooke, History of Prices, II, p. 369.

N. A. Nicholson The Science of Exchange, pp. 38–39.

Report of Massachusettes Bank Commissioners of Oct., 1860 (cited in the Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, p. 173)

Conseile-Seneuil, Les Opérations de Banque, 8 édition, 449–460.

然りと雖も現今各國の立法者の多くは此理を解せざるもの、如くにして兌換券發行に對する準備金は法律を以て之を規定するにも拘らす預金に對する準備金の多少は一二の例外を除くの外全く之を放任するの傾あり蓋し立法者が特に兌換券所持人を保護するの必要を感し預金者の利益を認むるに迂きは其之を認識するの難易に因ること及び預金者は一般公衆に比すれは自家防衛の智力に富み法律の保護を要するの度比較的小なるの事實に因るもの、如し然而して各國の兌換銀行券所持人を保護するの法律は多くは其發行高に對する正貨準備の割合を定むるか若くは銀行破綻の際兌換券所持人に對し或種の資產の優先權を付與する等單純なる方法に依ること多きか如し

Economy Price, Currency and Banking, pp. 51–53.

Dunbar, The Theory and History of Banking, pp. 53,62.

A. Johnson, Currency Principles v. Banking Principles pp. 86–87.

第二、正貨及び不換紙幣と兌換銀行券、正貨とは鑄造貨幣の謂にして所謂硬貨と稱するものを云ひ通貨中首位を占め又其基礎を爲すものなり社會經濟進歩し

信用制度發達するに及ては正貨の用漸次減少し稍々贅物たるの觀を呈するに至ると雖も固と信用機關の圓滑なる運轉は鞏固なる正貨制度の存するありて之が基礎を爲すに因るものたることを忘る可からず再言すれば正貨は信用の發達に伴ひ漸次其交換の媒介たる職分を減縮すと雖も價格の尺度及び支拂の標準たる職分は益々其必要を加るに至るものとす

不換紙幣は發行者が之を正貨に引換ることを明約せす法律の力を以て正貨同樣に通用せしむるものにして或は初めより不換紙幣として發行せらるゝあり或は兌換券を引直して不換紙幣と爲すあり一定せすと雖も要するに不換紙幣を發行するは其結果强制的無利息公債を募集するに異らざるなり

兌換券は政府之を發行すると(此場合には兌換紙幣の名稱を用ゆるを例とす)銀行之を發行すると(此場合には兌換銀行券と稱す)の別あれども讀て字の如く等しく所持人の要求次第其表示する金額を正貨即ち其國の本位貨幣を以て支拂ふことを約する證券なり去れば兌換券は其性質一種の信用證券にして正貨及び不換紙幣の如く其支拂を强行すること能はざるものなり然れども兌換券は各國共今日之を法貨(リーガルテンダー)と爲すこと多きを以て實際上より論ずれば一の貨幣と見て差支なきなり更に之を詳言すれば兌換券は其法貨たる範圍內に於てのみ貨幣なれども其範圍たる通常極めて廣汎なるが故に之を貨幣と見做し毫も不都合あることなし英蘭銀行[1]の兌換銀行券は英蘭銀行の受拂口に於ては法貨に非ずと雖も其以外に於ては英國到る所に法貨なるが故に之を貨幣と見る毫も不可なることとなかるべし

[1] 本書第七頁及第八頁註參照

第三、兌換銀行券と其他の信用證券、普通の約束手形爲換手形小切手の類と兌換券との間に於ける主たる差異は其發行の目的を異にするの點に存せり即ち兌換券は初めより流通を目的として發行せらるゝものにして諸般の支拂に之を用ゆる時は其單純なる交付により債務の辨濟を結了し不渡となるも引渡人に於て其償還の責に任せざる而已ならず引渡人は其他何等の責任を負擔せずと雖も手形及び小切手にありては然らず其發行の目的は主として債權債務の關係を證するに在りて其世上に流通し交換の媒介を爲すは寧ろ其行使に附隨して起る副作

用なり故に其讓渡は所持人揷のもの、外裏書の手續を要し不渡となりたる時は之が裏書讓渡人は償還の責に任せざる可からざるなり

兌換券と他の信用證券と其發行の目的を異にすることに附隨して上述の外尙其差異の著しきもの二三を擧くれは他の信用證券は其效用を消滅する一定の期限を有すれとも兌換券は永時流通すへきものと推定せらるゝこと他の信用證券にありては利付なるもの往々あれとも兌換券には決して利付のものなきこと及ひ他の信用證券にありては其金額種々なれとも兌換券にありては其各種類額面の金額常に一定して泒錢を有せさることと等是なり

加之今日諸國に行はるゝ兌換券は其銀行より發行せられしものと雖も多くは法貨なるか故に正貨を以て借入れたる金員を返濟するに當りても兌換券を以てする時は債權者之を拒むことを得す之を拒みたる時は其債權は爲めに消滅せすと雖も訴訟入費は債權者の負擔なり然るに他の信用證券にありては之を受取ると否とは全く債權者の隨意なりとす之を兌換券と他の信用證券との區別となす

第二節　兌換銀行券の效用

兌換券の發行は銀行の必す爲さゝる可からざる業務に非す故に銀行の效用は兌換券を發行せすとも消滅することなし決して之なしと雖とも兌換券の發行によりて愈々其效用を大ならしむるは蓋し疑を容れざる所なり特に信用の未だ充分に發達せざる社會及び人口稀薄にして市街に於けるが如く充分に銀行を利用することと能はざる場所に於て然りとす

兌換銀行券は其性質預金と同じ故に其效用亦預金の效用と差異ある可からずと雖も二者元と其形態を同ふせざるを以て其間多少特異の點なしとせざるなり兌換銀行券の效用の主なるもの三あり曰く貴金屬の節約曰く金融の疏通曰く通貨をして社會の必要に適應せしむることと即是なり以下順次之を說述せん

第一、貴金屬の節約　兌換銀行券の發行は多額の正金を準備する場合と雖も克く貴金屬の用を省き又之に代ふるに重量小に取扱に便利なる交換の媒介物を以てし正貨取扱より生ずる手數及び費用を節約すること大なり抑々金銀貨を用ゆることは社會に取り實に巨大なる費用を要するものにして富裕なる社會にありて始めて堪へ得べき所なり疆界效用（マージナルユーチリテー）の學說は以て貧弱國の多額の正貨を保有す

る能はざる理由を說明し假令準備は不完全なるも多く紙幣を使用するに至る所以を明かにするものとす

然れども健全なる政策の下に兌換券を發行し之を使用するは獨り貧弱國に必要なる而已ならず資本豊富なる邦國に取りても亦經濟上等しく緊要なることにして之を使用するによりて以て貴金屬の用を省き之が獲得上費やさゝるを得ざる資本勞力を節し以て他の生產事業に向はしめ又貴金屬を貨幣として用ゆる場合に於ける種々の費用不便を避け得るものとすアダムスミス氏は剴切なる譬喩を設けて曰く金銀貨幣は猶は普通の道路の如し秣草穀物を市場に運搬するに於ては多大の便益を供すれども自ら其一束だに生ずる能はず然るに銀行の巧妙なる働作により兌換券を發行し貨幣の用を省略するに於ては是れ恰かも一種の車道を空中に架設したると同しく道路の大部分を牧場若くは耕地に變するを得其結果大に土地及び勞力の年々生產額を增加せしむべし[1]と

(1) Adam Smith, The Wealth of Nations, Book II, ch. II.

兌換券を用ゆるにより起る資本の經濟は尙は之を用ゐざる場合に於ける貴金屬獲得に要する資本の利子を計算すれば愈々其大なることを覺知すべしゼボンス氏は千八百六十七年に於ける英國の金銀銅貨流通額九千五百萬磅の保存費を計算して年々二百九十二萬七千磅を要し內二百八十五萬磅は百分三の利率を以て計算したる利子なりと曰へり[1]又千八百九十八年に於ける歐洲諸銀行の兌換券平均流通額は百四十六億六千八百萬法なりしが其內正貨準備額八十一億八千二百萬法を差引き殘額六十五億法に對し年三分の利子を見積る時は其額實に年々我七千萬圓許に達するなり

(1) Jevons, Investigations in Currency and Finance, p. 296.

又兌換券の使用は正貨取扱上當然被るべき磨損喪失の損害を免るゝことを得るなり正貨の磨損より生する損害は其額眞に小ならず千八百九十三年三月より九十七年九月末に至る四年六箇月間に英蘭銀行に回付せる貨幣は其重量法定重量に達せざること實に十三萬四千二百九十五オンスにして之を造幣價格に見積れば五十二萬二千九百十磅の損失なりき[1]即ち英蘭銀行を經たる貨幣のみにても年々我百萬圓許の磨損ある計算なり豈遊なしとせんや然るに兌換銀行券を用ゆる

時は少許の紙代印刷費を投して斯る巨大なる損失を免れ得べきなり

(1) The Economist (July 15,1899) LVII, p. 1012

右は正貨準保存費の莫大なることを示し兌換券使用の利益を說きたるものなれども兌換券の使用は右の外何ほ賣買取引上正貨授受の不便運搬の費用等を節約すること大なりとす此點に就ては吾輩未だ大數計算によりて成れる統計を有せざるが故に其實數を示すこと能はずと雖も其巨大なるは讀者の了察し得べき所なりと信ず

第二、金融の疏通　兌換券の發行は預金の變態にして其性質に於て彼是寸毫の差異あることなし金融の疏通は預金事務の主なる效用の一なり故に亦た兌換券發行の效用たらすんば非ず即ち銀行は兌換券を發行するによりて廉價なる交換の媒介を供給し資本の移轉を圓滑にし大に經濟社會を利益するものなり然りと雖も本節の初めにも述べしが如く兌換券は信用の未だ充分に發達せざる社會又は人口の稀薄なる地方に於て其效驗殊に大なるを以て其效果は預金に比して遜色なきに非ずと雖も其及ばす所の範圍は一層廣濶にして時代及び場所に亘り預

金の及ばざる所を補顯するの效あるものとす

今や兌換券の發行が如何にして社會の金融を疏通するかを說明せんに預金事務未だ甚だ幼稚なる時代に於ては銀行の貸附資金は主として其資本金なるを以て金融上遺憾なからんを欲するも望む可からざるなり然るに其際兌換券を發行するに於ては銀行は其流通額丈無利息を以て公衆より借入金を爲すこととなるを以て貸附資金爲めに增加し世上の金融之が爲めに大に疏通すべきなり去れは兌換券の發行は信用の未た充分に發達せざる社會に取り最も緊要なるや論を竢たさる所とす

加之ならず之を歷史に徵するに兌換銀行券の發行は預金事務發達の階梯を爲し信用進步の導火線たりしものにして今日の預金事務の發達は實に兌換券の行使に俟つ所大なりと謂はざる可からず

既にして預金事務漸く發達し商工業者多く銀行を利用するに至る時は銀行は其預金を基とし大に割引貸附を許し其手取金を又預金に振替へ之に對して小切手を振出さしむるを以て世上の金融爲めに圓滑なるに至るへしと雖も直接に此利

便に浴するは主として人口稠密なる商工業地にして夫の稀薄なる人口を有し充分に銀行を利用すること能はざる事情を具ふる農業地の如きにありては預金事務の發達稗々たるは蓋し自然の結果なりとす故に是等地方の需要を充たさんには依然兌換券の力を籍らさるを得さるなり之を要するに兌換券の發行は銀行の利用未だ盛ならさる時代は勿論預金事務發達の時代と雖も其用尚は甚た大なるものありとす之を金融上に及ぼす兌換券の效用とす

第三、通貨をして社會の必要に適應せしむること、兌換銀行券の最大利益は克く通貨の分量をして社會の需要に適應せしむるの點に存せりコーヴェス氏は曰く若し金及び銀か唯一の通貨なる時は貿易上輸入超過の際は正貨外國に流出し內國の物價俄然下落し恐慌を惹起すことなきを保す可からすと雖も兌換銀行券ある時は商業社會の必要に應じ通貨不足となれは之を補ひ以て恐慌を防き商業社會をして安固ならしむべし」と(1)

(1) Cauwes, Cours d' Economie Politique, II, p. 309.

抑鞏固なる銀行制度の下に發行せられたる兌換券は信用取引の生物に外ならすして其伸縮は主として商業の盛衰に因て起る結果なりとす今其然る所以を說明せんに例へは茲に一社會あり其信用取引は商業手形の割引及び兌換銀行券發行の外一切他の形態を具へすと假想する時は商業好況を呈し割引の依賴頻繁なれは割引步合爲めに騰貴し銀行は之に應して多額の兌換券を發行すべし之に反して商況振はす通貨を要するの度減すれは割引の依賴大に縮小し金利爲めに下落し同時に從來銀行に債を負ふ者は其債務の辨濟を爲す毎に其丈の兌換券を集めて若くは正貨を用意して拂ひ込むへし然る時は通貨の流通額は其丈減少せさるを得さるなり

以上は只信用か手形割引及び兌換券發行の形態のみを具る場合を想像したる論なれとも今更に尙は預金の存在を認むるも同一の現象を呈すへきことを發見すへし即ち今若し通貨の分量社會の需要に超越せりとせん乎割引の振替によりて生したる預金は手形期日に至り大に其額を減し又兌換券及び正貨を以て拂ひ來る向も出て同時に外國輸出の爲め正貨を取付くる者起り其結果預金及び流通兌換券の額は大に減少すへし之に反して世上商業活潑となり通貨を要すること愈

々多きを加ふる時は割引の依頼頻々として起り割引歩合騰貴し正貨外國より流入し兌換券大に發行せられ預金亦增殖すへきなり

依是觀之兌換銀行券は克く世の需要に應して伸縮すへき彈力を有するものにして其發行は商業活潑を加へ貸出を依頼する者多きに至りて始めて起り其償却は商業萎縮し通貨の用少なきにより始めて生する現象にして一言以て之を謂へは其伸縮は商業消長の結果に外ならず決して需要なきに之を發行し必要なきに之を回收し以て商業振衰の原因を爲し得べきものに非るなり

然りと雖も凡ろ商業の消長なるものは必しも靜思默考の結果に非ず時に或は一時人心の傾向により商況に變動あるを免れざるが故に兌換券の發行も社會の需要に適應せざることなきに非ず世に兌換券不足と稱する者即ち斯る場合に起る現象なり然れども是等は一時の現象にして必ず久しからずして救治せらるべきが故に永時に亘り之を謂ふ時は兌換券は通貨をして社會の必要に適應せしむる彈力性を有するものと謂はざるを得ざるなりオバーストン卿曰く「貨幣流通額の增減は物價及び商況變動の原因を爲すこと稀なり人心の變化極まりなきこと需要供給の豫測違ひ氣候の不順嗜好流行の變遷法律の制定政治上の出來事外國市場氣配の消長及び人心を動搖せしむる有ゆる事項は總躰的に又單獨的に商況變動の原因となるなり貨幣增減の如きは從たる結果にして商況及び物價變動の原因を爲すものに非す然れども時に或は商況變動の勢を强めるものとあり例之は一時人心の激昂より實際左程兌換券の必要なきに多額の發行を促かしたる場合の如きにありては之が爲め却て投機をして盛に行はれしむることあるが如し」[1]と

(1) Lord Overstone, Tracts, p. 167.

第三節　政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券

之を概論すれは善良なる兌換銀行券は善良なる兌換紙幣に優るものとす古來政府自ら兌換券を發行したる例乏しからすと雖も現今にありては大抵皆其發行を銀行に委ね政府自ら之か發行に從事するもの稀なり今左に兌換銀行券の兌換紙幣に優る所以を說明せん

第一、政府發行の兌換券は自然伸縮力を缺けり、蓋し最も善良なる兌換券制度